

旧（現計画）

久山町都市計画マスターplan

旧（現計画）

平成20年3月

久 山 町

新（改定）

久山町都市計画マスターplan

新（改訂）

平成26年3月

久 山 町

旧（現計画）	
久山町都市計画マスタープラン	
もくじ	
序章 久山町都市計画マスタープランとは	1
1. 久山町都市計画マスタープランの目的と役割	1
2. 久山町都市計画マスタープランの策定方針	1
第1章 久山町の現況と課題	2
1. 久山町の現況と問題点	2
(1) 久山町の位置	2
(2) 人口動向	2
(3) 土地利用現況と法規制状況	5
(4) 市街化動向	5
(5) 都市施設等の整備状況	5
2. まちづくりの課題	6
(1) 地域コミュニティの活性化と生活基盤整備	6
(2) 農地保全と農林業の振興	6
(3) 都市の開発圧力への適切な対応	6
(4) 都市環境、景観の保全、形成	6
第2章 全体構想	7
1. まちづくりの基本理念と将来都市像	7
(1) まちづくりの基本理念	7
(2) 久山町が目指す将来像	7
(3) 将来人口	7
2. 「農業」と「都市」との共生に向けた土地利用構想	8
(1) 土地利用の基本的考え方	8
(2) 地域特性を活かした土地利用	8
3. 部門別まちづくり方針	10
3-1. 土地利用の方針	10
3-2. 市街地(市街化区域)、集落地(市街化調整区域)の開発、整備方針	13
3-3. 道路交通体系の方針	16
3-4. 水と緑の田園・都市環境形成方針	18
3-5. 自然・田園環境と調和した景観形成方針	21
3-6. 安全・安心のまちづくり方針	23
3-6-1. 防災のまちづくり方針	23
3-6-2. 高齢者等にやさしいまちづくり方針	24

新（改定）	
久山町都市計画マスタープラン	
もくじ	
序章 久山町都市計画マスタープランとは	1
1. 久山町都市計画マスタープランの目的と役割	1
2. 久山町都市計画マスタープランの策定方針	1
第1章 久山町の現況と課題	2
1. 久山町の現況と問題点	2
(1) 久山町の位置	2
(2) 人口動向	2
(3) 土地利用現況と法規制状況	5
(4) 市街化動向	5
(5) 都市施設等の整備状況	5
2. まちづくりの課題	6
(1) 地域コミュニティの活性化と生活基盤整備	6
(2) 農地保全と農林業の振興	6
(3) 都市の開発圧力への適切な対応	6
(4) 都市環境、景観の保全、形成	6
第2章 全体構想	7
1. まちづくりの基本理念と将来都市像	7
(1) まちづくりの基本理念	7
(2) 久山町が目指す将来像	7
(3) 将来人口	7
2. 「農業」と「都市」との共生に向けた土地利用構想	8
(1) 土地利用の基本的考え方	8
(2) 地域特性を活かした土地利用	8
3. 部門別まちづくり方針	10
3-1. 土地利用の方針	10
3-2. 市街地(市街化区域)、集落地(市街化調整区域)の開発、整備方針	13
3-3. 道路交通体系の方針	16
3-4. 水と緑の田園・都市環境形成方針	18
3-5. 自然・田園環境と調和した景観形成方針	21
3-6. 安全・安心のまちづくり方針	23
3-6-1. 防災のまちづくり方針	23
3-6-2. 高齢者等にやさしいまちづくり方針	24

旧（現計画）		新（改定）	
4. 全体まちづくり構想 28	4. 全体まちづくり構想 28
(1) 全体まちづくり方針 28	(1) 全体まちづくり方針 28
(2) 全体まちづくり方針の推進方策 30	(2) 全体まちづくり方針の推進方策 30
(3) 住民主体のまちづくり推進体制 31	(3) 住民主体のまちづくり推進体制 31
第3章 地域別構想 32	第3章 地域別構想 32
1. 下久原地域まちづくり方針の体系 33	1. 下久原地域まちづくり方針の体系 33
2. 中久原地域まちづくり方針の体系 35	2. 中久原地域まちづくり方針の体系 35
3. 東久原地域まちづくり方針の体系 38	3. 東久原地域まちづくり方針の体系 38
4. 上久原地域まちづくり方針の体系 40	4. 上久原地域まちづくり方針の体系 40
5. 下山田地域まちづくり方針の体系 43	5. 下山田地域まちづくり方針の体系 43
6. 上山田地域まちづくり方針の体系 45	6. 上山田地域まちづくり方針の体系 45
7. 猪野地域まちづくり方針の体系 48	7. 猪野地域まちづくり方針の体系 48
8. 草場地域まちづくり方針の体系 51	8. 草場地域まちづくり方針の体系 51

旧（現計画）	新（改定）
<h2>都市計画マスタープラン見直しの背景と目的</h2> <p>久山町では、昭和 44 年に全町域 3,743ha を都市計画区域として定め、その中の約 97%を市街化調整区域に指定する一方、101ha(3箇所)を市街化区域に指定し、無秩序な開発を抑制してきました。</p> <p>その後も、市街化区域の拡大は行われず、市街化調整区域の自然、農地などの資源は保全されてきました。</p> <p>しかしながら、人口・世帯数がいまだ増加傾向にある福岡都市圏において、本町は、人口の増加や従業者の増加等はあまりみられず、世帯数は小規模化の影響などで増加しているものの、人口は横ばいで推移しており、本町の活性化を図ることからも、都市的土地区画整理事業を拡大し、人口の増加、就業の場の確保を図っていくことが求められるようになっています。</p> <p><u>そこで、平成 4 年の都市計画法の改正により、市町村が自らまちづくりの計画を定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」が創設されたことから、本町でも、平成 14 年 6 月に策定された「久山町第二次総合計画」を踏まえ、平成 15 年 7 月に「久山町都市計画マスタープラン」を策定しました。</u></p> <p>都市計画マスタープランが策定されたことを踏まえ、<u>市街化調整区域における都市的土地区画整理事業の実施していくための根拠となる「久山町まちづくり条例」を平成 16 年 9 月に、「久山町環境保全条例」を平成 17 年 12 月に策定し、市街化調整区域の既存集落及び周辺区域、幹線道路沿道区域などでの地区計画制度の導入による都市的土地区画整理事業の方向性が明確にされました。</u></p> <p><u>さらに、具体的に市街化調整区域における地区計画制度を導入する基準として、平成 18 年 9 月に「久山町市街化調整区域地区計画導入基準(集落型)」、平成 19 年 8 月に「久山町市街化調整区域地区計画導入方針(非住居系)」を策定し、地域地権者との協議のもと、地区計画制度の導入を図っています。</u></p> <p>このように、本町では、<u>都市計画マスタープラン策定までの都市的土地区画整理事業の実施していくための根拠となる「久山町まちづくり条例」を平成 16 年 9 月に、「久山町環境保全条例」を平成 17 年 12 月に策定し、市街化調整区域の既存集落及び周辺区域、幹線道路沿道区域などでの地区計画制度の導入による都市的土地区画整理事業の方向性が明確にされました。</u></p> <p>今後、本町の特性である自然や農地を保全しつつ、計画的な都市的土地区画整理事業を拡大・整備し、将来にわたり健康で豊かな田園文化都市を創造していくために、集落地や工業地及び都市施設の適正な配置、自然や農地と調和した都市的土地区画整理事業のあり方、市街化区域拡大や地区計画制度導入のあり方など、これまでのまちづくりの経緯や評価、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、新たな観点からの都市計画マスタープランの見直しが必要となっています。</p> <p>一方、<u>「地域活性化ゾーン」として位置づけられた本町の中央西寄の JR 新幹線北側の山林一帯は、今後とも、地域活性化を目的とし、工業系などの産業用地としての新たな土地利用の検討が求められています。また、当ゾーンの中に指定されていた「久山町総合運動公園(40ha)」は、利用のしやすさ、また、当該区域は、地質的に活用が困難なことも判明したことなどから、位置の変更の必要に迫られています。</u></p> <p>以上のような観点から、<u>将来のまちづくりを見据えて、総合的・体系的なまちづくりの基本方針を策定するため、都市計画マスタープランの一部見直しを行うものです。</u></p>	<h2>都市計画マスタープラン見直しの背景と目的</h2> <p>久山町では、昭和 44 年に全町域 3,743ha を都市計画区域として定め、その中の約 97%を市街化調整区域に指定する一方、101ha(3箇所)を市街化区域に指定し、無秩序な開発を抑制してきました。</p> <p>その後も、市街化区域の拡大は行われず、市街化調整区域の自然、農地などの資源は保全されてきました。</p> <p>しかしながら、人口・世帯数がいまだ増加傾向にある福岡都市圏において、本町は、人口の増加や従業者の増加等はあまりみられず、世帯数は小規模化の影響などで増加しているものの、人口は横ばいで推移しており、本町の活性化を図ることからも、都市的土地区画整理事業を拡大し、人口の増加、就業の場の確保を図っていくことが求められるようになっています。</p> <p><u>このため、平成 15 年 7 月に「久山町都市計画マスタープラン」が策定されたことを踏まえ、無秩序な個別開発を抑制し、適正かつ秩序ある都市的開発を計画的に誘導して生活環境の改善を図るとともに、健全な田園集落環境の形成に努めています。</u></p> <p>具体的には、<u>市街化調整区域における地区計画制度を導入する基準として、平成 18 年 9 月に「久山町市街化調整区域地区計画導入基準(集落型)」、平成 19 年 8 月に「久山町市街化調整区域地区計画導入方針(非住居系)」を策定し、地域地権者との協議のもと、地区計画制度を導入し、市街化調整区域において周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の形成を進めています。</u></p> <p>このように、本町では、都市的土地区画整理事業を抑制する施策から、市街化調整区域で地区計画制度を活用して計画的に都市的土地区画整理事業を拡大していく施策に方向転換を行い、平成 20 年 1 月現在、32 箇所(約 291.2ha)で地区計画を指定するとともに、<u>平成 20 年 3 月に都市計画マスタープランの一部見直しを行い、新たなまちづくりの取り組みを進めてきました。</u></p> <p>今後、本町の特性である自然や農地を保全しつつ、計画的な都市的土地区画整理事業を拡大・整備し、将来にわたり健康で豊かな田園文化都市を創造していくために、集落地や工業地及び都市施設の適正な配置、自然や農地と調和した都市的土地区画整理事業のあり方、市街化区域拡大や地区計画制度導入のあり方など、これまでのまちづくりの経緯や評価、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、新たな観点からの都市計画マスタープランの見直しが必要となっています。</p> <p>一方、<u>「地域活性化ゾーン」として位置づけられた本町の中央西寄の JR 新幹線北側の山林一帯は、今後とも、地域活性化を目的とし、工業系などの産業用地としての新たな土地利用の検討が求められています。</u></p> <p>以上のような観点から、<u>本町を取り巻く社会経済情勢の変化や動き等に適切に対応した都市づくりを見据えて、本町の総合的・体系的なまちづくりの基本方針を策定するため、都市計画マスタープランの一部見直しを行うものです。</u></p>

旧（現計画）	新（改定）
<p>序章 久山町都市計画マスタープランとは</p> <p>本都市計画マスタープランは、「久山町第二次総合計画」に基づいて策定しています。本都市計画マスタープランは、総合計画で掲げている、久山町が目指す都市像である『心身ともに健康で豊かな田園文化都市の創造』を、都市計画の視点で具体化し、「農業」と「都市」との共生のまちづくり、町民主体のまちづくりの指針となるものです。</p> <p>1. 久山町都市計画マスタープランの目的と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目指す都市像と久山方式の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ①「健康田園文化都市」の具体化を図り、町民の皆さんと共有します。 ②都市像実現の一環として、調整区域地区計画制度の活用を核とした久山町独自の「農業」と「都市」との共生のまちづくり（「久山方式」と呼ぶ）を目指しています。本マスタープランで、その具体的な方法と筋道を提示し、共有化することで、本町独自のまちづくりを町民の皆さんとともに実践します。 2) 都市計画マスタープランを契機に町民主体のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ①町民主体のまちづくりを推進しています。地域の優れた自然・田園環境、及び地域固有の資源の保全、活用を基本に、地域住民の皆さんの意向、発意を尊重しつつ、まちづくりを進めます。 ②総合計画の各種関連計画と連携を図りつつ、地域の生活文化、コミュニティ活動、及び農林業等の地域産業の維持、活性化に向けたハード、ソフト両面のまちづくりを地域住民の皆さんと協働で進めます。 3) 総合的かつ計画的な行政運営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①本マスタープランを今後のまちづくりの総合指針とし、都市計画及び関連計画の個別調整の際に役立て、この指針に沿って総合的かつ効率的な都市づくりを計画的に推進します。 ②今後の各種個別の都市計画決定及び変更は、本マスタープランを指針として行います。 <p>2. 久山町都市計画マスタープランの策定方針</p> <p>本マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成されますが、「都市計画マスタープランの目的と役割」を踏まえて、以下の4点に主眼を置き策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 都市計画の目標、指針を策定し、久山町が目指す将来像を共有 <ul style="list-style-type: none"> ○町全体のまちづくりの理念とあるべき姿、部門別のまちづくり方針を全体構想として策定し、行政はもとより、本町のまちづくりに関わる全ての人々と共有します。 2) 地域特性に応じたまちづくり構想を策定し、それぞれの地域が目指すものを明確化 <ul style="list-style-type: none"> ○全体構想の枠組みを踏まえながら、地域別のまちづくり構想についても、今後の地域まちづくりの指針とするため、必要な見直しを行いました。 3) 住民参加による計画づくりに努め、地域住民主体のまちづくりを推進 <ul style="list-style-type: none"> ○計画策定に当たっては、地域の状況や意向を踏まえ、都市計画への理解を深めるとともに、行政と地域住民による協働のまちづくりをさらに推進します。 4) 各種部門計画と連携を図り行政の総合的な取り組みを推進 <ul style="list-style-type: none"> ○総合計画並びに各種関連計画と調整を図り、都市計画に関わる総合的な指針とするとともに、縦割りでない横断的な行政運営に努めます。 	<p>序章 久山町都市計画マスタープランとは</p> <p>本都市計画マスタープランは、「第3次久山町総合計画」に基づいて策定しています。本都市計画マスタープランは、総合計画で掲げている、まちづくりの基本理念である『「健康」を真に実感できるまちづくり』を踏まえ、久山町が目指す都市像である『安心・元気な「健康が薫る郷」の実現』を、都市計画の視点で具体化し、「農業」と「都市」との共生のまちづくり、町民主体のまちづくりの指針となるものです。</p> <p>1. 久山町都市計画マスタープランの目的と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目指す都市像と久山方式の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ①「健康田園文化都市」の具体化を図り、町民の皆さんと共有します。 ②都市像実現の一環として、調整区域地区計画制度の活用を核とした久山町独自の「農業」と「都市」との共生のまちづくり（「久山方式」と呼ぶ）を目指しています。本マスタープランで、その具体的な方法と筋道を提示し、共有化することで、本町独自のまちづくりを町民の皆さんとともに実践します。 2) 都市計画マスタープランを契機に町民主体のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ①町民主体のまちづくりを推進しています。地域の優れた自然・田園環境、及び地域固有の資源の保全、活用を基本に、地域住民の皆さんの意向、発意を尊重しつつ、まちづくりを進めます。 ②総合計画の各種関連計画と連携を図りつつ、地域の生活文化、コミュニティ活動、及び農林業等の地域産業の維持、活性化に向けたハード、ソフト両面のまちづくりを地域住民の皆さんと協働で進めます。 3) 総合的かつ計画的な行政運営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①本マスタープランを今後のまちづくりの総合指針とし、都市計画及び関連計画の個別調整の際に役立て、この指針に沿って総合的かつ効率的な都市づくりを計画的に推進します。 ②今後の各種個別の都市計画決定及び変更は、本マスタープランを指針として行います。 <p>2. 久山町都市計画マスタープランの策定方針</p> <p>本マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成されますが、「都市計画マスタープランの目的と役割」を踏まえて、以下の4点に主眼を置き策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 都市計画の目標、指針を策定し、久山町が目指す将来像を共有 <ul style="list-style-type: none"> ○町全体のまちづくりの理念とあるべき姿、部門別のまちづくり方針を全体構想として策定し、行政はもとより、本町のまちづくりに関わる全ての人々と共有します。 2) 地域特性に応じたまちづくり構想を策定し、それぞれの地域が目指すものを明確化 <ul style="list-style-type: none"> ○全体構想の枠組みを踏まえながら、地域別のまちづくり構想についても、今後の地域まちづくりの指針とするため、必要な見直しを行いました。 3) 住民参加による計画づくりに努め、地域住民主体のまちづくりを推進 <ul style="list-style-type: none"> ○計画策定に当たっては、地域の状況や意向を踏まえ、都市計画への理解を深めるとともに、行政と地域住民による協働のまちづくりをさらに推進します。 4) 各種部門計画と連携を図り行政の総合的な取り組みを推進 <ul style="list-style-type: none"> ○総合計画並びに各種関連計画と調整を図り、都市計画に関わる総合的な指針とするとともに、縦割りでない横断的な行政運営に努めます。

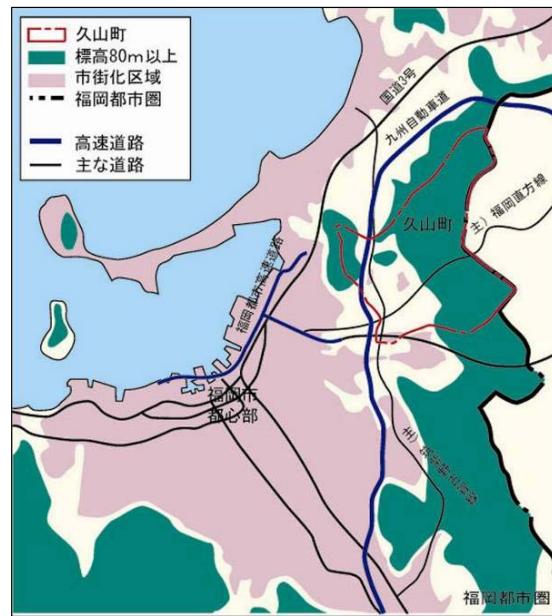
第1章 久山町の現況と課題

1. 久山町の現況と問題点

(1) 久山町の位置

－恵まれた立地条件、豊かな自然－

- 福岡市に隣接し、町役場がある町の中心部から福岡市都心部まで約10kmの距離に位置します。
- 山系では、クスノキ原始林が広がる立花山や三頭山、遠見岳等、水系では、猪野川、久原川、新建川等、豊かな自然環境を保有しています。

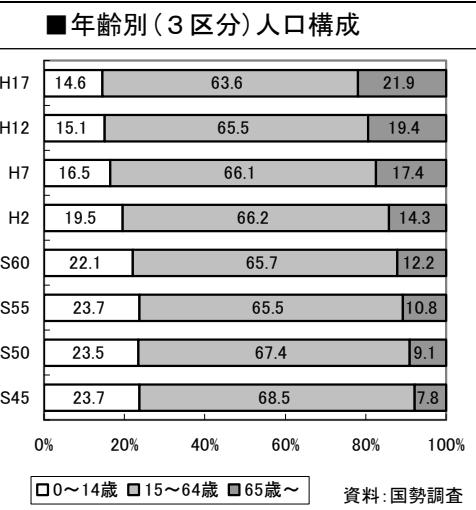
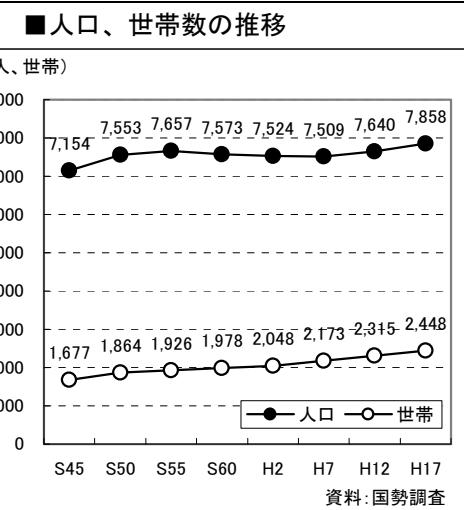


(2) 人口動向

－少子高齢化、若者の町外転出傾向－

1) 人口・世帯動向

- 人口は平成7年以降増加傾向にあり、世帯数は一定しての増加傾向にあります。
- 少子・高齢化が進展、高齢化率は 21.9% (H17年) で、今後10～15年程度で高齢者数のピークを迎えます。
- 5歳から24歳、40歳から54歳にかけての世代が減少し、若者や壮年層が転出傾向にあります。(H7～17年)
- 4歳未満と25歳から39歳の世代が増加しており、子ども連れ世帯は増加し、また、55歳以上の世代が大きく増加しています。(H7～17年)



第1章 久山町の現況と課題

1. 久山町の現況と問題点

(1) 久山町の位置

－恵まれた立地条件、豊かな自然－

- 福岡市に隣接し、町役場がある町の中心部から福岡市都心部まで約10kmの距離に位置します。
- 山系では、クスノキ原始林が広がる立花山や三頭山、遠見岳等、水系では、猪野川、久原川、新建川等、豊かな自然環境を保有しています。



(2) 人口動向

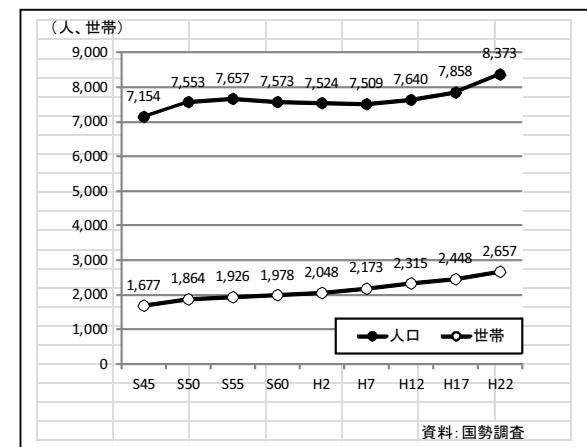
－少子高齢化、若者の町外転出傾向－

1) 人口・世帯動向

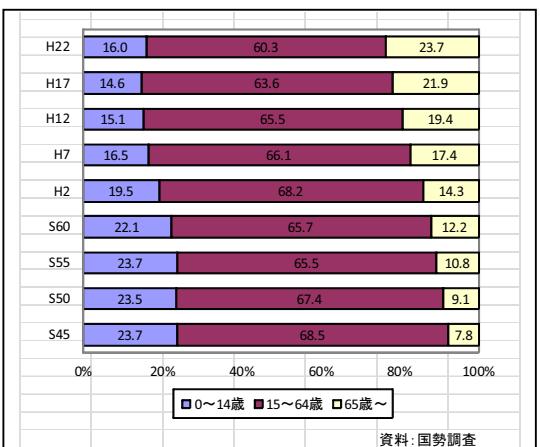
人口データの更新にあわせて、文書の修正。

- 人口は平成7年以降増加傾向にあり、世帯数は一定しての増加傾向にあります。
- 高齢化が進展しており、高齢化率は 23.7% (H22年) で、現状の人口推移が続く場合、今後5～10年程度で高齢者数のピークを迎えます。
- 年齢別では、過去10年間(H12～22年)で、10歳から29歳、45歳から54歳にかけての世代が減少していますが、9歳未満と30歳から39歳のファミリー層と60歳以上の世代が大きく増加しています。

■人口、世帯数の推移

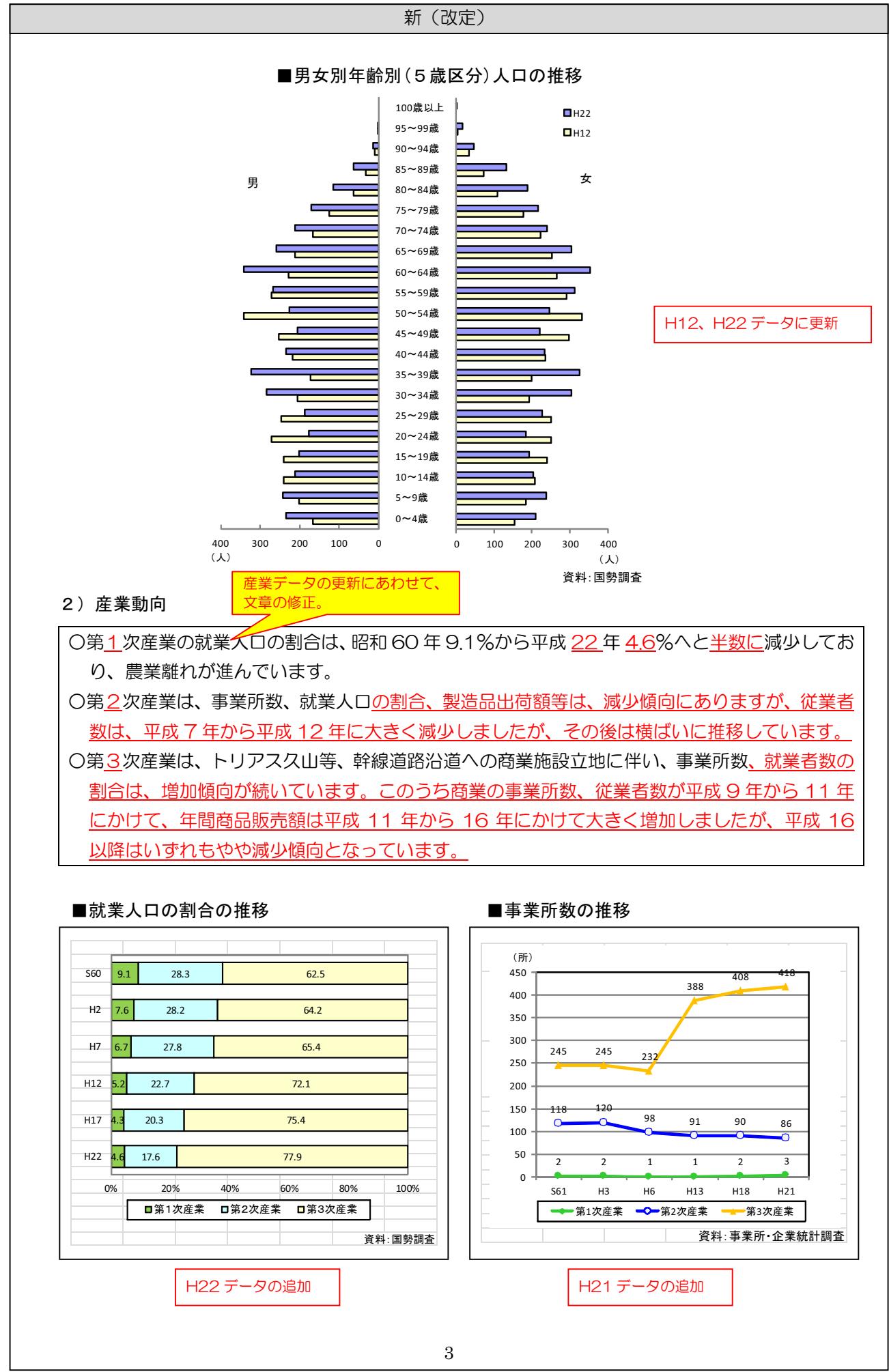
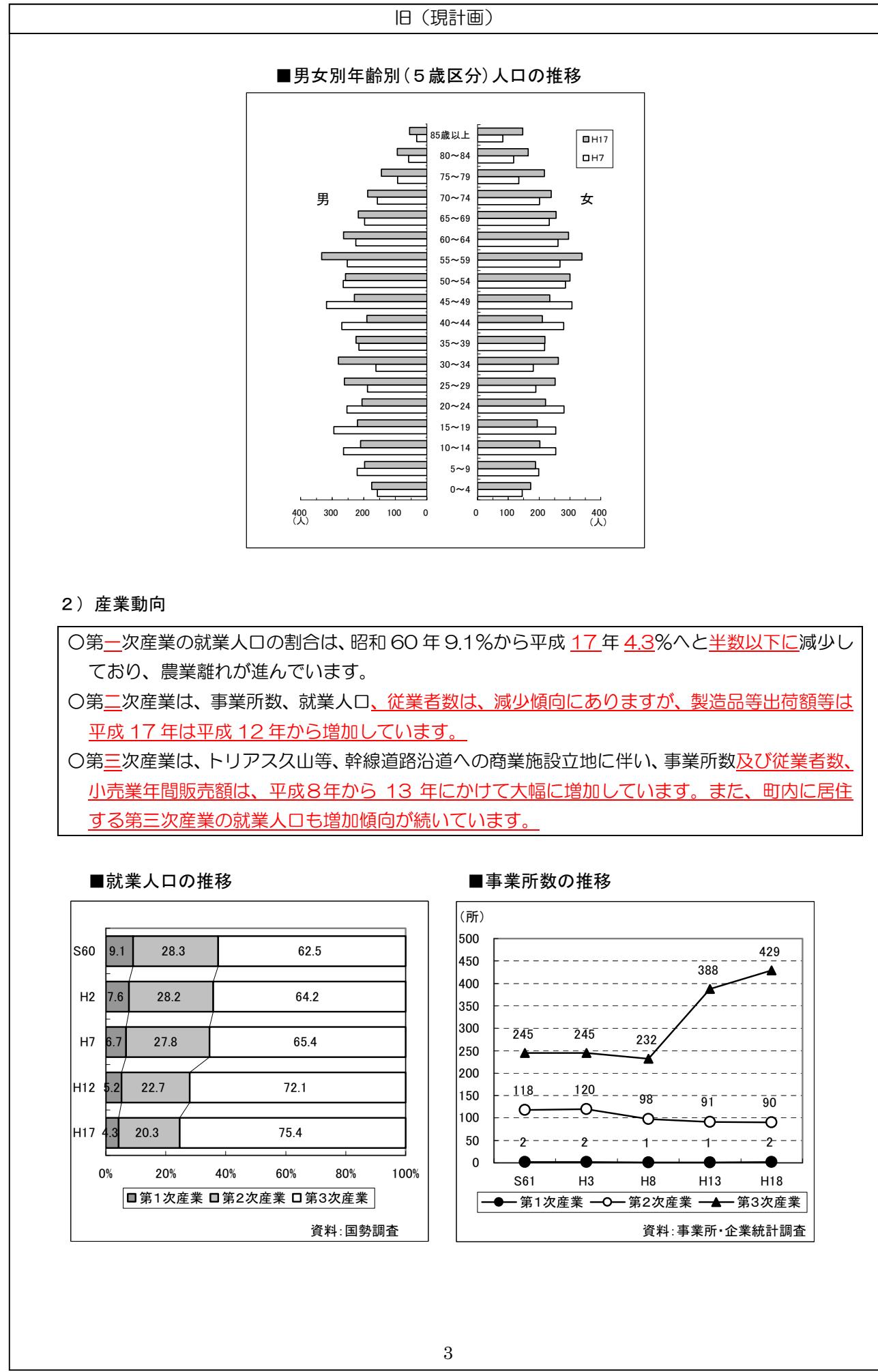


■年齢別(3区分)人口構成



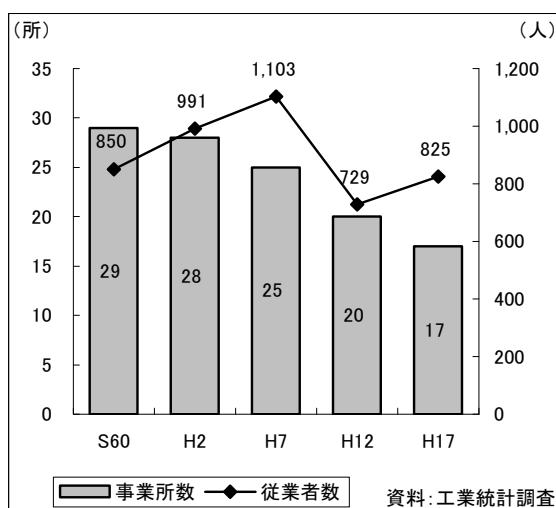
H22データの追加

H22データの追加

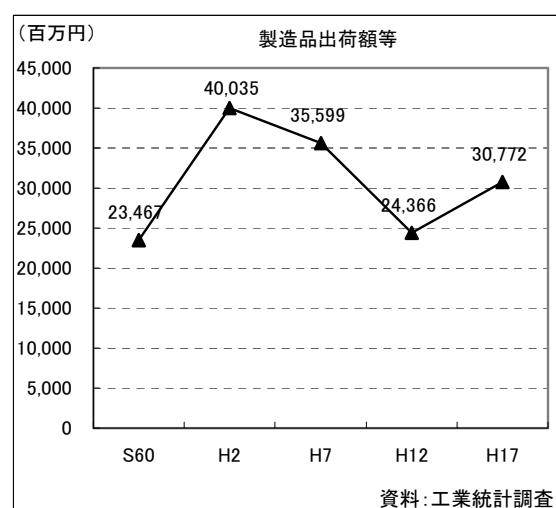


旧(現計画)

■製造業の事業所・従業者数の推移



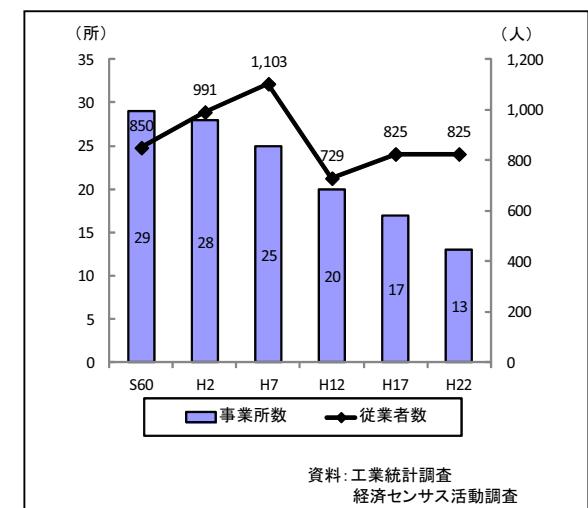
■製造品出荷額等の推移



※S60、H2、H17年は3人以下の事業所も含む
※H7、H12年は3人以下の事業所は含まない

新(改定)

■製造業の事業所・従業者数の推移



※S60、H2、H17年は3人以下の事業所も含む
※H7、H12、H22は3人以下の事業所は含まない

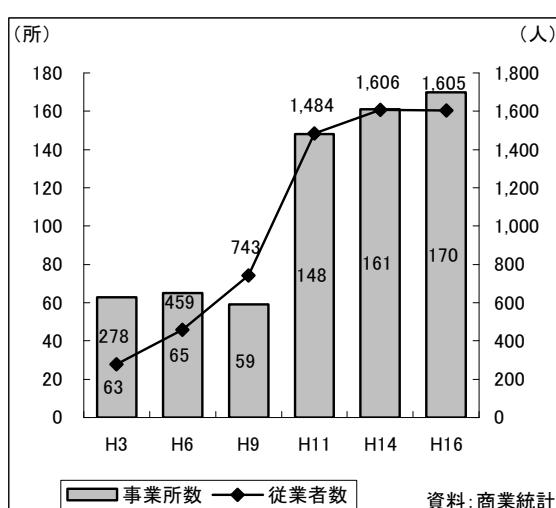
H22データの追加

■製造品出荷額等の推移

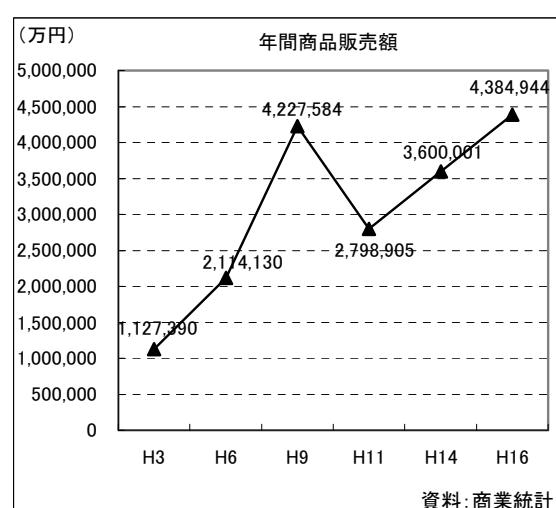


H22データの追加

■商業の事業所・従業者数の推移



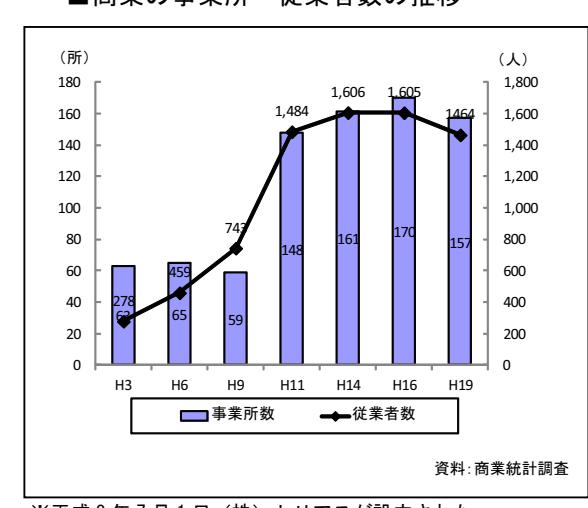
■年間商品販売額の推移



※平成8年7月1日株式会社トリニティが設立された

※平成11年は、第1回目の簡易調査として、全国すべての事業所・企業を対象とした総務省所管の「事業所・企業統計調査」と同時に実施、対象事業所の捕そくを行った。

■商業の事業所・従業者数の推移

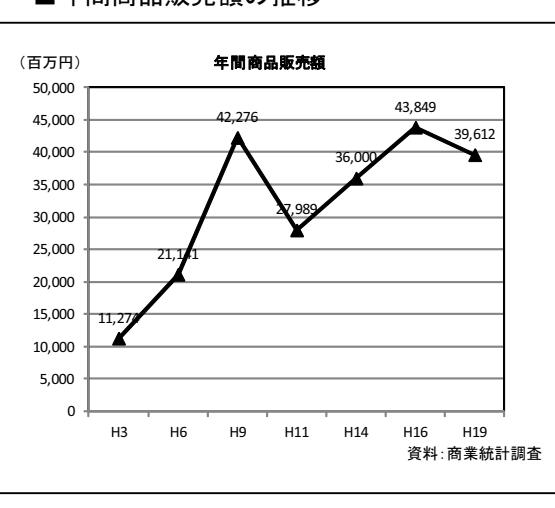


※平成8年7月1日(株)トリニティが設立された

※平成11年は、第1回目の簡易調査として、全国すべての事業所・企業を対象とした総務省所管の「事業所・企業統計調査」と同時に実施、対象事業所の捕そくを行った。

H19データの追加

■年間商品販売額の推移



H19データの追加

旧（現計画）

（3）土地利用現況と法規制状況

－法的規制により秩序ある土地利用を維持－

- 町域の約97%を市街化調整区域に指定するなど、法的規制により秩序ある土地利用を維持しています。
- 土地利用は森林と丘陵部、及び平坦部に集落と農地が広がる明快な区分がされています。
- 住宅開発や工場立地等を集落地区計画、調整区域地区計画を導入し、計画的に推進しています。
- 地域活性化ゾーンは、地域活性化の視点から先端技術を有する工業系土地利用の誘致を図るために、引き続き検討を行っていきます。

（4）市街化動向

－近年、調整区域内の個別開発が増加傾向－

- 市街化調整区域では、集落地区計画をはじめ地区計画制度の導入により、自然や農業と調和した都市的土地利用の拡大が図られています。
- 平成14年から18年の5年間に265件の新築があり、そのうち市街化調整区域内の新築件数は、全町の約83%を占めており、個別の住宅開発が進展しています。これに伴い、人口は、減少傾向から増加傾向に転じてきています。
- 地域別の人団・世帯数は、トリアス久山に隣接する下山田、計画的な住宅地整備を実施した東久原で人口・世帯数の増加が顕著（H17～22年）です。

（5）都市施設等の整備状況

－立ち遅れ気味の都市施設整備－

- 6本の都市計画道路は、未整備箇所が多く、整備率は47.0%です。
- 2箇所の都市計画公園、2箇所の都市緑地があり、現在構想中の総合運動公園（40ha）以外はほぼ整備済みです。ただし、総合運動公園は、住民の利用しやすさ、整備の有効性などの観点から位置の変更が必要となっています。
- 公共下水道は、普及率が77.2%で整備が進んでいます。

■都市計画道路の整備状況

	全 町	市街化区域
計画決定延長（m）	13,310	2,021
整備済み延長（m）	6,260	845
道路整備率（%）	47.0	41.8

■都市計画公園・緑地の整備状況

	全 町	市街化区域
計画決定面積（m ² ）	588,000	10,853
計画決定量（m ³ /人）	73.33	1.35
整備面積（m ² ）	188,000	10,853
整備率（%）	32.0	100
整備量（m ³ /人）	23.45	1.35

新（改定）

（3）土地利用現況と法規制状況

－法的規制により秩序ある土地利用を維持－

- 町域の約97%を市街化調整区域に指定するなど、法的規制により秩序ある土地利用を維持しています。
- 土地利用は森林と丘陵部、及び平坦部に集落と農地が広がる明快な区分がされています。
- 住宅開発や工場立地等を集落地区計画、調整区域地区計画を導入し、計画的に推進しています。
- 地域活性化ゾーンは、地域活性化の視点から先端技術を有する工業系土地利用の誘致を図るために、引き続き検討を行っていきます。

（4）市街化動向

－近年、調整区域内の個別開発が増加傾向－

- 市街化調整区域では、集落地区計画をはじめ地区計画制度の導入により、自然や農業と調和した都市的土地利用の拡大が図られています。
- 平成19年から平成23年の5年間に307件の新築があり、そのうち市街化調整区域の新築件数は、全町の約86%を占めており、個別の住宅開発が進展しています。これに伴い、人口は、緩やかな増加傾向が続いています。
- 地域別の人団・世帯数は、町の南側の下久原、計画的な住宅地整備を実施した東久原で人口・世帯数の増加が顕著（H12～22年）です。

H24 都市計画基礎調査のデータ
更新に合わせて修正

（5）都市施設等の整備状況

－立ち遅れ気味の都市施設整備－

- 6本の都市計画道路は、未整備箇所が残されており、整備率は64.4%です。
- 2箇所の都市計画公園、2箇所の都市緑地があり、現在構想中の総合運動公園（40ha）以外はほぼ整備済みです。
- 公共下水道は、普及率が90.6%で整備が進んでいます。

久山町（田園都市課）より、
H25 データ更新

平成25年現在

■都市計画道路の整備状況

	全 町	市街化区域
計画決定延長（m）	12,140	2,021
整備済み延長（m）	7,820	1,005
道路整備率（%）	64.4	49.7

資料：久山町調べ

■都市計画公園・緑地の整備状況

	全 町	市街化区域
計画決定面積（m ² ）	614,000	10,853
計画決定量（m ³ /人）	74.07	1.31
整備面積（m ² ）	205,000	10,853
整備率（%）	33.4	100
整備量（m ³ /人）	24.73	1.31

資料：H24 都市計画現況調査（国土交通省）、久山町調べ

全町：H24 都市計画現況調査（国土交通省）よりデータ更新

計画決定量（m³/人）、整備量（m³/人）の数値は、H24.3.31 住民基本台帳人口（8,289人）で算出

旧（現計画）

■公共下水道（汚水）の整備状況

処理計画区域面積(ha) (A)	654
当初事業認可区域(ha) (B)	416
共用区域面積(ha) (C)	214
当初区域整備率(%) (C/B)	51.4
全体区域整備率(%) (C/A)	32.7
追加事業許可区域(ha)	23
計画人口フレーム(人)	10,000
全体区域内人口(人) (D)	8,018
処理人口(人) (E)	6,190
普及率(%) (E/D)	77.2

2. まちづくりの課題

（1）地域コミュニティの活性化と生活基盤整備

- 少子・高齢化、若者や壮年層の町外転出等に伴い活力が低下している地域コミュニティの再活性化が必要です。そのため、地区計画制度の活用などにより、地域の特性に応じた計画的な住宅供給と生活基盤整備を進める必要があります。
- 住民の健康増進やレクリエーションの場としての総合運動公園の位置の見直しを行うとともに、整備を促進していく必要があります。

（2）農地保全と農林業の振興

- 都市との交流促進など、久山町にふさわしい農林業のあり方を模索し、農林業経営の安定化と合わせた、農林地の保全、整備が必要です。

（3）都市的開発圧力への適切な対応

- 無秩序な個別開発を防ぎ、各集落の特性に応じた計画的な地域づくりを推進する必要があります。
- 町の活性化に向けた各種プロジェクトと土地（未活用地等）の有効活用が必要です。とくに、地域活性化ゾーンは、地域活性化の視点から産業ゾーンとしての見直しが必要となっています。

（4）都市環境、景観の保全、形成

- 「健康田園文化都市」イメージにふさわしい、より良い都市環境、景観形成を進める必要があります。

6

新（改定）

久山町（下水道課）より、H25 データ更新

■公共下水道（汚水）の整備状況

平成 25 年 3 月現在

処理計画区域面積(ha) (A)	654.0
当初事業認可区域(ha) (B)	439.0
共用区域面積(ha) (C)	277.2
当初区域整備率(%) (C/B)	63.1
全体区域整備率(%) (C/A)	42.4
計画人口フレーム(人)	8,200
全体区域内人口(人) (D)	8,321
処理人口(人) (E)	7,836
普及率(%) (E/D)	90.6

資料：久山町上下水道課

2. まちづくりの課題

（1）地域コミュニティの活性化と生活基盤整備

- 少子・高齢化、若者や壮年層の町外転出等に伴い活力が低下している地域コミュニティの再活性化が必要です。そのため、地区計画制度の活用などにより、地域の特性に応じた計画的な住宅供給と生活基盤整備を進める必要があります。
- 住民の健康増進やレクリエーションの場としての総合運動公園の位置の見直しを行うとともに、整備を促進していく必要があります。

（2）農地保全と農林業の振興

- 都市との交流促進など、久山町にふさわしい農林業のあり方を模索し、農林業経営の安定化と合わせた、農林地の保全、整備が必要です。

（3）都市的開発圧力への適切な対応

- 無秩序な個別開発を防ぎ、各集落の特性に応じた計画的な地域づくりを推進する必要があります。
- 町の活性化に向けた各種プロジェクトと土地（未活用地等）の有効活用が必要です。とくに、地域活性化ゾーンは、地域活性化の視点から産業ゾーンとしての見直しが必要となっています。

（4）都市環境、景観の保全、形成

- 「健康田園文化都市」イメージにふさわしい、より良い都市環境、景観形成を進める必要があります。

6

旧（現計画）	新（改定）
<h2>第2章 全体構想</h2> <h3>1. まちづくりの基本理念と将来都市像</h3> <p>(1) まちづくりの基本理念</p> <p>1) 総合計画の基本理念</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「農業」と「都市」の共生に向けた新しいまちづくり ●3つの健康づくりの継承・発展 ●参加・共有・連携による久山らしさの実現 </div> <p>2) 都市計画の基本理念</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①「農業」と「都市」の共生に向けた新しい<u>モデルづくり</u></p> <p>本町がこれまで実施してきた環境重視のまちづくり姿勢を失うことなく、今後とも展開していく都市的開発についても、慎重かつ計画的に対処し、健康づくりで世界モデルとなった実績を都市づくりにも活かし、「農業」と「都市」の共生に向けた持続可能な発展モデルを持続していきます。</p> <p>②久山らしさの実現・田園都市にふさわしい美しい<u>風景づくり</u></p> <p>久山らしさと言えば、健康をテーマにした田園都市イメージです。今までのところ無秩序な乱開発はみられませんが、それでも、久山らしくない高い建物や開発が出現しつつあり、田園風景も徐々に薄れています。このため、田園都市のイメージにふさわしい美しい風景づくりを掲げ、久山らしさの実現を目指します。</p> <p>③地域住民が主体となったまちづくり</p> <p>本町では、集落地区計画導入時に田園地区推進委員会を設置し、地域住民が主体となって計画案を作成した実績があります。今後とも、地域の資源を保全、活用しつつ、活力ある地域社会の形成を目指して、住民の合意に基づいた計画的なまちづくりを進めます。</p> </div> <p>(2) 久山町が目指す将来像</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><将来像></p> <p>「心身ともに健康で豊かな田園文化都市」の創造</p> </div> <p>(3) 将来人口</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>将来人口は、水供給や宅地供給、農林業保全等を考慮し、約 13,500 人とします。ただし、急激な人口増加は、自然環境や地域コミュニティを阻害する恐れがあり、「農業」と「都市」との共生に向けた持続可能な都市発展への配慮が必要です。</p> <p>そのため、当面は、地域の活性化と自立した地域社会の維持を目的として、人口 10,000 人を目標に、環境共生を重視した人口増加策等を展開し、その実現を目指します。</p> </div>	<h2>第2章 全体構想</h2> <h3>1. まちづくりの基本理念と将来都市像</h3> <p>(1) まちづくりの基本理念</p> <p>1) 総合計画の基本理念</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><基本理念></p> <p>「国土・社会・人間」の3つの健康づくりによる 「健康」を真に実感できるまちづくり</p> </div> <p>2) 都市計画の基本理念</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①「農業」と「都市」の共生に向けた新しい<u>実験：持続可能な発展モデル</u></p> <p>本町がこれまで実施してきた環境重視のまちづくり姿勢を失うことなく、今後とも展開していく都市的開発についても、慎重かつ計画的に対処し、健康づくりで世界モデルとなった実績を都市づくりにも活かし、「農業」と「都市」の共生に向けた持続可能な発展モデルを持続していきます。</p> <p>②久山らしさの実現・田園都市にふさわしい美しい<u>景観づくり</u></p> <p>久山らしさと言えば、健康をテーマにした田園都市イメージです。今までのところ無秩序な乱開発はみられませんが、それでも、久山らしくない高い建物や開発が出現しつつあり、田園風景も徐々に薄れています。このため、田園都市のイメージにふさわしい美しい風景づくりを掲げ、久山らしさの実現を目指します。</p> <p>③地域住民が主体となったまちづくり</p> <p>本町では、集落地区計画導入時に田園地区推進委員会を設置し、地域住民が主体となって計画案を作成した実績があります。今後とも、地域の資源を保全、活用しつつ、活力ある地域社会の形成を目指して、住民の合意に基づいた計画的なまちづくりを進めます。</p> </div> <p>(2) 久山町が目指す将来像</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><将来像></p> <p>安心・元気な「健康が薫る町」の実現 ～みんなで創り、みんなで発信～</p> </div> <p>(3) 将来人口</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>将来人口は、水供給や宅地供給、農林業保全等を考慮し、<u>本計画でも第3次総合計画の目標人口で設定した</u>約 13,500 人とします。ただし、急激な人口増加は、自然環境や地域コミュニティを阻害する恐れがあり、「農業」と「都市」との共生に向けた持続可能な都市発展への配慮が必要です。</p> <p>そのため、当面は、地域の活性化と自立した地域社会の維持を目的として、人口 10,000 人を目標に、環境共生を重視した人口増加策等を展開し、その実現を目指します。</p> </div>

旧（現計画）	新（改定）
<p>2. 「農業」と「都市」との共生に向けた土地利用構想</p> <p>(1) 土地利用の基本的考え方</p> <p>1) 久山らしい自然の摂理を残す明快な土地利用構成の維持、発展</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○山は山らしく、川は川らしく、ふるさとの山河を守ります。 ○丘は丘らしく、身近な自然を守り町民が憩える場とします。 ○田園は田園らしく、広々と美しい田園風景を維持します。 ○農村集落は農村集落らしく、落ちついた佇まいを後世に遺します。 </div> <p>2) 農業と都市の秩序ある共生</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○自然、農業、農村集落など守るべき区域を設定し、農業振興、生活環境の保全を図ります。 ○環状道路を配置し、自律ある都市づくりを進めます。また、主要地方道筑紫野古賀線沿いを中心に都市的活力と魅力を高めるための土地利用を誘導します。 ○町の活性化、雇用の場の創出を図るため、自然・農業環境の保全に配慮し、引き続き各種プロジェクトの推進に努めます。 ○それ以外の集落、田園空間は、自然環境保全、農林業との共生に配慮しつつ、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりを推進します。 </div> <p>(2) 地域特性を活かした土地利用</p> <p>1) 豊かな自然環境の保全と活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな「森」の保全、活用：「森を守る区域」 森林地域の持つ多様な機能を保全、活用し、今後とも森林らしさ、山らしさを守ります。また、採石場跡地等は、諸機能の増進や美しい風景の保全などに配慮しつつ、自然再生や屋外施設としての適切な利用増進を図ります。 ●「丘」の保全、活用：「丘を活かす区域」 ふるさとの川と丘を守り、美しい田園環境を維持、発展させます。開発、整備に当たって、その機能を損なわないように配慮し、地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーンの形成に努め、都市との交流、レクリエーション、健康、福祉、雇用等、住民の憩いの場とします。 </div> <p>2) 農地と農村集落環境の保全、整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●潤いとゆとりをもたらす「農地」の保全：「農業を守る区域」 農地は農業生産の場であるとともに、生産緑地、遊水機能など、多機能を有しているため、無秩序な転用を抑制し、農振農用地等の集団的優良農地の保全に努めます。 ●美しい農村集落環境の創造：「農村集落を守り育む区域」 美しい農村集落環境を維持するとともに、無秩序な個別開発を抑制し、適正かつ秩序ある都市的開発を計画的に誘導し、生活環境の改善を図るとともに健全な集落環境を形成します。そのため、各々の集落特性にあった保全、整備を進めます。 </div> <p>2. 「農業」と「都市」との共生に向けた土地利用構想</p> <p>(1) 土地利用の基本的考え方</p> <p>1) 久山らしい自然の摂理を残す明快な土地利用構成の維持、発展</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○山は山らしく、川は川らしく、ふるさとの山河を守ります。 ○丘は丘らしく、身近な自然を守り町民が憩える場とします。 ○田園は田園らしく、広々と美しい田園風景を維持します。 ○農村集落は農村集落らしく、落ちついた佇まいを後世に遺します。 </div> <p>2) 農業と都市の秩序ある共生</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○自然、農業、農村集落など守るべき区域を設定し、農業振興、生活環境の保全を図ります。 ○環状道路を配置し、自律ある都市づくりを進めます。また、主要地方道筑紫野古賀線沿いを中心に都市的活力と魅力を高めるための土地利用を誘導します。 ○町の活性化、雇用の場の創出を図るため、自然・農業環境の保全に配慮し、引き続き各種プロジェクトの推進に努めます。 ○それ以外の集落、田園空間は、自然環境保全、農林業との共生に配慮しつつ、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりを推進します。 </div> <p>(2) 地域特性を活かした土地利用</p> <p>1) 豊かな自然環境の保全と活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな「森」の保全、活用：「森を守る区域」 森林地域の持つ多様な機能を保全、活用し、今後とも森林らしさ、山らしさを守ります。また、採石場跡地等は、諸機能の増進や美しい風景の保全などに配慮しつつ、自然再生や屋外施設としての適切な利用増進を図ります。 ●「丘」の保全、活用：「丘を活かす区域」 ふるさとの川と丘を守り、美しい田園環境を維持、発展させます。開発、整備に当たって、その機能を損なわないように配慮し、地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン、観光交流ゾーンの形成に努め、都市との交流、レクリエーション、健康、福祉、雇用等、住民の憩いの場とします。 </div> <p>2) 農地と農村集落環境の保全、整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●潤いとゆとりをもたらす「農地」の保全：「農業を守る区域」 農地は農業生産の場であるとともに、生産緑地、遊水機能など、多機能を有しているため、無秩序な転用を抑制し、農振農用地等の集団的優良農地の保全に努めます。 ●美しい農村集落環境の創造：「農村集落を守り育む区域」 美しい農村集落環境を維持するとともに、無秩序な個別開発を抑制し、適正かつ秩序ある都市的開発を計画的に誘導し、生活環境の改善を図るとともに健全な集落環境を形成します。そのため、各々の集落特性にあった保全、整備を進めます。 </div>	

3) 都市的な魅力と活力の創造

●都市的魅力を高める道路沿道環境の創出：「沿道の魅力を創る区域」

本町の骨格となる環状道路を形成しつつ、都市的開発を計画的に誘導し、田園・集落地域と調和した適正な土地利用、緑豊かな街並みを創造します。

●都市活力を高める拠点の創造：「活性化と雇用増進を図る区域」

地域活性化ゾーンに交通利便性を活かした先端技術産業などの多様な産業機能、メディカルヘルスゾーンに健康・憩いの機能、都市との交流ゾーンに商業サービス機能や文化交流機能、行政文化センターゾーンに教育文化関連施設の機能の集積を進めます。

3) 都市的な魅力と活力の創造

●都市的魅力を高める道路沿道環境の創出：「沿道の魅力を創る区域」

本町の骨格となる環状道路を形成しつつ、都市的開発を計画的に誘導し、田園・集落地域と調和した適正な土地利用、緑豊かな街並みを創造します。

●都市活力を高める拠点の創造：「活性化と雇用増進を図る区域」

地域活性化ゾーンに交通利便性を活かした多様な産業機能、メディカルヘルスゾーンに健康・憩いの機能、都市との交流ゾーンに商業サービス機能や文化交流機能、行政文化センターゾーンに教育文化関連施設の機能、観光交流ゾーンでは、新たな観光交流を生む振興機能の集積を進めます。

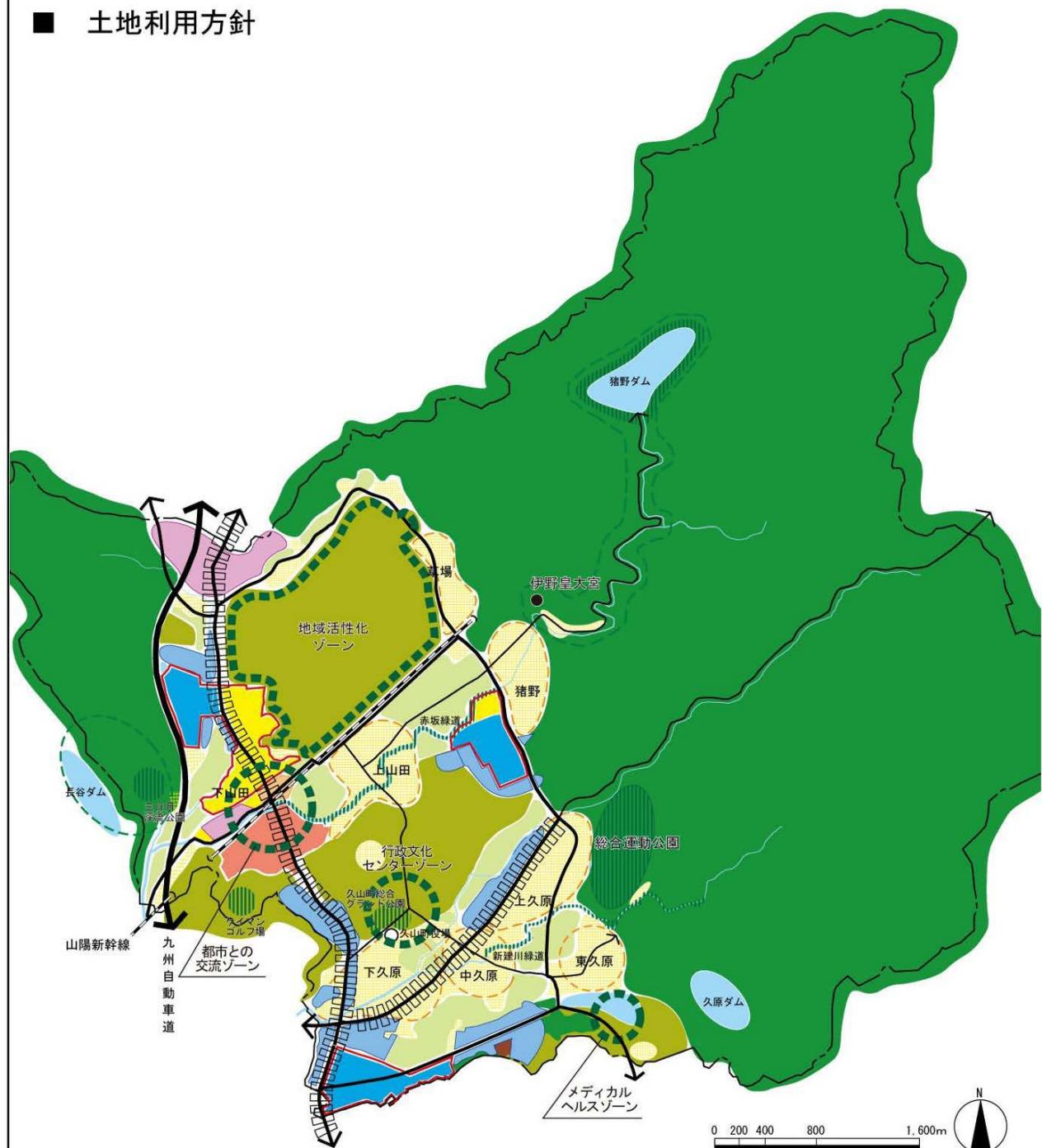
旧（現計画）	
3. 部門別まちづくり方針	
3-1. 土地利用の方針	
項目	内容
(1) 土地利用の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業」と「都市」との共生に向けた総合的な土地利用を推進します。 ○線引きを維持し、明快な土地利用区分、優れた田園景観の維持、発展及び農林業の保護を図ります。 ○市街化区域は、工業地、住宅地それぞれの環境の維持、増進を目指し、秩序ある土地利用を進めます。 ○市街化調整区域では、調整区域地区計画制度を積極的に活用し、目指す都市像実現に資する都市的開発を計画的に誘導し、田園文化都市として秩序ある土地利用を目指します。 ○そのために、「計画なきところに開発なし」を基本姿勢として、地域主体のまちづくりを進め、きめ細やかな保全、整備を図ります。
(2) 市街化区域内の土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地 <ul style="list-style-type: none"> ○3つの工業団地の生産環境の保護を図るとともに、周囲の田園環境と調和に配慮し敷地緑化等に努めます。 ●住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ○下山田及び猪野の住宅市街地は、道路等の基盤整備と合わせて良好な住環境の形成を図ります。
(3) 市街化調整区域の土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●自然・森林保全区域～森を守る区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然環境や美しい風景、水源かん養等の公益的機能を有する森林は、林産物の生産等の経済機能などの維持、増進を目的として、これらの区域を保全します。また、東側の採石場跡地等は、総合運動公園の位置の変更も見据えて適切な活用を図ります。 ○また、伊野皇太神宮から猪野ダムまでの猪野川沿い、及び福岡市の長谷ダムと三日月渓流公園を含む一帯を自然環境活用地として整備・活用を図ります。 ●環境共生創造区域～丘を活かす区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○市街地・集落地等に隣接する3つの丘陵部は、市民に身近な自然を提供し、景観や都市空間の秩序化、緩衝、遮断等の機能を持つ緑地として、保全・活用・整備します。都市政策上必要な開発(プロジェクト、計画的住宅開発等)の際には、各ゾーンの形成に努めながら斜面緑地の保全等、前述の諸機能が損なわれないよう十分に配慮します。 ●農業保全区域～農業を守る区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○農振農用地、集団優良農地は、農業生産機能に加え、風致機能、災害時の遊水・非難機能など、ゆとりある環境や田園景観を構成する重要な要素であることから、その保全に努めます。 ●田園集落居住区域～農村集落を守り育む区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○既存集落地及びその周辺の介在農地、一般住宅地を含めた農村集落環境を一体的に保全・整備します。集落特性に応じ、従来の良さを活かすとともに

新（改定）	
3. 部門別まちづくり方針	
3-1. 土地利用の方針	
項目	内容
(1) 土地利用の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業」と「都市」との共生に向けた総合的な土地利用を推進します。 ○線引きを維持し、明快な土地利用区分、優れた田園景観の維持、発展及び農林業の保護を図ります。 ○市街化区域は、工業地、住宅地それぞれの環境の維持、増進を目指し、秩序ある土地利用を進めます。 ○市街化調整区域では、調整区域地区計画制度を積極的に活用し、目指す都市像実現に資する都市的開発を計画的に誘導し、田園文化都市として秩序ある土地利用を目指します。 ○そのために、「計画なきところに開発なし」を基本姿勢として、地域主体のまちづくりを進め、きめ細やかな保全、整備を図ります。
(2) 市街化区域内の土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地 <ul style="list-style-type: none"> ○3つの工業団地の生産環境の保護を図るとともに、周囲の田園環境と調和に配慮し敷地緑化等に努めます。 ●住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ○下山田及び猪野の住宅市街地は、道路等の基盤整備と合わせて良好な住環境の形成を図ります。
(3) 市街化調整区域の土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●自然・森林保全区域～森を守る区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然環境や美しい風景、水源かん養等の公益的機能を有する森林は、林産物の生産等の経済機能などの維持、増進を目的として、これらの区域を保全します。また、東側の採石場跡地等は、総合運動公園の位置の変更も見据えて適切な活用を図ります。 ○また、伊野皇太神宮から猪野ダムまでの猪野川沿い、及び福岡市の長谷ダムと三日月渓流公園を含む一帯を自然環境活用地として整備・活用を図ります。 ●環境共生創造区域～丘を活かす区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○市街地・集落地等に隣接する3つの丘陵部は、市民に身近な自然を提供し、景観や都市空間の秩序化、緩衝、遮断等の機能を持つ緑地環境として、保全・活用・整備します。都市政策上必要な開発(プロジェクト、計画的住宅開発等)の際には、各ゾーンの形成に努めながら斜面緑地の保全等、前述の諸機能が損なわれないよう十分に配慮します。 ●農業保全区域～農業を守る区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○農振農用地、集団優良農地は、農業生産機能に加え、風致機能、災害時の遊水・非難機能など、ゆとりある環境や田園景観を構成する重要な要素であることから、その保全に努めます。 ●田園集落居住区域～農村集落を守り育む区域～ <ul style="list-style-type: none"> ○既存集落地及びその周辺の介在農地、一般住宅地を含めた農村集落環境を一体的に保全・整備します。集落特性に応じ、従来の良さを活かすとともに

旧（現計画）	新（改定）
<p>に、新規の住宅地開発は、既存の環境保護やコミュニティの維持に配慮しつつ、市街化調整区域での地区計画の指定などにより計画的な地域まちづくりを推進します。</p> <p>●プロジェクト区域～都市活力を高める区域～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の活力を高めるため、地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーンといったプロジェクトの推進を図ります。 ○とくに、地域活性化ゾーン(約 140ha)では、市街化区域編入も視野に産業施設用地としての開発について取り組みます。 <p>●産業施設区域～都市活力を高める区域～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の多様な施設の立地環境の維持・向上を図り、また、都市の活性化や雇用の場の創出を図るため、既存の工業地周辺や幹線道路沿道において、市街化調整区域地区計画の指定などにより、商業・工業・流通系土地利用の誘導を図ります。 <p>●沿道環境形成区域～沿道の魅力を創る区域～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じて、都市的利便性を高め、計画的に施設立地誘導を行い、田園環境と調和した快適で便利な沿道環境を形成します。主として、商業系施設は既に商業地を形成している主要地方道筑紫野古賀線沿道、主要地方道福岡直方線及び下山田交差点周辺、工業・流通系施設は既存工業地周辺等に配置します。 	<p>に、新規の住宅地開発は、既存の環境保護やコミュニティの維持に配慮しつつ、市街化調整区域での地区計画の指定などにより計画的な地域まちづくりを推進します。</p> <p>●プロジェクト区域～都市活力を高める区域～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の活力を高めるため、地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーン、<u>観光交流ゾーン</u>といったプロジェクトの推進を図ります。 ○とくに、地域活性化ゾーン(約 140ha)では、市街化区域編入も視野に産業施設用地としての開発について取り組みます。 <p>●産業施設区域～都市活力を高める区域～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の多様な施設の立地環境の維持・向上を図り、また、都市の活性化や雇用の場の創出を図るため、既存の工業地周辺や幹線道路沿道において、市街化調整区域地区計画の指定などにより、商業・工業・流通系土地利用の誘導を図ります。 <p>●沿道環境形成区域～沿道の魅力を創る区域～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じて、都市的利便性を高め、計画的に施設立地誘導を行い、田園環境と調和した快適で便利な沿道環境を形成します。主として、商業系施設は既に商業地を形成している主要地方道筑紫野古賀線沿道、主要地方道福岡直方線及び下山田交差点周辺、工業・流通系施設は既存工業地周辺等に配置します。

旧（現計画）

■ 土地利用方針



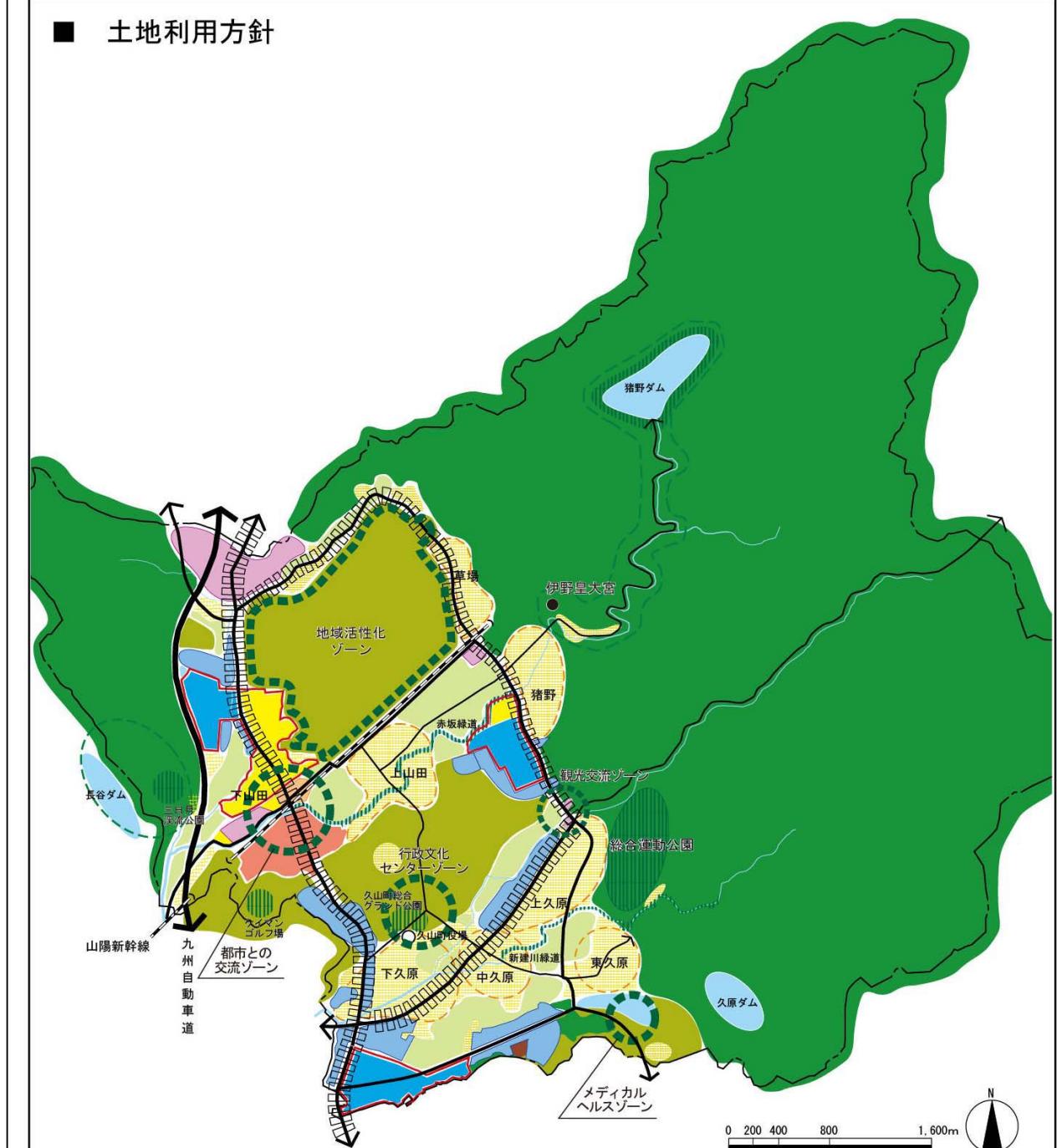
凡例

「市街化区域」	「市街化調整区域」
 都市計画区域	 自然・森林保全区域
 市街化区域	 自然環境活用地
 工業地	 環境共生創造区域
 住宅地	 プロジェクト区域
	 農業関連施設地
	 商工業・流通系施設地
	 農業保全区域
	 田園集落居住地
	 沿道環境形成地
	 商業地
	 商業・住宅地
	 工業・流通地

- 「町域」
- 主要な道路
-  公園、緑地等
-  河川・水面

新（改定）

■ 土地利用方針



凡

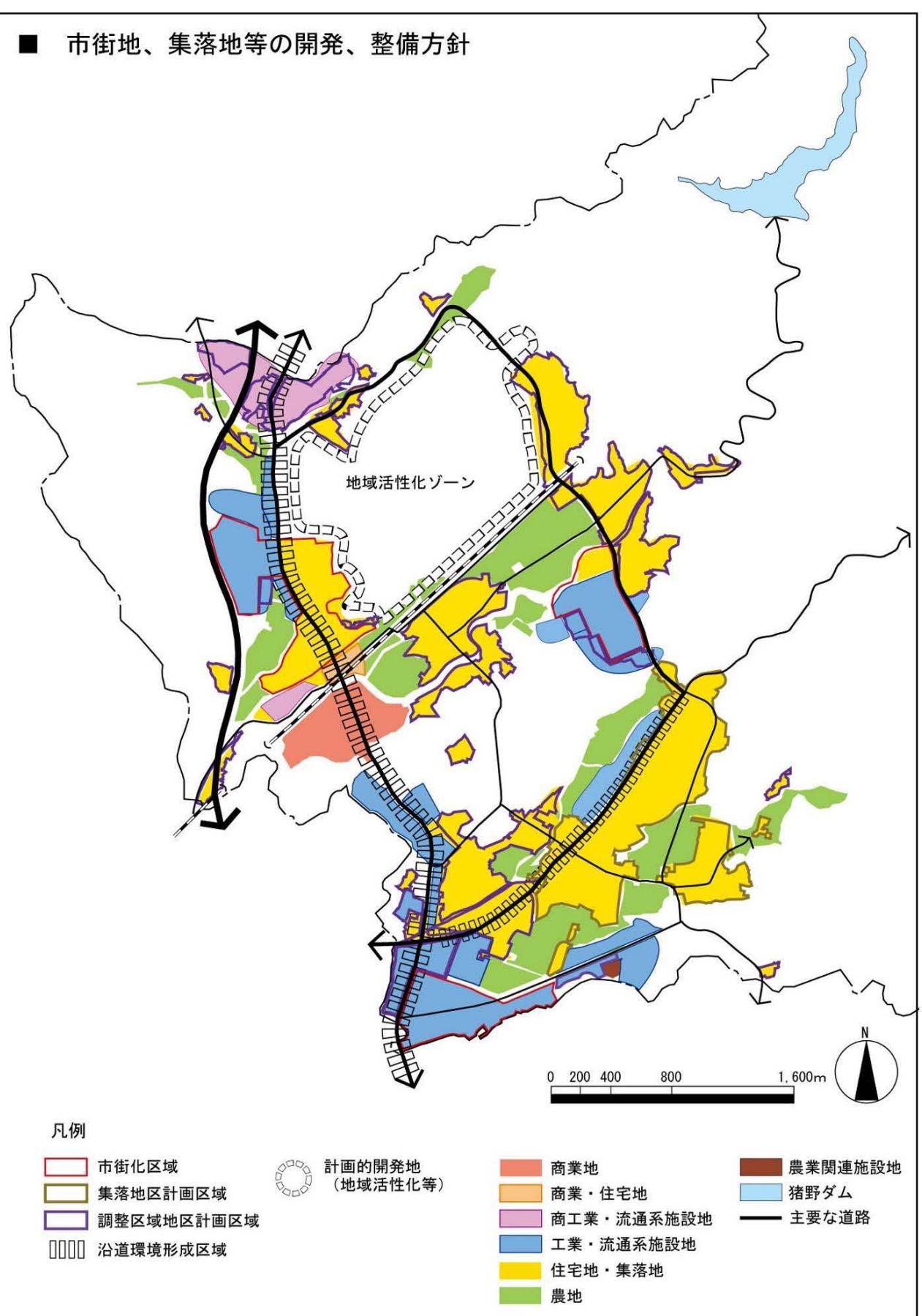
「市街化区域」	「市街化調整区域」	「町域」
□ 都市計画区域	■ 自然・森林保全区域	■ 主要な道路
□ 市街化区域	○ 自然環境活用地	● 公園、緑地等
■ 工業地	■ 環境共生創造区域	■ 田園集落居住区域
■ 住宅地	○ プロジェクト区域	■ 沿道環境形成区域
	■ 農業関連施設地	● 商業地
	■ 商工業・流通系施設地	● 商業・住宅地
		● 工業・流通系施設地

旧(現計画)	
3-2. 市街地(市街化区域)、集落地(市街化調整区域)の開発、整備方針	
項目	内容
(1) 市街地、集落地の開発、整備の基本的な考え方	<p>《市街化区域》</p> <p>○市街化区域内の工業地、住宅地の環境維持及び利用増進に向け、計画的な整備を推進します。</p> <p>《市街化調整区域》</p> <p>○既規定の集落地地区計画(1箇所)と調整区域地区計画(32箇所)区域内の整備を推進します。</p> <p>○集落地及び周辺においては、町の施策や地域の合意に基づいて、住宅や生活利便施設・商業施設等の整備、開発を進める区域を指定し、地域コミュニティの維持に配慮しながら開発、整備を推進します。</p> <p>○幹線道路沿い及び丘陵部は、自然環境や集落環境との調和を図りつつ、継続的な検討を行い、計画的な開発誘導を行います。</p>
(2) 市街化区域内の整備推進	<p>○工業地は、既存工業団地の生産環境の維持増進のため、土地利用調整を図り、隣接地(市街化調整区域)と合わせた、一体的な整備、開発を検討していきます。</p> <p>○住宅地は、今後とも地区計画の導入等により、地区の特性に応じた計画的な整備を進めます。</p>
(3) 既決定の地区計画区域内の整備推進	<p>●集落地地区計画に基づく整備推進</p> <p>○上久原・中久原・東久原の集落地地区は、地区整備計画の導入等により、周囲の自然環境と調和した良好な居住環境をもつ集落を形成します。</p> <p>○基盤未整備の宅地化促進区域である上久原地区は、土地区画整理事業の推進を図るとともに、地区整備計画の策定を目指します。</p> <p>○基盤整備済みの中久原地区、東久原地区は、地区整備計画に沿って宅地化促進を図ります。</p> <p>●調整区域地区計画に基づく整備推進</p> <p>○調整区域地区計画(集落型)は、今後とも、行政区や隣組合を単位として導入し、良好な環境の住宅地や集落の保全、形成を図ります。</p> <p>○調整区域地区計画(非住居系)は、非住居系施設の立地が妥当と考えられる幹線道路沿道や既存の工業団地周辺などを対象に導入し、工業・流通・商業などの誘導促進を図ります。</p>
(4) 地域特性に応じた集落地及び周辺の整備、開発促進	<p>○コミュニティの活力維持などのために住宅地化を促進する区域を指定し、一団のまとまった空地や有効利用できる土地において、計画的な住宅地開発、生活利便施設・商業施設等の立地を進めます。</p> <p>○既存の集落地及び周辺は、地区整備計画を策定することによって、一体的な開発、整備を進めます。ただし、住宅地化を促進する区域のうち、主要地方道にも隣接する区域については、町の施策や地域の合意に基づき、雇用機会の増大やコミュニティの活力維持を図ることができ、かつ、周囲の環境に重大な影響を及ぼさない場合には、流通あるいは商業系施設の開発、整備も可能とします。</p>
(5) 幹線道路沿道、丘陵部の計画的な開発誘導	<p>●幹線道路沿道の土地利用調整の推進</p> <p>○幹線道路沿道の継続的な検討を行う区域は、土地利用転換や基盤整備の必要性について今後とも検討を行い、調整を図っていきます。</p>

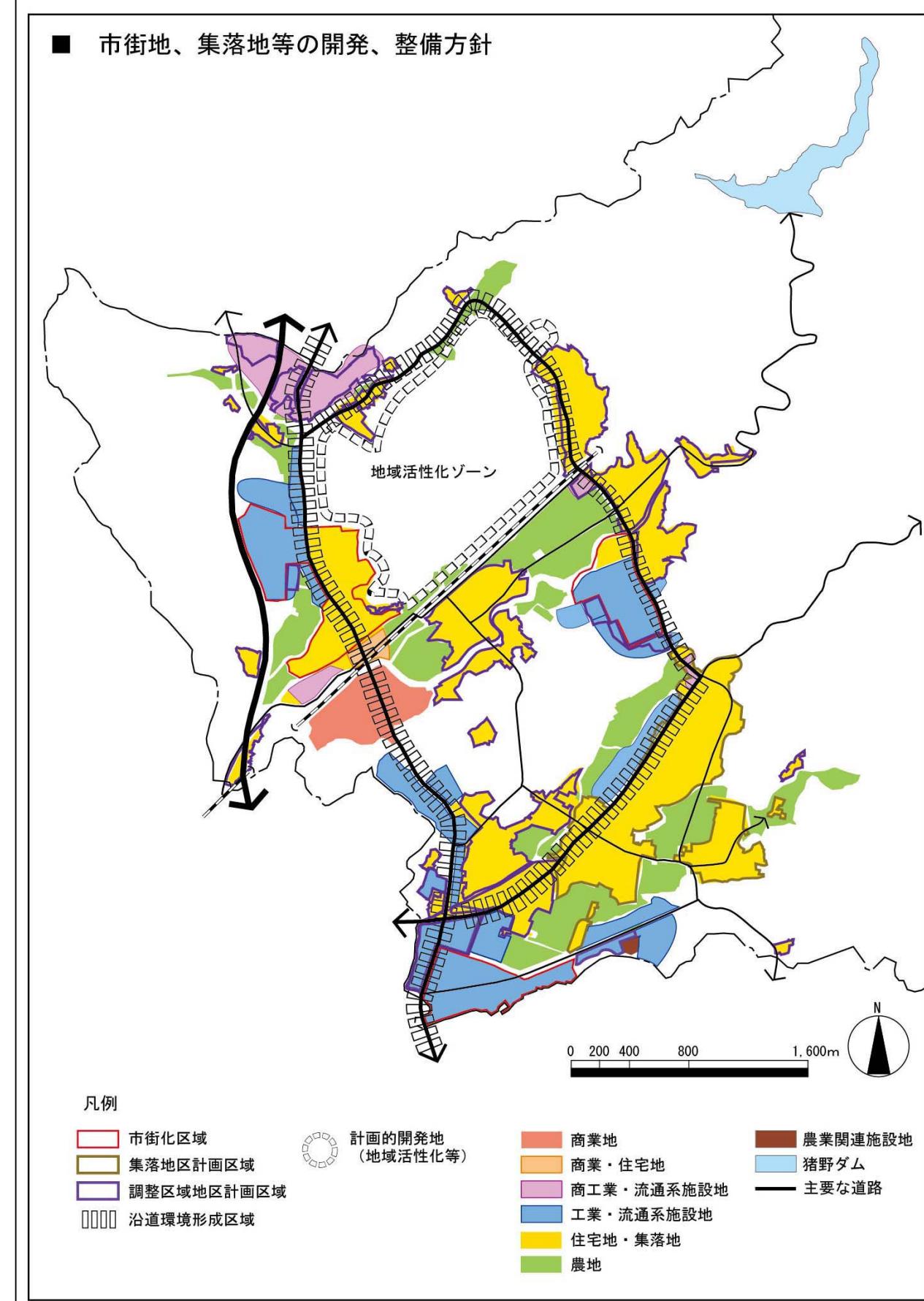
新(改定)	
3-2. 市街地(市街化区域)、集落地(市街化調整区域)の開発、整備方針	
項目	内容
(1) 市街地、集落地の開発、整備の基本的な考え方	<p>《市街化区域》</p> <p>○市街化区域内の工業地、住宅地の環境維持及び利用増進に向け、計画的な整備を推進します。</p> <p>《市街化調整区域》</p> <p>○既規定の集落地地区計画(1箇所)と調整区域地区計画(32箇所)区域内の整備を推進します。</p> <p>○集落地及び周辺においては、町の施策や地域の合意に基づいて、住宅や生活利便施設・商業施設等の整備、開発を進める区域を指定し、地域コミュニティの維持に配慮しながら開発、整備を推進します。</p> <p>○幹線道路沿い及び丘陵部は、自然環境や集落環境との調和を図りつつ、継続的な検討を行い、計画的な開発誘導を行います。</p>
(2) 市街化区域内の整備推進	<p>○工業地は、既存工業団地の生産環境の維持増進のため、土地利用調整を図り、隣接地(市街化調整区域)と合わせた、一体的な整備、開発を検討していきます。</p> <p>○住宅地は、今後とも地区計画の導入等により、地区の特性に応じた計画的な整備を進めます。</p>
(3) 既決定の地区計画区域内の整備推進	<p>●集落地地区計画に基づく整備推進</p> <p>○上久原・中久原・東久原の集落地地区は、地区整備計画の導入等により、周囲の自然環境と調和した良好な居住環境をもつ集落を形成します。</p> <p>○基盤未整備の宅地化促進区域である上久原地区は、土地区画整理事業の推進を図るとともに、地区整備計画の策定を目指します。</p> <p>○基盤整備済みの中久原地区、東久原地区は、地区整備計画に沿って宅地化促進を図ります。</p> <p>●調整区域地区計画に基づく整備推進</p> <p>○調整区域地区計画(集落型)は、今後とも、行政区や隣組合を単位として導入し、良好な環境の住宅地や集落の保全、形成を図ります。</p> <p>○調整区域地区計画(非住居系)は、非住居系施設の立地が妥当と考えられる幹線道路沿道や既存の工業団地周辺などを対象に導入し、工業・流通・商業などの誘導促進を図ります。</p>
(4) 地域特性に応じた集落地及び周辺の整備、開発促進	<p>○コミュニティの活力維持などのために住宅地化を促進する区域を指定し、一団のまとまった空地や有効利用できる土地において、計画的な住宅地開発、生活利便施設・商業施設等の立地を進めます。</p> <p>○既存の集落地及び周辺は、地区整備計画を策定することによって、一体的な開発、整備を進めます。ただし、住宅地化を促進する区域のうち、主要地方道にも隣接する区域については、町の施策や地域の合意に基づき、雇用機会の増大やコミュニティの活力維持を図ることができ、かつ、周囲の環境に重大な影響を及ぼさない場合には、流通あるいは商業系施設の開発、整備も可能とします。</p>
(5) 幹線道路沿道、丘陵部の計画的な開発誘導	<p>●幹線道路沿道の土地利用調整の推進</p> <p>○幹線道路沿道の継続的な検討を行う区域は、土地利用転換や基盤整備の必要性について今後とも検討を行い、調整を図っていきます。</p>

旧（現計画）	新（改定）
<p>その上で、土地利用の転換を図ることとなった区域は、土地区画整理事業や調整区域地区計画を導入して、開発、整備を進めます。</p> <p>●丘陵部の計画的開発の推進</p> <p>○新たな産業施設の導入を図り、均衡のとれた地域振興を目指し、山田丘陵地を地域活性化ゾーンとして計画的な開発を推進します。その際、周辺の自然環境、集落環境との調和に配慮し、事業者との協議を十分に行い、進めることとします。</p>	<p>その上で、土地利用の転換を図ることとなった区域は、土地区画整理事業や調整区域地区計画を導入して、開発、整備を進めます。</p> <p>●丘陵部の計画的開発の推進</p> <p>○新たな産業施設の導入を図り、均衡のとれた地域振興を目指し、山田丘陵地を地域活性化ゾーンとして計画的な開発を推進します。その際、周辺の自然環境、集落環境との調和に配慮し、事業者との協議を十分に行い、進めることとします。</p>

旧（現計画）

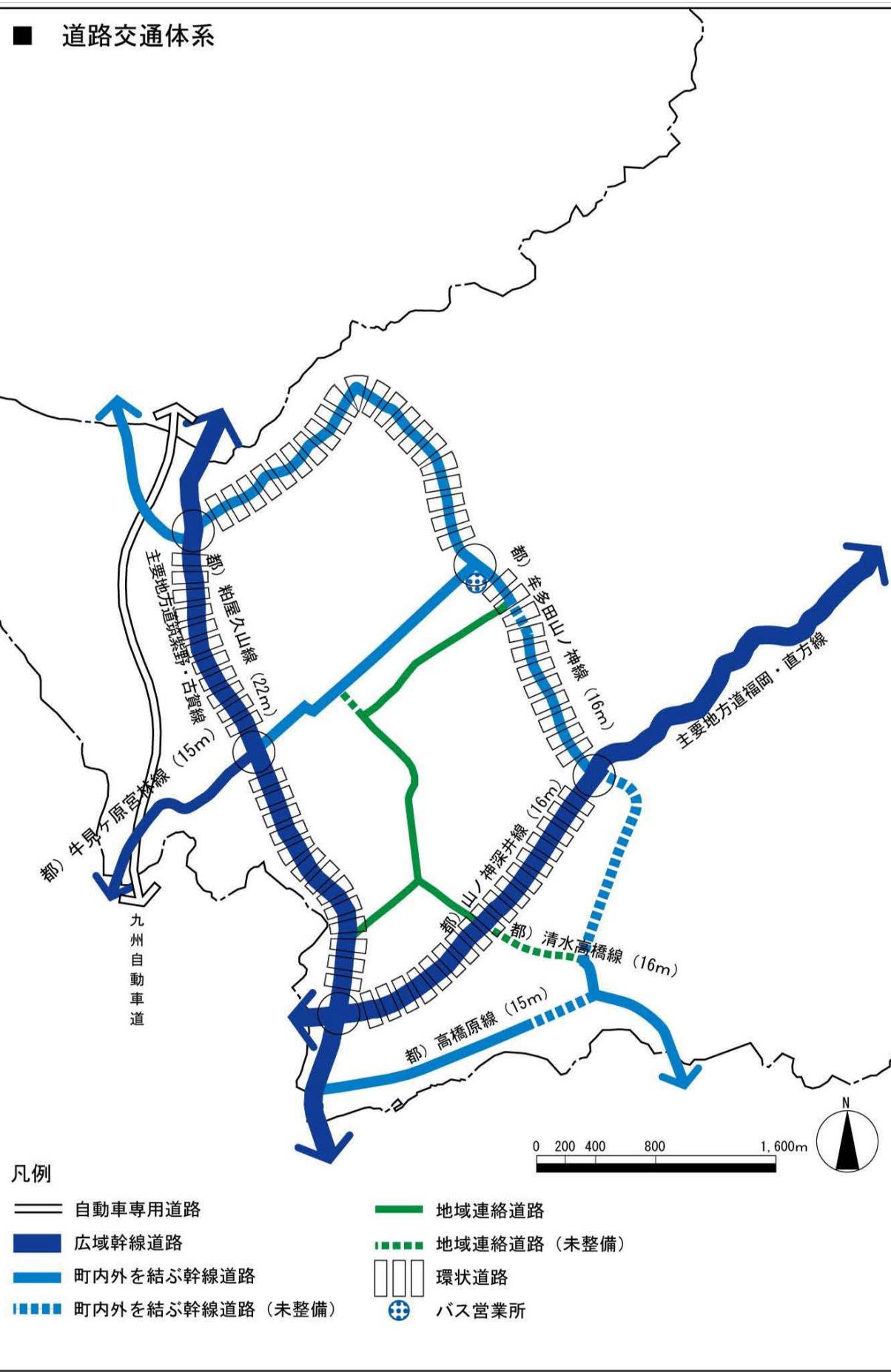


新（改定）

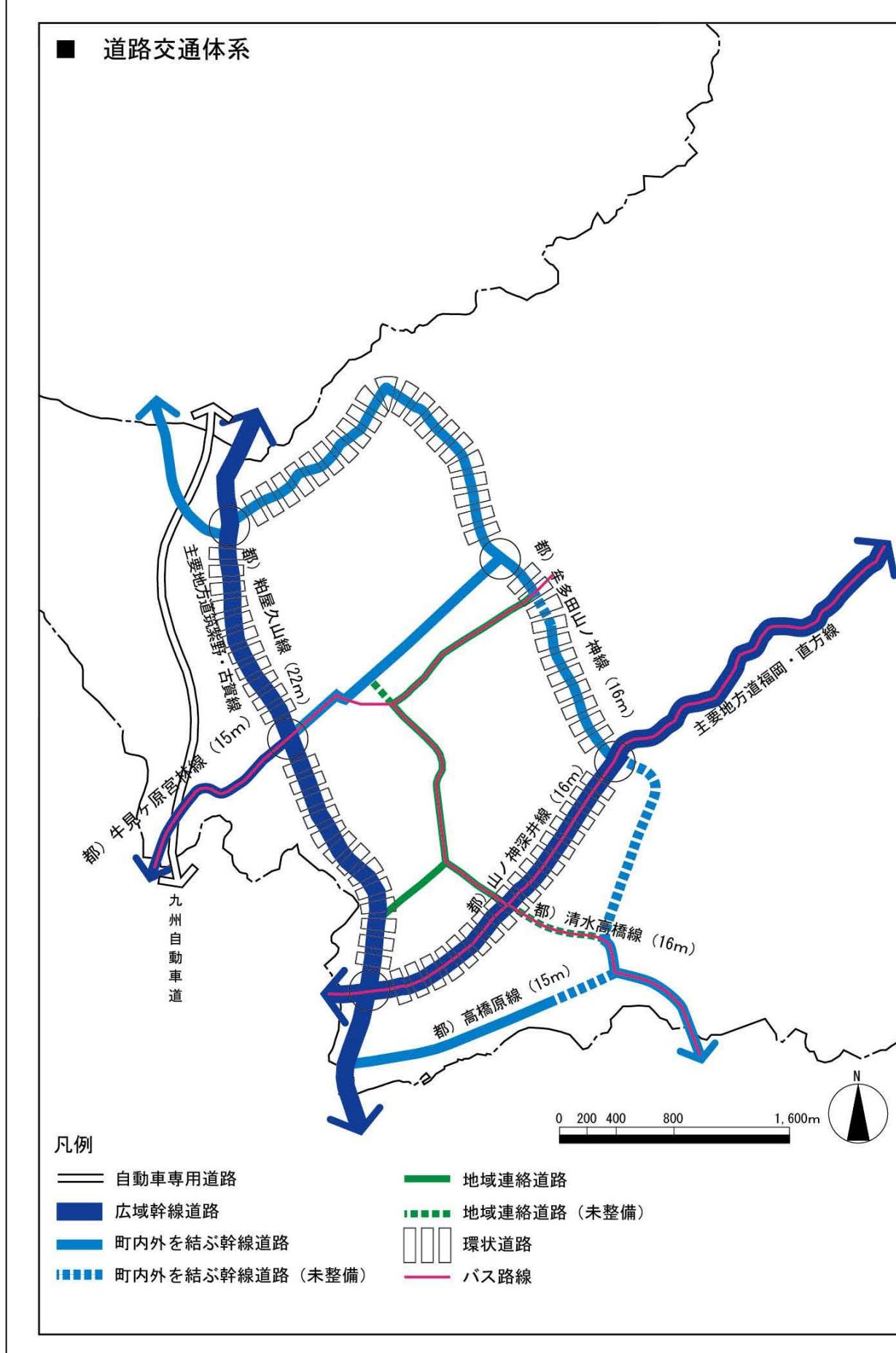


旧（現計画）		新（改定）	
3-3. 道路交通体系の方針			
項目	内 容	項目	内 容
(1) 道路交通体系の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○都市活動を支え町民の誰もが移動しやすい道路交通網を確保します。 ○誰もが安心して通行できる「人にやさしい道づくり」を目指します。 ○環境・エネルギー問題に配慮し、自動車交通需要を抑制し公共交通手段の確保を図ります。 	(1) 道路交通体系の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○都市活動を支え町民の誰もが移動しやすい道路交通網を確保します。 ○誰もが安心して通行できる「人にやさしい道づくり」を目指します。 ○環境・エネルギー問題に配慮し、自動車交通需要を抑制し公共交通手段の確保を図ります。
(2) 田園環境と調和した道路網の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●骨格となる幹線道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺都市と連絡する「広域幹線道路」として、主要地方道(都市計画道路柏屋久山腺、山ノ神深井線)の整備を国、県と協力して進めます。 ○町内の市街地や集落あるいは町外と連絡する道路を「町内外を連絡する幹線道路」として位置づけ、その整備を進めます。 ○主要地方道から町役場にアクセスする道路などの主要な町道を「地域連絡道路」として位置づけ、未整備箇所の整備を進めます。 ○町の骨格となる道路のうち、町内を縦貫する軸となる主要地方道、町内外を連絡する幹線道路を「環状道路」として位置づけ、整備の推進を図ります。 ●市街地、集落地内にそれぞれの特性に応じた道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ○集落環境の保護や既存道路の活用、住民主体の道づくりに配慮して、各地域のまちづくり計画（地域別構想+地区整備計画）を策定し、それに基づいて、官民の役割分担のもとで計画的に整備を進めます。 	(2) 田園環境と調和した道路網の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●骨格となる幹線道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺都市と連絡する「広域幹線道路」として、主要地方道(都市計画道路柏屋久山腺、山ノ神深井線)の整備を国、県と協力して進めます。 ○町内の市街地や集落あるいは町外と連絡する道路を「町内外を連絡する幹線道路」として位置づけ、その整備を進めます。 ○主要地方道から町役場にアクセスする道路などの主要な町道を「地域連絡道路」として位置づけ、未整備箇所の整備を進めます。 ○町の骨格となる道路のうち、町内を縦貫する軸となる主要地方道、町内外を連絡する幹線道路を「環状道路」として位置づけ、整備の推進を図ります。 ●市街地、集落地内にそれぞれの特性に応じた道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ○集落環境の保護や既存道路の活用、住民主体の道づくりに配慮して、各地域のまちづくり計画（地域別構想+地区整備計画）を策定し、それに基づいて、官民の役割分担のもとで計画的に整備を進めます。
(3) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとにやさしい道づくり <ul style="list-style-type: none"> ○段差や急傾斜などの障壁をなくし、誰もが安心して快適に歩ける道路整備を進めます。 ○交差点や主要な公共施設周辺など、人が多く集まる箇所は、歩行者空間の拡充に努めます。 ●環境共生に配慮した道づくり <ul style="list-style-type: none"> ○道路植栽など、周囲の環境と調和した道路空間形成に努めます。 ○河川沿いや農道などを活用した散策路の整備を検討します。 ●サイクリングロード等整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> ○主要な施設に自転車で安全にアクセスできるよう、サイクリングロード等のネットワーク化を検討します。 	(3) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとにやさしい道づくり <ul style="list-style-type: none"> ○段差や急傾斜などの障壁をなくし、誰もが安心して快適に歩ける道路整備を進めます。 ○交差点や主要な公共施設周辺など、人が多く集まる箇所は、歩行者空間の拡充に努めます。 ●環境共生に配慮した道づくり <ul style="list-style-type: none"> ○道路植栽など、周囲の環境と調和した道路空間形成に努めます。 ○河川沿いや農道などを活用した散策路の整備を検討します。 ●サイクリングロード等整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> ○主要な施設に自転車で安全にアクセスできるよう、サイクリングロード等のネットワーク化を検討します。
(4) 田園都市にふさわしい公共交通の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●マイカー利用の抑制と総合的な交通施策への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○自家用自動車利用の抑制や公共交通手段の増便、適切な交通規制など、環境に配慮した交通需要の抑制について、関係機関と協議、調整を図りつつ取り組みます。 ●バス交通の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ○バスルートの新設や増便について関係機関との協議を引き続き行います。 ○バスルートとなる道路の整備やバスベイの設置など、走行環境の改善を進めます。 ○高齢者が乗降しやすい環境づくりやバス停周辺の魅力づくりなど、誰もがバスを利用しやすい環境づくりに努めます。 	(4) 田園都市にふさわしい公共交通の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●マイカー利用の抑制と総合的な交通施策への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○自家用自動車利用の抑制や公共交通手段の増便、適切な交通規制など、環境に配慮した交通需要の抑制について、関係機関と協議、調整を図りつつ取り組みます。 ●バス交通の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ○バスルートの新設や増便について関係機関との協議を引き続き行います。 ○バスルートとなる道路の整備やバスベイの設置など、走行環境の改善を進めます。 ○バス交通の利用促進に向けて、バス利用者の利便性の向上を図ります。

旧(現計画)



新(改定)

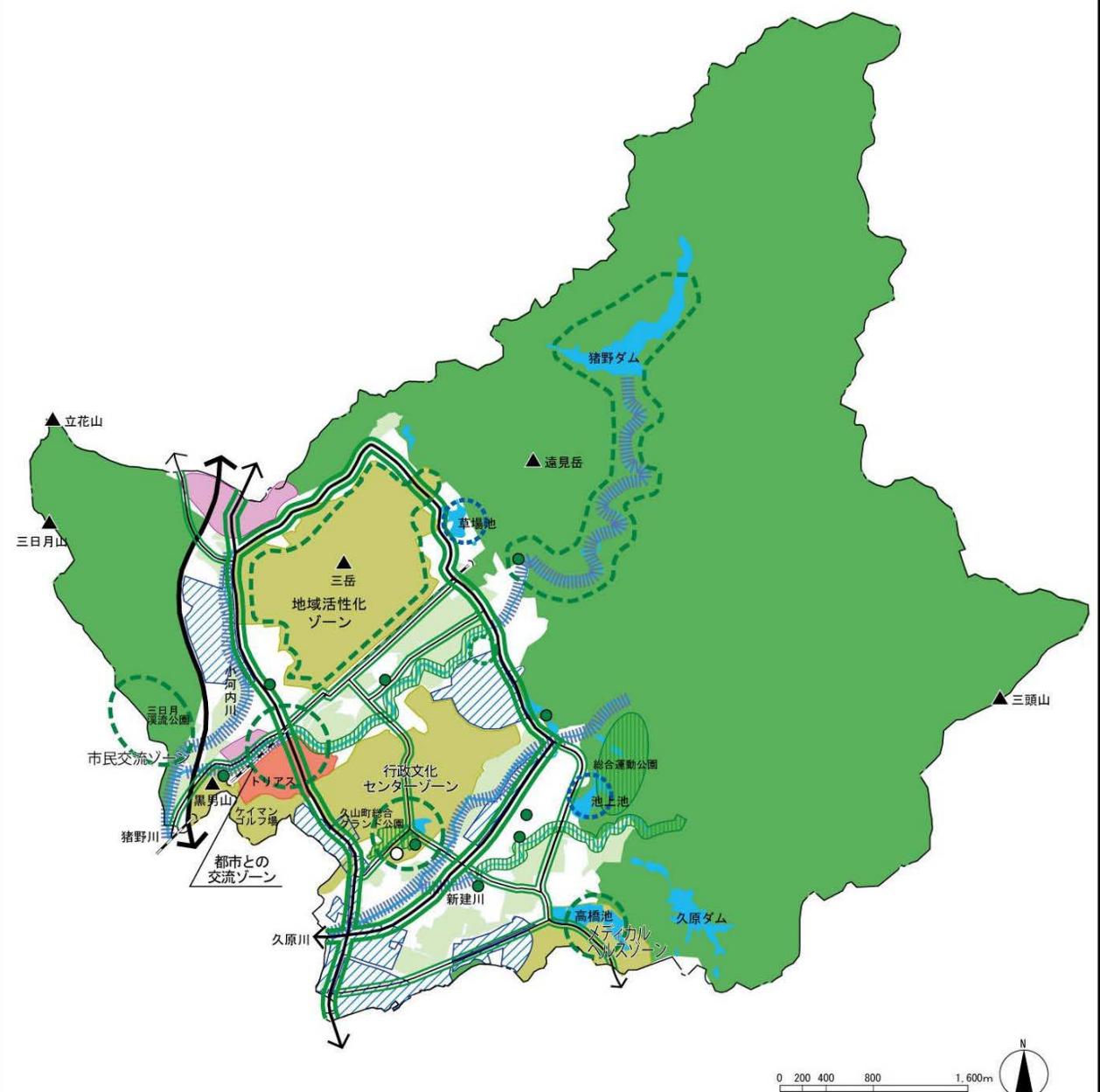


旧（現計画）		新（改定）	
項目	内 容	項目	内 容
<p>3－4. 水と緑の田園・都市環境形成方針</p>		<p>3－4. 水と緑の田園・都市環境形成方針</p>	
(1) 水と緑の田園・都市環境形成の基本的な考え方	<p>《生態系の再生に向けた水と緑の保全、整備》</p> <p>○伝統的な農村が有していた循環型のシステムを見直し、自然生態系を尊重した環境負荷の小さい循環型社会の実現を目指します。</p> <p>○水・緑環境の整備や野生生物の生息環境の保全、整備を進め、豊かな自然、田園環境の再生と創造を目指します。</p> <p>○持続的な発展のため、自然、田園環境の保全を町内外の協力を得ながら進め、合わせて都市住民との交流の場、健康増進の場づくりを進めます。《田園環境と都市環境との融合に向けた水と緑の骨格的な保全、整備》</p> <p>○明快な土地利用構成を維持しつつ、水と緑の骨格づくりを進めます。</p> <p>○森や丘の緑地がもつ多様な機能を保全し、採石場等の跡地を含めた一帯は、総合運動公園として整備することを検討します。その場合、現在の総合運動公園は、都市計画公園としての位置づけを廃止します。また、大規模未利用地は、計画的かつ公益的な活用を通じて緑の再生を図ります。</p> <p>○河川、水路、ため池とその周辺は、治水・利水目的に加え、日常生活に潤いと恵をもたらす場にふさわしい環境整備を図ります。</p> <p>○環状道路などの骨格的な道路の緑化と緑のネットワーク化を進めます。</p> <p>○市街地、集落地の緑化を進め、田園と都市が調和した環境形成に努めます。</p>	(1) 水と緑の田園・都市環境形成の基本的な考え方	<p>《生態系の再生に向けた水と緑の保全、整備》</p> <p>○伝統的な農村が有していた循環型のシステムを見直し、自然生態系を尊重した環境負荷の小さい循環型社会の実現を目指します。</p> <p>○水・緑環境の整備や野生生物の生息環境の保全、整備を進め、豊かな自然、田園環境の再生と創造を目指します。</p> <p>○持続的な発展のため、自然、田園環境の保全を町内外の協力を得ながら進め、合わせて都市住民との交流の場、健康増進の場づくりを進めます。《田園環境と都市環境との融合に向けた水と緑の骨格的な保全、整備》</p> <p>○明快な土地利用構成を維持しつつ、水と緑の骨格づくりを進めます。</p> <p>○森や丘の緑地がもつ多様な機能を保全し、採石場等の跡地を含めた一帯は、総合運動公園として整備することを検討します。その場合、現在の総合運動公園は、都市計画公園としての位置づけを廃止します。また、大規模未利用地は、計画的かつ公益的な活用を通じて緑の再生を図ります。</p> <p>○河川、水路、ため池とその周辺は、治水・利水目的に加え、日常生活に潤いと恵をもたらす場にふさわしい環境整備を図ります。</p> <p>○環状道路などの骨格的な道路の緑化と緑のネットワーク化を進めます。</p> <p>○市街地、集落地の緑化を進め、田園と都市が調和した環境形成に努めます。</p>
(2) 緑と交流の拠点づくり	<p>●都市との交流を促進する緑の拠点づくり</p> <p>○丘陵部の自然や未利用地等<u>を活かし</u>、交通利便性を活かし、地域の活性化を図るため、地域活性化ゾーンを創出します。また、ゴミ処理場跡地等は、緑の回復を図るとともに、有効な活用について検討します。</p> <p>○ヘルスC＆Cセンター周辺の自然環境や高橋池を活かし、自然とのふれあいを通して健康づくり・町民交流を促進する場として、メディカルヘルスゾーンを形成します。</p> <p>○行政文化センターゾーン及び都市との交流ゾーンは、久山の顔として、自然環境と調和した緑豊かな環境を形成するとともに、緑化推進を奨励します。</p> <p>○猪野ダムから伊野皇太神宮までの河川沿いには、公園、キャンプ場、飲食施設、菜園、駐車場などを配し、都市住民との交流拠点の形成を図ります。</p> <p>○三日月渓流公園を活用し、福岡市の長谷ダム等を含めた区域を福岡都市圏東部のレクリエーション拠点として、一体的利用を検討し、市民交流ゾーンを形成します。</p> <p>●町民の健康、交流を促進する公園・緑地の整備</p> <p>○都市計画公園は、町民に親しまれるグランド、運動公園を検討・工夫し、整備に努めます。都市緑地は、河川改修と合わせて一体的に整備し、緑道整備や河岸の緑化を河岸沿いの民有地の協力を得ながら進めます。</p> <p>○運動会やイベントなど、地域コミュニティ活動に対応し、子どもや高齢者</p>	(2) 緑と交流の拠点づくり	<p>●都市との交流を促進する緑の拠点づくり</p> <p>○丘陵部の自然や未利用地、交通利便性を活かし、地域の活性化を図るため、地域活性化ゾーンを創出します。また、ゴミ処理場跡地等は、緑の回復を図るとともに、有効な活用について検討します。</p> <p>○ヘルスC＆Cセンター周辺の自然環境や高橋池を活かし、自然とのふれあいを通して健康づくり・町民交流を促進する場として、メディカルヘルスゾーンを形成します。</p> <p>○行政文化センターゾーン及び都市との交流ゾーンは、久山の顔として、自然環境と調和した緑豊かな環境を形成するとともに、緑化推進を奨励します。</p> <p>○観光交流ゾーンでは、<u>本町の観光の核となる交流拠点の整備を進めるとともに、観光や農業等との連携による魅力ある商業の振興を図ります。</u></p> <p>○猪野ダムから伊野皇太神宮までの河川沿いには、公園、キャンプ場、飲食施設、菜園、駐車場などを配し、都市住民との交流拠点の形成を図ります。</p> <p>○三日月渓流公園を活用し、福岡市の長谷ダム等を含めた区域を福岡都市圏東部のレクリエーション拠点として、一体的利用を検討し、市民交流ゾーンを形成します。</p> <p>●町民の健康、交流を促進する公園・緑地の整備</p> <p>○都市計画公園は、町民に親しまれるグランド、運動公園を検討・工夫し、整備に努めます。都市緑地は、河川改修と合わせて一体的に整備し、緑道</p>

旧（現計画）		新（改定）	
	<p>の遊び・憩いの場を「地域公園」と位置づけ、隨時、整備を進めます。</p> <p>●田園環境との融和に向けた緑化推進</p> <p>○ゆとりある敷地確保、敷地内緑化、外周緑化を地区整備計画に基づき推進します。</p>		<p>整備や河岸の緑化を河岸沿いの民有地の協力を得ながら進めます。</p> <p>○運動会やイベントなど、地域コミュニティ活動に対応し、子どもや高齢者の遊び・憩いの場を「地域公園」と位置づけ、随时、整備を進めます。</p> <p>●田園環境との融和に向けた緑化推進</p> <p>○ゆとりある敷地確保、敷地内緑化、外周緑化を地区整備計画に基づき推進します。</p>
(3) ホタルが乱舞する水辺空間の再生	<p>●下水道の整備推進</p> <p>○実施中の公共下水道整備(普及率 <u>77%</u>)を推進し、河川の浄化を図ります。</p> <p>●河川、ため池の整備</p> <p>○河川管理者に協力を要請し、猪野川、久原川それぞれの特性に応じた河川改修整備と半多自然型整備を引き続き促進します。</p> <p>○河川整備等のあり方を検討し、行政と地域が協力して整備と管理を行います。</p> <p>○ため池、ダム湖の保全に努め、周辺整備を行い町民の憩いの場とします。</p>	(3) ホタルが乱舞する水辺空間の再生	<p>●下水道の整備推進</p> <p>○実施中の公共下水道整備(現在:普及率 <u>90.6% (平成25年3月現在)</u>)を推進し、河川の浄化を図ります。</p> <p>●河川、ため池の整備</p> <p>○河川管理者に協力を要請し、猪野川、久原川それぞれの特性に応じた河川改修整備と半多自然型整備を引き続き促進します。</p> <p>○河川整備等のあり方を検討し、行政と地域が協力して整備と管理を行います。</p> <p>○ため池、ダム湖の保全に努め、周辺整備を行い町民の憩いの場とします。</p> <p style="background-color: yellow; border: 1px solid red; padding: 2px;">久山町（下水道課）より、H25 データ更新</p>

旧（現計画）

■ 水と緑の田園・都市環境形成方針



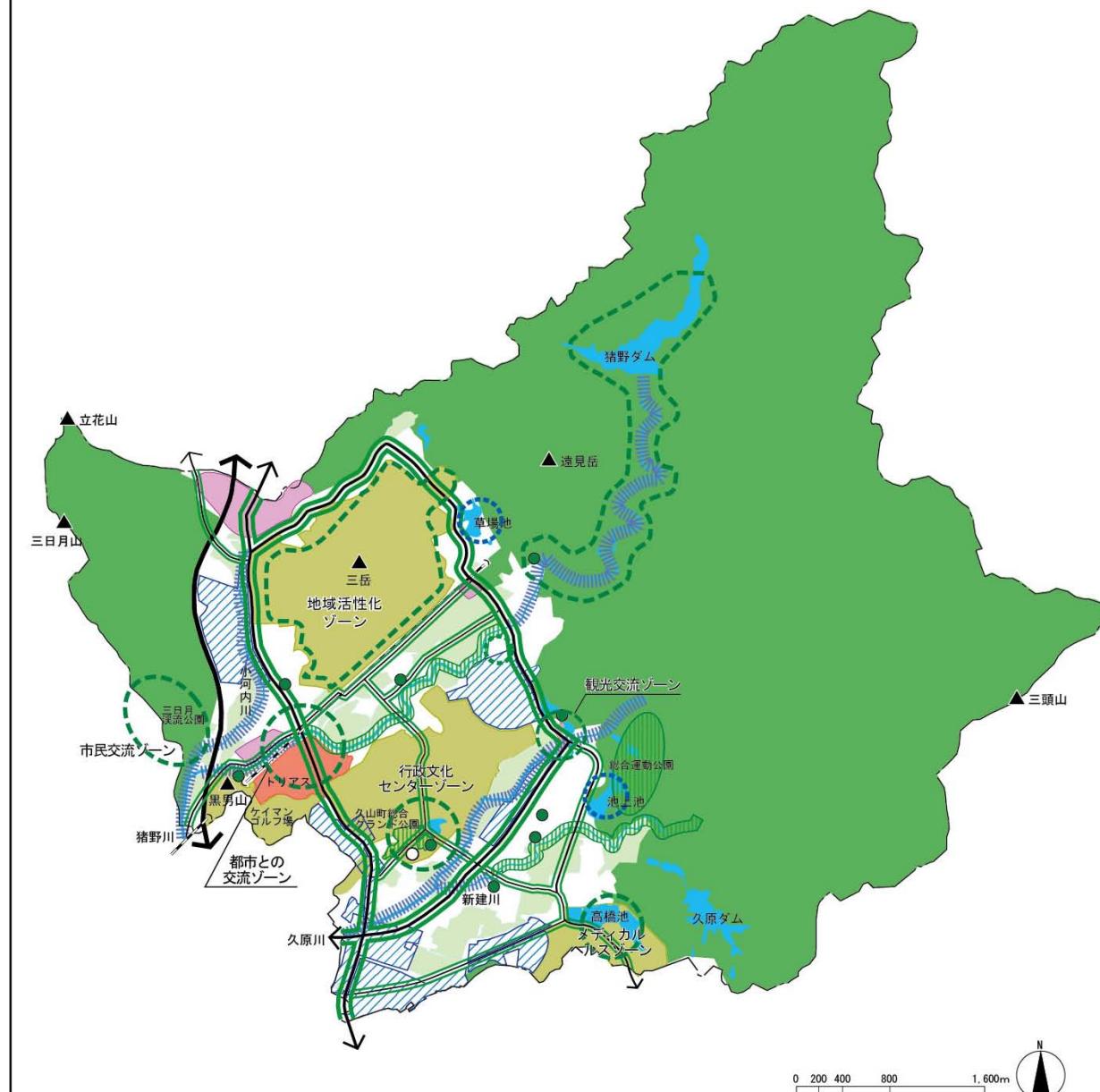
凡例

「水と緑の保全」	「緑と交流の拠点づくり」
森林	都市との交流を促進する緑の拠点づくり
丘陵部	都市計画公園・緑地整備
農地	街路樹形成
河川・ため池	商業地の緑化
● 身近な保全緑地（社寺林）	工業・流通系施設地の緑化

「水辺空間の再生」
緑地（河川沿いの緑道）整備
河川改修・護岸整備
ため池・ダム湖の保全、整備
○ その他
— 主要な道路

新（改定）

■ 水と緑の田園・都市環境形成方針



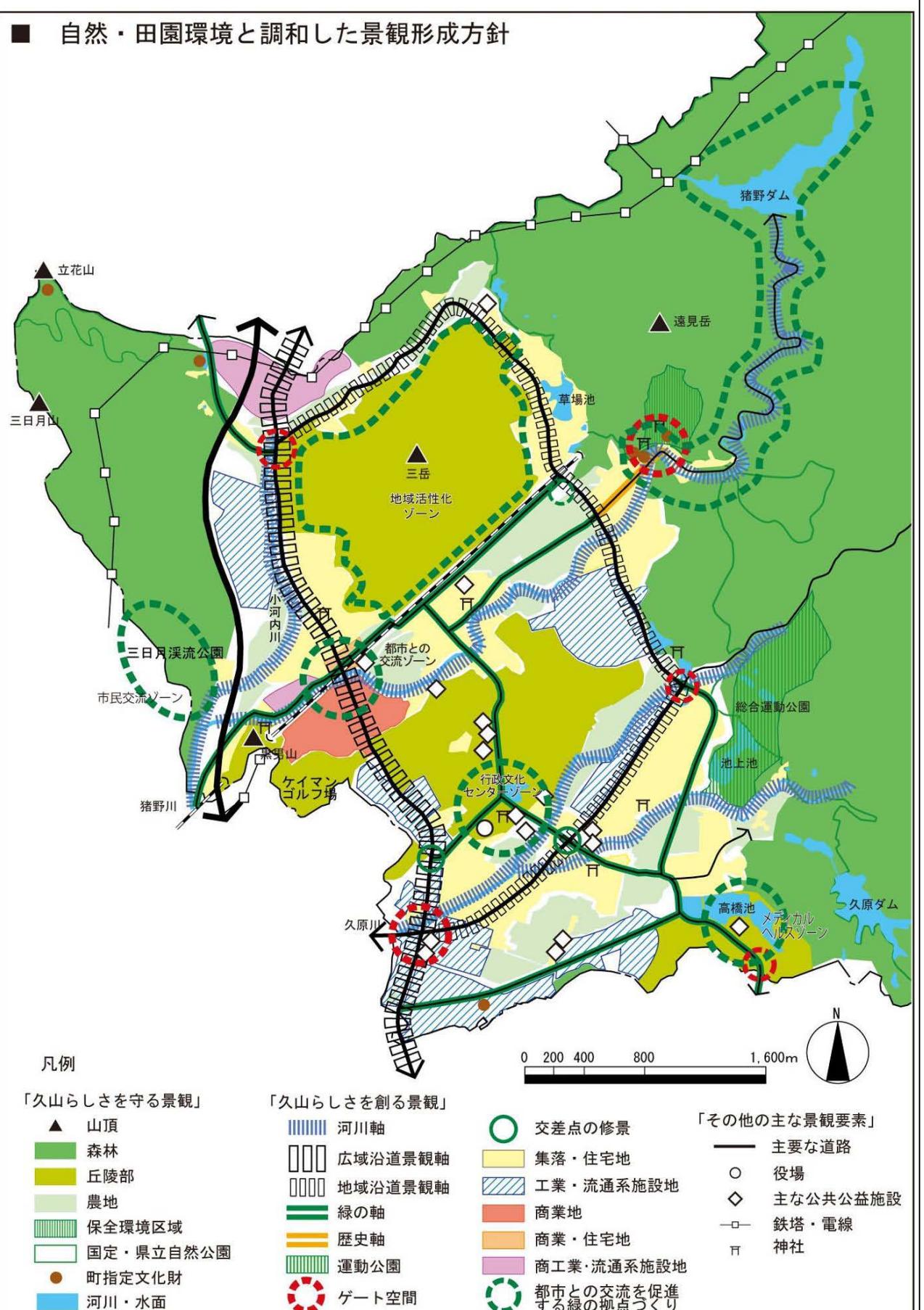
凡例

「水と緑の保全」	「緑と交流の拠点づくり」
森林	都市との交流を促進する緑の拠点づくり
丘陵部	都市計画公園・緑地整備
農地	街路樹形成
河川・ため池	商業地の緑化
● 身近な保全緑地（社寺林）	工業・流通系施設地の緑化

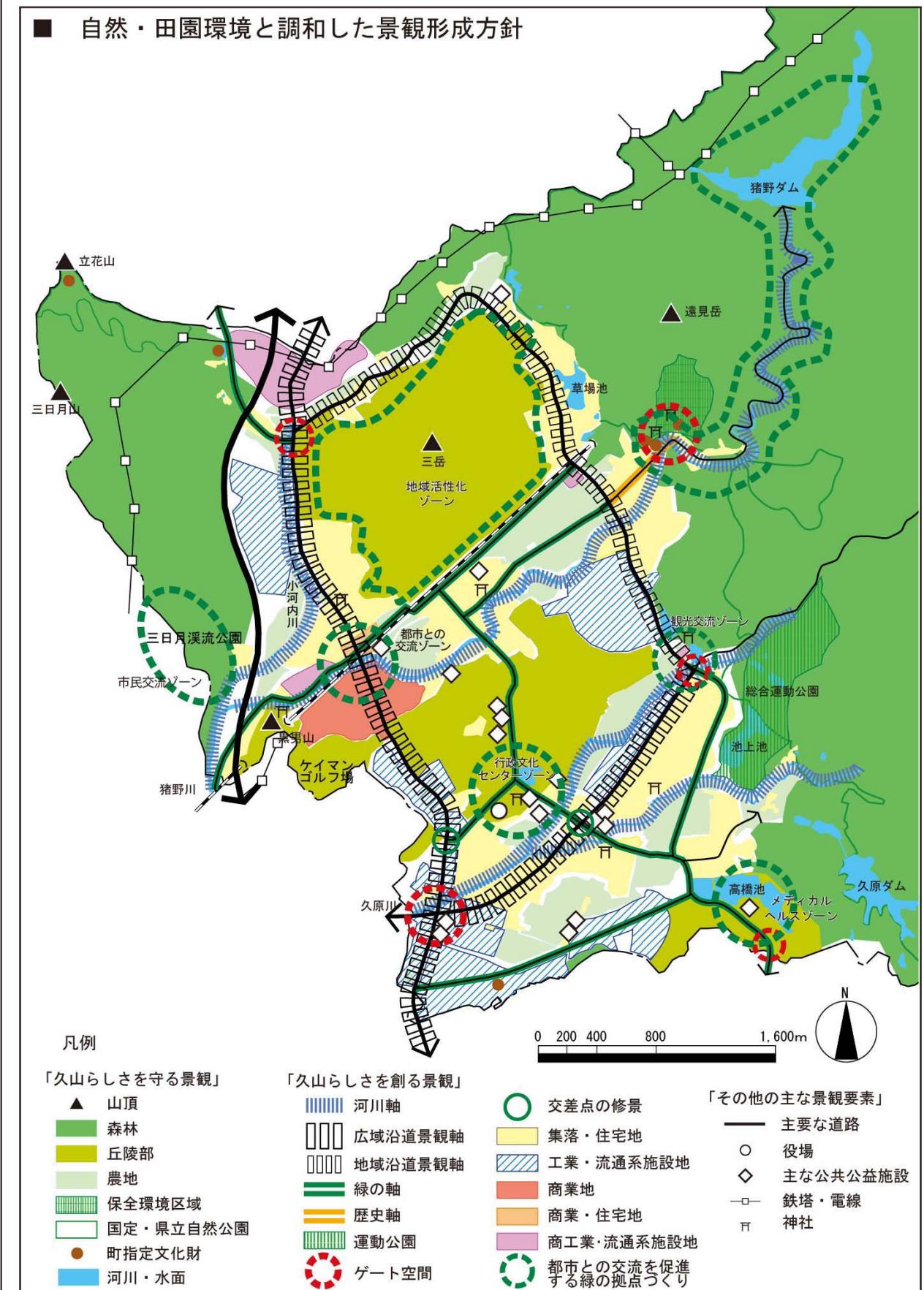
「水辺空間の再生」
緑地（河川沿いの緑道）整備
河川改修・護岸整備
ため池・ダム湖の保全、整備
○ その他
— 主要な道路

旧（現計画）		新（改定）	
3-5. 自然・田園環境と調和した景観形成方針			
項目	内 容	項目	内 容
(1) 自然・田園環境と調和した景観形成の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○自然空間や農地、農村集落において、美しい山林風景や田園風景を保全し、久山らしさを守ります。 ○市街地や集落では、美しい田園風景と調和した景観づくりを進めます。 ○町民とともに魅力ある都市景観を育みます。 	(1) 自然・田園環境と調和した景観形成の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○自然空間や農地、農村集落において、美しい山林風景や田園風景を保全し、久山らしさを守ります。 ○市街地や集落では、美しい田園風景と調和した景観づくりを進めます。 ○町民とともに魅力ある都市景観を育みます。
(2) 都市景観の形成方針	<p>●久山らしさを守る景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○田園環境を取り巻く森や丘の緑景観を守り、美しい田園環境の保全・修景により、明快な土地利用構成を図ります。 ○土地利用計画と連携して清流やシンボルとなっている樹木等、地域固有の資源を発掘し、自然環境地区、保存樹、久山らしい田園景観地区等に選定又は指定し、景観の保全を図ります。 ○都市的開発などにより、田園風景が壊されないよう、大規模建築物等の景観誘導や、重要建築物等の保存整備を図り、自然、田園環境と調和した景観形成を進めます。 <p>●久山らしさを創る景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川沿い、幹線道路の街路樹や沿道のまちなみ、公園・緑地など主要な公共空地周辺、ゲート空間など主要な交差点周辺を田園都市の骨格を構成する要素として、ふさわしい景観形成を図ります。 ○緑の多い落ち着いた農村集落地、住宅市街地、工業団地など、地域の特徴を活かした集落地、市街地景観の形成を図ります。 ○各プロジェクト区域は、周囲の自然環境との調和に配慮しつつ、敷地内の建物、オープンスペース、敷地の周辺部が一体となった魅力ある景観を創造します。 	(2) 都市景観の形成方針	<p>●久山らしさを守る景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○田園環境を取り巻く森や丘の緑景観を守り、美しい田園環境の保全・修景により、明快な土地利用構成を図ります。 ○土地利用計画と連携して清流やシンボルとなっている樹木等、地域固有の資源を発掘し、自然環境地区、保存樹、久山らしい田園景観地区等に選定又は指定し、景観の保全を図ります。 ○都市的開発などにより、田園風景が壊されないよう、大規模建築物等の景観誘導や、重要建築物等の保存整備を図り、自然、田園環境と調和した景観形成を進めます。 <p>●久山らしさを創る景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川沿い、幹線道路の街路樹や沿道のまちなみ、公園・緑地など主要な公共空地周辺、ゲート空間など主要な交差点周辺を田園都市の骨格を構成する要素として、ふさわしい景観形成を図ります。 ○緑の多い落ち着いた農村集落地、住宅市街地、工業団地など、地域の特徴を活かした集落地、市街地景観の形成を図ります。 ○各プロジェクト区域は、周囲の自然環境との調和に配慮しつつ、敷地内の建物、オープンスペース、敷地の周辺部が一体となった魅力ある景観を創造します。
(3) 重点地区の選定と先導的なモデル景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○下久原深井をはじめ出入口となる幹線道路の交差点や猪野地区参道等の久山町の顔、地域の顔になる特徴的な地区を抽出し、ゲート空間として景観形成を図ります。 ○伝統的な佇まいや河川・水路などと一体となった佇まいなど、優れた集落景観をもつ地区を抽出し、その特性を維持、発展、継承します。 ○公共建築のデザインガイドライン等を検討し、地域に馴染み、親しまれる公共公益施設づくりを進めます。 ○今後の住宅地づくりを先導するような住宅地開発等を行い、民間事業者等の理解と協力を得ながら魅力ある街並み景観を創出します。 	(3) 重点地区の選定と先導的なモデル景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○下久原深井をはじめ出入口となる幹線道路の交差点や猪野地区参道等の久山町の顔、地域の顔になる特徴的な地区を抽出し、ゲート空間として景観形成を図ります。 ○伝統的な佇まいや河川・水路などと一体となった佇まいなど、優れた集落景観をもつ地区を抽出し、その特性を維持、発展、継承します。 ○公共建築のデザインガイドライン等を検討し、地域に馴染み、親しまれる公共公益施設づくりを進めます。 ○今後の住宅地づくりを先導するような住宅地開発等を行い、民間事業者等の理解と協力を得ながら魅力ある街並み景観を創出します。
(4) 住民の主体的な活動としての景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体のまちづくり等を通じて景観形成に向けた活動を積極的に展開していきます。 	(4) 住民の主体的な活動としての景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体のまちづくり等を通じて景観形成に向けた活動を積極的に展開していきます。

旧(現計画)



新(改定)



旧（現計画）	
3－6. 安全・安心のまちづくり方針	
3－6－1. 防災のまちづくり方針	
項目	内 容
(1) 防災のまちづくりの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○自然地形や地盤等を考慮し、防災的な視点に立った計画的な土地利用の推進、都市空間整備を進めます。 ○防災のための都市空間形成に加え、災害時に被害を最小限にとどめるための施設整備を進めます。 ○防災意識の高い人づくりに努めるとともに、住民・企業・行政が連携して、防災活動や災害時の対応ができるように体制や情報ネットワークを整えます。
(2) 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用方針に沿った適切な開発 <ul style="list-style-type: none"> ○開発に伴う土砂災害や水供給の寸断等を防ぐため、自然地形等を考慮した都市的土地利用の形成を図り、無秩序な開発が起こらないよう、規制・誘導します。 ●災害に強い都市施設、建築物等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○河川改修、排水機能の強化、開発による雨水流出の抑制等を図り、治水を進めます。山林は、地すべりや土砂崩れを防ぐため、所有者、管理者に適正な維持管理を要請し、治山を進めます。 ○火災時の延焼遮断のため、公園・広場等を適切に確保し、幹線道路の街路樹形成や公共施設の緑化、地区計画などによる民有地の緑化や壁面後退を推進します。 ○避難地の位置づけを明確にし、防災施設として構造・機能の強化を図ります。また、主要な道路を中心に避難地までの避難ルートを確保します。 ○建築物の不燃化・耐震化を促進し、防災機能を高めます。地区計画に基づき集落内の建てつまりや集落周辺でのミニ開発等を防ぎ、ゆとりある密度を確保します。 ●情報提供、体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供やイベント等により、防災への理解を深め、自分自身や地域住民を守り、防災・救急活動等に協力・従事できる人づくりに努めます。 ○地域の災害履歴や災害対策等の情報共有化を図るとともに、地域ぐるみの防災活動を支援します。 ○地域防災計画書との整合を図り、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備を進めます。

新（改定）	
3－6. 安全・安心のまちづくり方針	
3－6－1. 防災のまちづくり方針	
項目	内 容
(1) 防災のまちづくりの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○自然地形や地盤等を考慮し、防災的な視点に立った計画的な土地利用の推進、都市空間整備を進めます。 ○防災のための都市空間形成に加え、災害時に被害を最小限にとどめるための施設整備を進めます。 ○防災意識の高い人づくりに努めるとともに、住民・企業・行政が連携して、防災活動や災害時の対応ができるように体制や情報ネットワークを整えます。
(2) 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用方針に沿った適切な開発 <ul style="list-style-type: none"> ○開発に伴う土砂災害や水供給の寸断等を防ぐため、自然地形等を考慮した都市的土地利用の形成を図り、無秩序な開発が起こらないよう、規制・誘導します。 ●災害に強い都市施設、建築物等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○河川改修、排水機能の強化、開発による雨水流出の抑制等を図り、治水を進めます。山林は、地すべりや土砂崩れを防ぐため、所有者、管理者に適正な維持管理を要請し、治山を進めます。 ○火災時の延焼遮断のため、公園・広場等を適切に確保し、幹線道路の街路樹形成や公共施設の緑化、地区計画などによる民有地の緑化や壁面後退を推進します。 ○避難地の位置づけを明確にし、防災施設として構造・機能の強化を図ります。また、主要な道路を中心に避難地までの避難ルートを確保します。 ○建築物の不燃化・耐震化を促進し、防災機能を高めます。地区計画に基づき集落内の建てつまりや集落周辺でのミニ開発等を防ぎ、ゆとりある密度を確保します。 ●情報提供、体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供やイベント等により、防災への理解を深め、自分自身や地域住民を守り、防災・救急活動等に協力・従事できる人づくりに努めます。 ○地域の災害履歴や災害対策等の情報共有化を図るとともに、地域ぐるみの防災活動を支援します。 ○地域防災計画書との整合を図り、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備を進めます。

旧（現計画）	
3－6－2. 高齢者等にやさしいまちづくり方針	
項目	内 容
(1) 高齢者等にやさしいまちづくりの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者・子育て等の福祉施策と連携した総合的な福祉のまちづくり計画やそれらを支える制度づくりを進めます。 ○道路や公園、公共公益施設等、公共空間のバリアフリー化を進めます。 ○住宅や商店等、民有空間のバリアフリー化を進めます。 ○人々の心のバリアフリーに向けて、情報提供・啓発活動を行います。
(2) 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉のまちづくり施策を総合的、計画的に推進していくため、基本計画づくりを進め、バリアフリー化を進める空間、施設を明らかにし、それらの整備指針づくりを検討します。 ○主要な公共公益施設や道路、交差点などについて、高齢者や障害者等が安全で利用しやすいバリアフリーの施設となるよう整備を推進・誘導します。 ○住宅や商店等、身近な生活空間について、バリアフリー化を推進します。 ○健康づくり活動や生涯学習等を通して情報提供・啓発活動を推進し、お互いに助け合う人づくり、地域づくりに努めます。

新（改定）	
3－6－2. 高齢者等にやさしいまちづくり方針	
項目	内 容
(1) 高齢者等にやさしいまちづくりの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者・子育て等の福祉施策と連携した総合的な福祉のまちづくり計画やそれらを支える制度づくりを進めます。 ○道路や公園、公共公益施設等、公共空間のバリアフリー化を進めます。 ○住宅や商店等、民有空間のバリアフリー化を進めます。 ○人々の心のバリアフリーに向けて、情報提供・啓発活動を行います。
(2) 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉のまちづくり施策を総合的、計画的に推進していくため、基本計画づくりを進め、バリアフリー化を進める空間、施設を明らかにし、それらの整備指針づくりを検討します。 ○主要な公共公益施設や道路、交差点などについて、高齢者や障害者等が安全で利用しやすいバリアフリーの施設となるよう整備を推進・誘導します。 ○住宅や商店等、身近な生活空間について、バリアフリー化を推進します。 ○健康づくり活動や生涯学習等を通して情報提供・啓発活動を推進し、お互いに助け合う人づくり、地域づくりに努めます。

■久山町・都市計画マスタートープラントリー

将来像
「心身ともに健康で豊かな田園文化都市」の創造

都市計画マスタートープランの基本理念
「豊美と『都市』の共生に向けた新しいまちづくり」

土地利用の基本的考え方
①久山らしい自然の環境を残す明快な土地利用構成の維持、発展

②農業と都市の株序ある共生

- 地域特性を活かした土地利用**
- ①豊かな自然環境の保全と活用
●「森」の保全、活用：「森を守る区域」
●「丘」の保全、活用：「丘を守る区域」
 - ②農地と農村集落環境の保全：「農業を守る区域」
●潤いとゆとりをもたらす「農地」の保全：「農業を守る区域」
●美しい農村集落環境の創造：農村集落を守り育む区域
 - ③都市的な魅力と活力の創造
●都市的な魅力を高める道路沿道環境の創出：「沿道の魅力を創る区域」
●都市活力を高める拠点の創造：「活性化と雇用促進を図る区域」

《重点プロジェクト》

明確な土地利用構成の維持、発展

自然・森林、丘陵部、河川・水面などの保全、活用

農耕農用地、集団優良農地の保全

市街化区域の利用促進、市街化調整区域での地区計画による計画的な都市的土地区域の誘導

地域コミュニティの活力維持に配慮した開発、整備

地域活性化ゾーン（山田丘陵地）での産業施設用地としての開発

既存工業地帯や鉄道線沿道での産業施設の誘導

道路等の基盤整備などと合せた良好な住環境の形成、整備

地区計画の指定と計画的住宅地化誘導

住宅地化を促進する区域の指定と計画的住宅地化誘導

上久原地区における土地区画整理事業の推進、地区整備計画の策定

環境共生に配慮した拠点づくり

河川改修と合わせた緑道整備や河川沿いの緑化

都市計画公園の整備

公共下水道整備の推進

猪野川沿い（猪野ダム～伊野皇太神宮）での交流拠点、長谷ダムと三日月渓

公共公園一帯の整備・活用

公共交通手段の利便性の向上、サイクリングロード等の整備

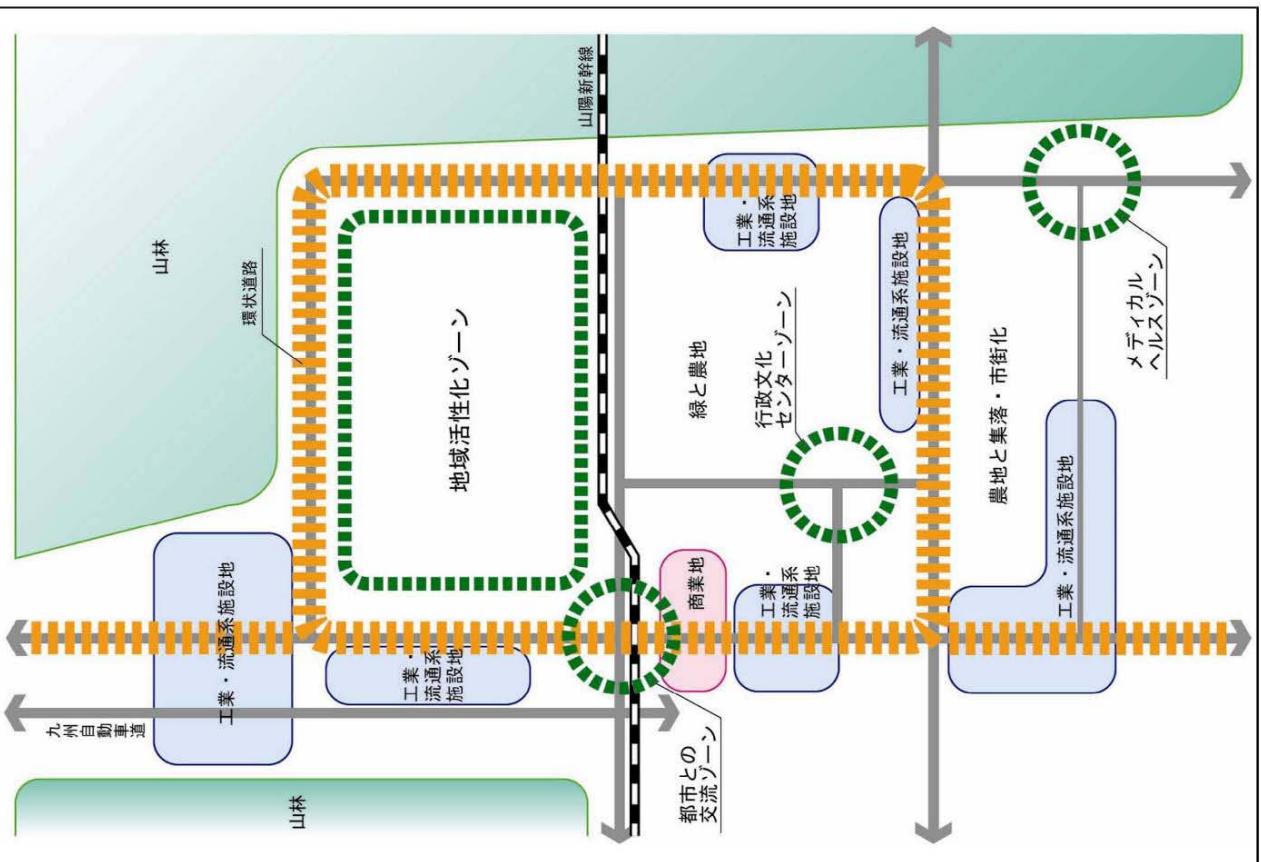
メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センター・ゾーン

の環境充実

町の顔、地域の顔となる地区でのグート空間としての景観形成

猪野地区参道等の特徴的な地区の景観形成

自立できる「まち」の創出



■久山町・都市計画マスタートープラントリー

将来像
安心・元気な「健康が喜ぶ町」の実現

都市計画マスタートープランの基本理念
「健康新まちづくり」

土地利用の基本的考え方
①久山らしい自然の環境を残す明快な土地利用構成の維持、発展

②農業と都市の株序ある共生

地域特性を活かした土地利用

①豊かな自然環境の保全と活用
●「森」の保全、活用：「森を守る区域」

●「丘」の保全、活用：「丘を守る区域」

②農地と農村集落環境の保全：「農業を守る区域」
●潤いとゆとりをもたらす「農地」の保全：「農業を守る区域」
●美しい農村集落環境の創造：農村集落を守り育む区域

③都市的な魅力と活力の創造
●都市的な魅力を高める道路沿道環境の創出：「沿道の魅力を創る区域」
●都市活力を高める拠点の創造：「活性化と雇用促進を図る区域」

《重点プロジェクト》

明確な土地利用構成の維持、発展

自然・森林、丘陵部、河川・水面などの保全、活用

農耕農用地、集団優良農地の保全

市街化区域の利用促進、市街化調整区域での地区計画による計画的な都市的土地区域の誘導

地域コミュニティの活力維持に配慮した開発、整備

地域活性化ゾーン（山田丘陵地）での産業施設用地としての開発

既存工業地帯や鉄道線沿道での産業施設の誘導

道路等の基盤整備などと合せた良好な住環境の形成、整備

地区計画の指定と計画的住宅地化誘導

住宅地化を促進する区域の指定と計画的住宅地化誘導

環境共生に配慮した拠点づくり

河川改修と合わせた緑道整備や河川沿いの緑化

都市計画公園の整備

公共下水道整備の推進

猪野川沿い（猪野ダム～伊野皇太神宮）での交流拠点、長谷ダムと三日月渓

公共公園一帯の整備・活用

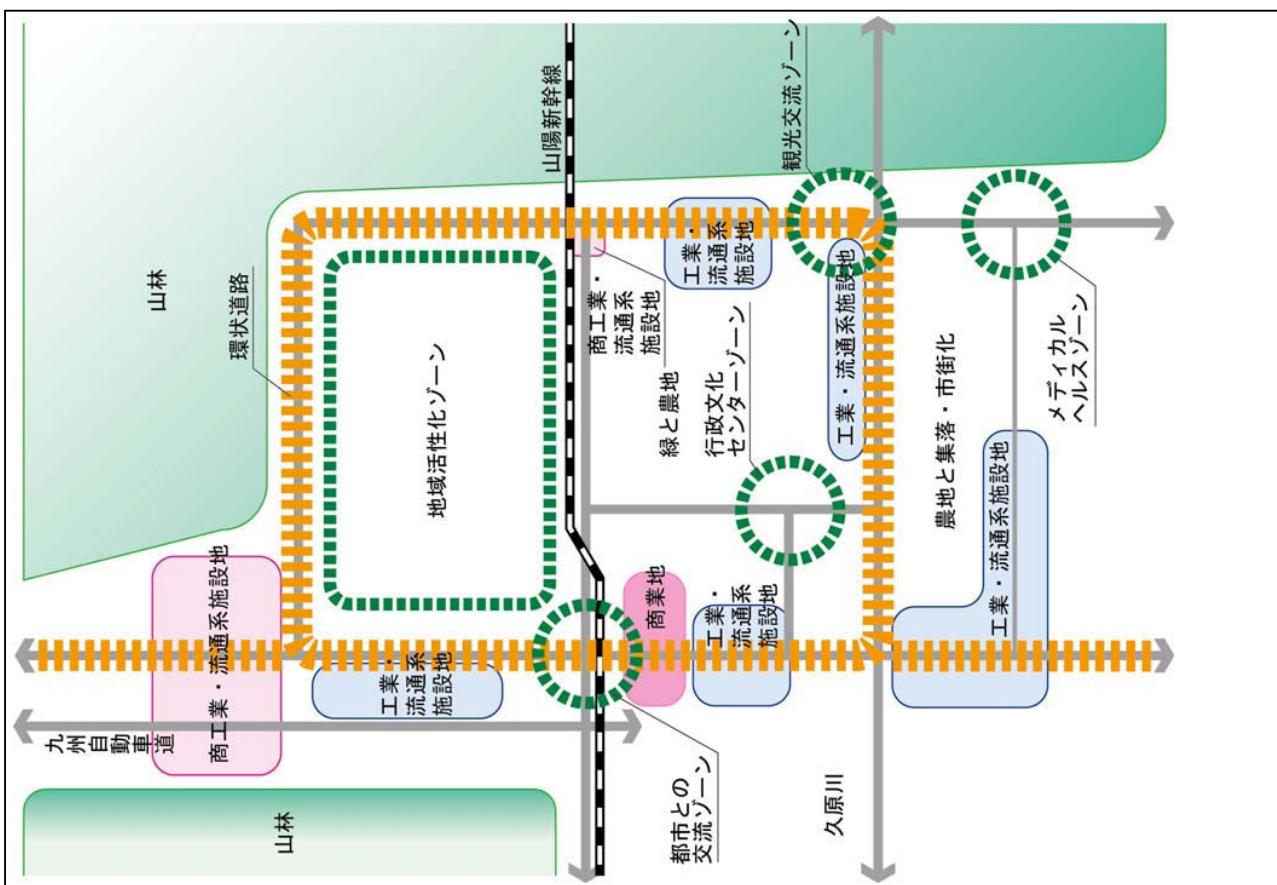
サイクリングロード等の整備

メティカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センター・ゾーン

の環境充実

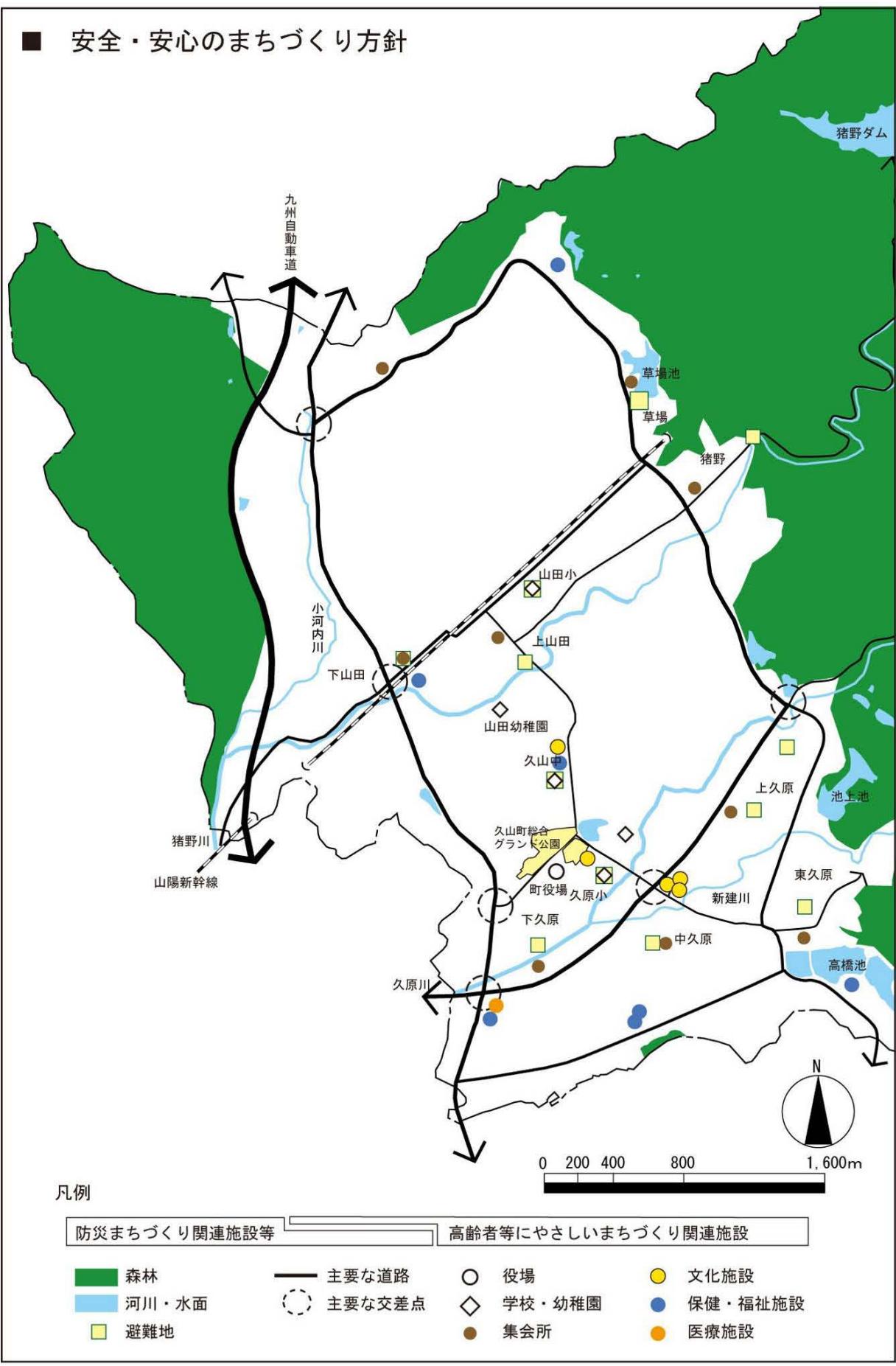
町の顔、地域の顔となる地区でのグート空間としての景観形成

自立できる「まち」の創出



旧（現計画）

■ 安全・安心のまちづくり方針



新（改定案）

■ 安全・安心のまちづくり方針



久山町・都市計画マスターplan全体構想の体系

本町では、基本理念、将来都市像を見据え、次のような主要なプロジェクトや事業に積極的に取り組み、「農業」と「都市」との共生のまちづくり、住民主体のまちづくりの実現を目指します。

部門別まちづくり方針(主要なプロジェクトや事業)

土地利用の方針、市街地及び集落地の開発、整備方針		
市街化区域	工業地	○3つの工業団地の生産環境の保護、敷地緑化等 ○既存工業団地隣接地(市街化調整区域)と合わせた、一体的な整備、開発の検討
	住宅地	○下山田及び猪野住宅市街地での良好な住環境の形成 ○地区計画の導入等による計画的な整備
市街化調整区域	自然・森林保全区域	○良好な自然環境や森林の保全 ○採石場跡地等の適切な活用 ○猪野川沿い、長谷ダムと三日月渓流公園一帯の自然環境活用地としての整備・活用
	環境共生創造区域	○3つの丘陵部は、緑地を活かした保全・整備 ○山田丘陵地を地域活性化ゾーンとして計画的開発の推進
	農業保全区域	○農振農用地、集団優良農地の保全
	田園集落居住区域	○農村集落環境の一体的な保全・整備 ○地区計画の指定などによる計画的なまちづくりの推進 ○一団のまとまった空地や有効利用できる土地での計画的な住宅地開発、生活利便施設・商業施設等の立地促進
	プロジェクト区域	○地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーンなどプロジェクトの推進 ○地域活性化ゾーン(山田丘陵地)での産業施設用地開発への取り組み
産業施設区域	産業施設区域	○既存の工業地周辺や幹線道路沿道における商業・工業・流通系土地利用の誘導
	沿道環境形成区域	○田園環境と調和した快適で便利な沿道環境の形成 ○主要地方道筑紫野古賀線沿道、主要地方道福岡直方線及び下山田交差点周辺への商業系施設の配置 ○幹線道路沿道での土地利用転換区域での土地区画整理事業や調整区域地区計画の導入による開発、整備

道路交通体系の方針

田園環境と調和した道路網の整備	幹線道路網の整備	○主要地方道(都市計画道路臼屋久山線、山ノ神深井線／広域幹線道路)の整備 ○町内の市街地や集落あるいは町外と連絡する道路(町内外を連絡する幹線道路)の整備 ○主要な町道(地域連絡道路)の未整備箇所の整備 ○町内を縦貫する軸となる主要地方道、町内外を連絡する幹線道路(環状道路)の整備の推進
	特性に応じた道路整備	○地域のまちづくり計画に基づいた計画的な道路整備
道路交通環境の整備	ひとにやさしい道づくり	○誰もが安心して快適に歩ける道路整備
	環境共生に配慮した道づくり	○周囲の環境と調和した道路空間の形成 ○散策路の整備検討
	サイクリングロード等整備	○サイクリングロード等のネットワーク化の検討
公共交通の整備	総合的な交通施策	○環境に配慮した交通需要の抑制の取り組み ○バスルートの新設や増便についての関係機関との協議継続 ○バスの走行環境の改善 ○誰もがバスを利用しやすい環境づくり

田園・都市環境形成方針

緑と交流の拠点づくり	緑の拠点づくり	○ゴミ処理場跡地等での緑の回復と有効な活用の検討 ○ヘルスC & Cセンター周辺でのメディカルヘルスゾーンの形成 ○行政文化センターゾーン及び都市との交流ゾーンでの緑豊かな環境の形成と緑化推進 ○猪野ダムから伊野皇太神宮までの河川沿いでの都市住民との交流拠点の形成 ○三日月渓流公園や長谷ダム等を含めた区域での市民交流ゾーンの形成
	公園・緑地の整備	○都市計画公園の整備。河川改修と合わせた緑道整備や河川沿いの緑化 ○身近な地域公園の整備
水辺空間の再生	緑化推進	○地区整備計画に基づいた個別敷地等での緑化の推進
	下水道の整備推進	○公共下水道整備の推進
	河川、ため池の整備	○猪野川、久原川の特性に応じた河川改修整備と半多自然型整備の促進 ○行政と地域が協力した河川の整備と管理 ○ため池、ダム湖の保全と周辺整備

景観形成方針

都市景観の形成	久山らしさを守る景観形成	○緑景観を守り、美しい田園環境の保全・修景による明快な土地利用構成 ○自然環境地区、保存樹、久山らしい田園景観地区等の選定や指定による景観の保全 ○大規模建築物等の景観誘導や重要建築物等の保全整備による景観形成
	久山らしさを創る景観形成	○主要な公共空地や交差点周辺での景観形成 ○地域の特徴を活かした集落地、市街地景観の形成 ○プロジェクト区域での魅力ある景観の創造
先導的なモデル景観形成		○幹線道路の交差点や猪野地区参道等の特徴的な地区の抽出とゲート空間としての景観形成 ○優れた集落景観を有する地区的抽出と特徴の維持、発展、継承 ○公共建築のデザインガイドライン等の検討と、地域に馴染み、親しまれる公共公益施設づくり ○民間事業者等の理解と協力による魅力ある街並み景観をもった住宅地開発等
住民の主体的な活動による景観形成		○住民主体によるまちづくりと景観形成に向けた活動の積極的展開

防災のまちづくり方針

災害に強い都市施設、建築物等の整備	土地利用方針に沿った適切な開発	○自然地形等を考慮した都市的土地利用の形成と無秩序な開発の規制・誘導
	河川等での治水、山林での治山の推進	○火災時の延焼遮断のための取り組み
	○避難地の位置づけの明確化、避難地までの避難ルートの確保	○建築物の防災機能の向上、集落内の建てつまりの解消やミニ開発等の防止
	○情報提供やイベント等による防災への理解、防災・救急活動等に協力・從事できる人づくり	○地域の災害履歴や防災対策等の情報の共有化、地域ぐるみの防災活動の支援 ○地域防災計画書との整合性、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備
情報提供、体制づくり	○地域の災害履歴や防災対策等の情報の共有化、地域ぐるみの防災活動の支援	○地域の災害履歴や防災対策等の情報の共有化、地域ぐるみの防災活動の支援
	○地域防災計画書との整合性、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備	○地域防災計画書との整合性、各機関との連絡体制や広域的な相互応援体制の整備
高齢者等にやさしいまちづくり方針	整備方針	○福祉のまちづくりの基本計画づくりと整備指針づくりの検討 ○主要な公共施設や道路、交差点でのバリアフリー化 ○身近な生活空間でのバリアフリー化 ○お互いに助け合う人づくり、地域づくり

久山町・都市計画マスターplan全体構想の体系

本町では、基本理念、将来都市像を見据え、次のような主要なプロジェクトや事業に積極的に取り組み、「農業」と「都市」との共生のまちづくり、住民主体のまちづくりの実現を目指します。

部門別まちづくり方針(主要なプロジェクトや事業)

土地利用の方針、市街地及び集落地の開発、整備方針		
市街化区域	工業地	○3つの工業団地の生産環境の保護、敷地緑化等 ○既存工業団地隣接地(市街化調整区域)と合わせた、一体的な整備、開発の検討
	住宅地	○下山田及び猪野住宅市街地での良好な住環境の形成 ○地区計画の導入等による計画的な整備
市街化調整区域	自然・森林保全区域	○良好な自然環境や森林の保全 ○採石場跡地等の適切な活用 ○猪野川沿い、長谷ダムと三日月渓流公園一帯の自然環境活用地としての整備・活用
	環境共生創造区域	○3つの丘陵部は、緑地を活かした保全・整備 ○山田丘陵地を地域活性化ゾーンとして計画的開発の推進
	農業保全区域	○農振農用地、集団優良農地の保全
	田園集落居住区域	○農村集落環境の一体的な保全・整備 ○地区計画の指定などによる計画的なまちづくりの推進
	プロジェクト区域	○地域活性化ゾーン、メディカルヘルスゾーン、都市との交流ゾーン、行政文化センターゾーンなどプロジェクトの推進 ○地域活性化ゾーン(山田丘陵地)での産業施設用地開発への取り組み
産業施設区域	産業施設区域	○既存の工業地周辺や幹線道路沿道における商業・工業・流通系土地利用の誘導
	沿道環境形成区域	○田園環境と調和した快適で便利な沿道環境の形成 ○主要地方道筑紫野古賀線沿道、主要地方道福岡直方線及び下山田交差点周辺への商業系施設の配置 ○幹線道路沿道での土地利用転換区域での土地区画整理事業や調整区域地区計画の導入による開発、整備

道路交通体系の方針

田園環境と調和した道路網の整備	幹線道路網の整備	○主要地方道(都市計画道路臼屋久山線、山ノ神深井線／広域幹線道路)の整備 ○町内の市街地や集落あるいは町外と連絡する道路(町内外を連絡する幹線道路)の整備 ○主要な町道(地域連絡道路)の未整備箇所の整備 ○町内を縦貫する軸となる主要地方道、町内外を連絡する幹線道路(環状道路)の整備の推進
	特性に応じた道路整備	○地域のまちづくり計画に基づいた計画的な道路整備
道路交通環境の整備	ひとにやさしい道づくり	○誰もが安心して快適に歩ける道路整備
	環境共生に配慮した道づくり	○周囲の環境と調和した道路空間の形成 ○散策路の整備検討
	サイクリングロード等整備	○サイクリングロード等のネットワーク化の検討
公共交通の整備	総合的な交通施策	○環境に配慮した交通需要の抑制の取り組み ○バスルートの新設や増便についての関係機関との協議継続 ○バスの走行環境の改善 ○誰もがバスを利用しやすい環境づくり

田園・都市環境形成方針

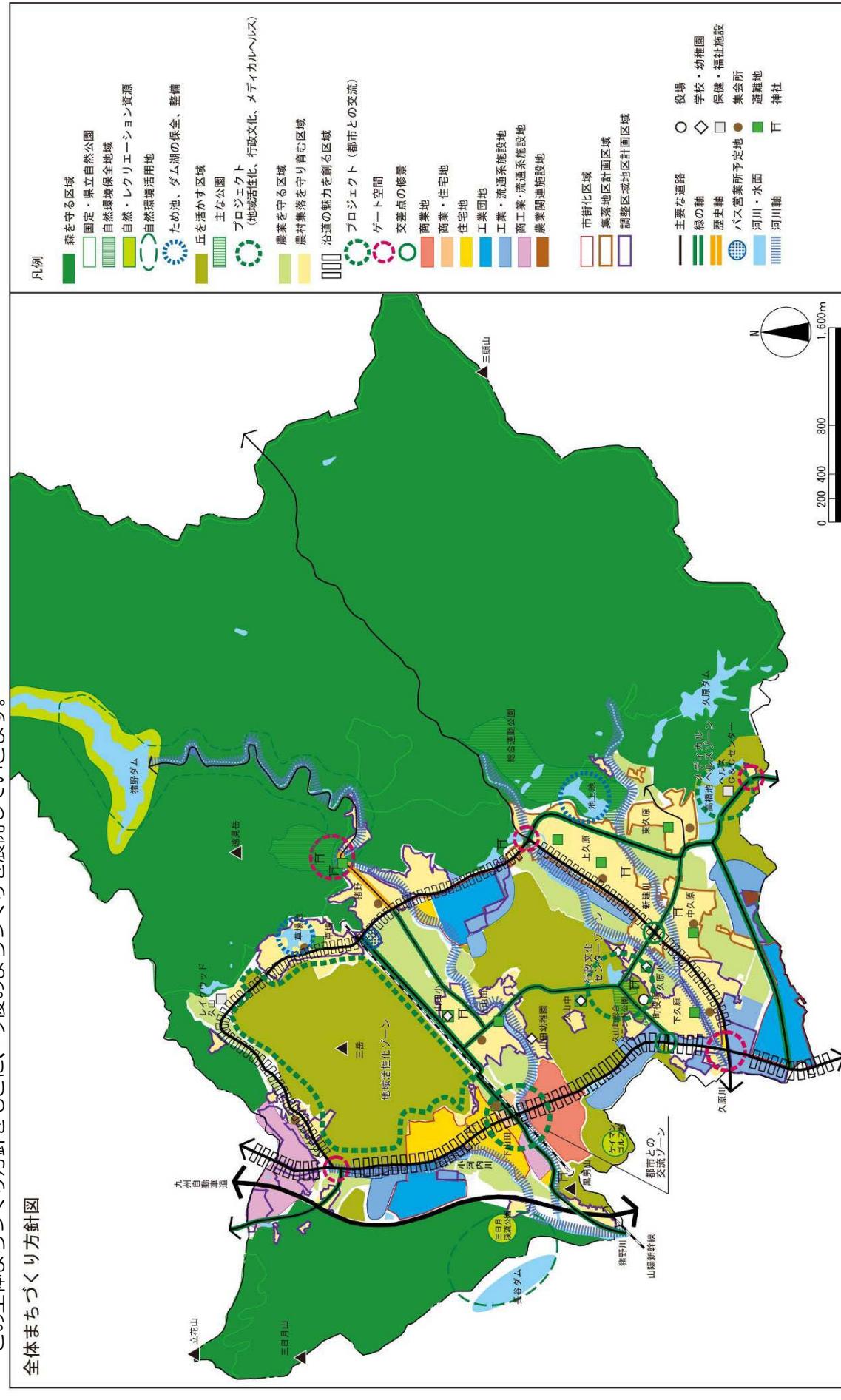
緑と交流の拠点づくり	緑の拠点づくり	○ゴミ処理場跡地等での緑の回復と有効な活用の検討 ○ヘルスC & Cセンター周辺でのメディカルヘルスゾーンの形成 ○行政文化センターゾーン及び都市との交流ゾーンでの緑豊かな環境の形成と緑化推進 ○観光交流ゾーンでの地場産品の提供や歴史、自然とふれあえる観光拠点の形成
	公園・緑地の整備	○都市計画公園の整備。河川改修と合わせた緑道整備や河川沿いの緑化 ○身近な地域公園の整備
水辺空間の再生	緑化推進	○地区整備計画に基づいた個別敷地等での緑化の推進
	下水道の整備推進	○公共下水道整備の推進
	河川、ため池の整備	○猪野川、久原川の特性に応じた河川改修整備と半多自然型整備の促進 ○行政と地域が協力した河川の整備と管理 ○ため池、ダム湖の保全と周辺整備

景観形成方針

4. 全体まちづくり構想

(1) 全体まちづくり方針
「部門別まちづくり方針」を総合化し、図示したものが、次図の「全体まちづくり方針」です。
この全体まちづくり方針をもとに、今後のまちづくりを展開していきます。

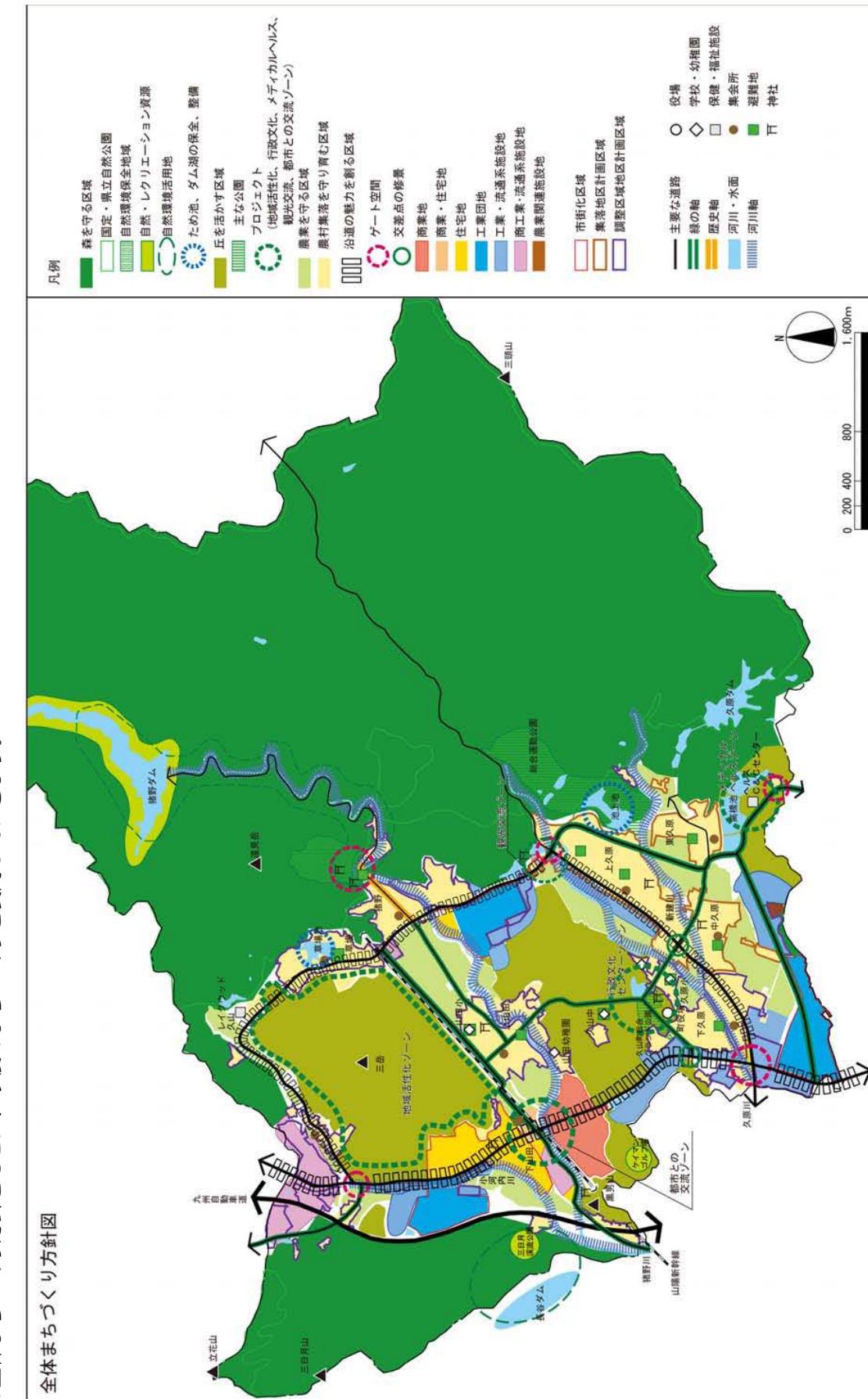
全体まちづくり方針図



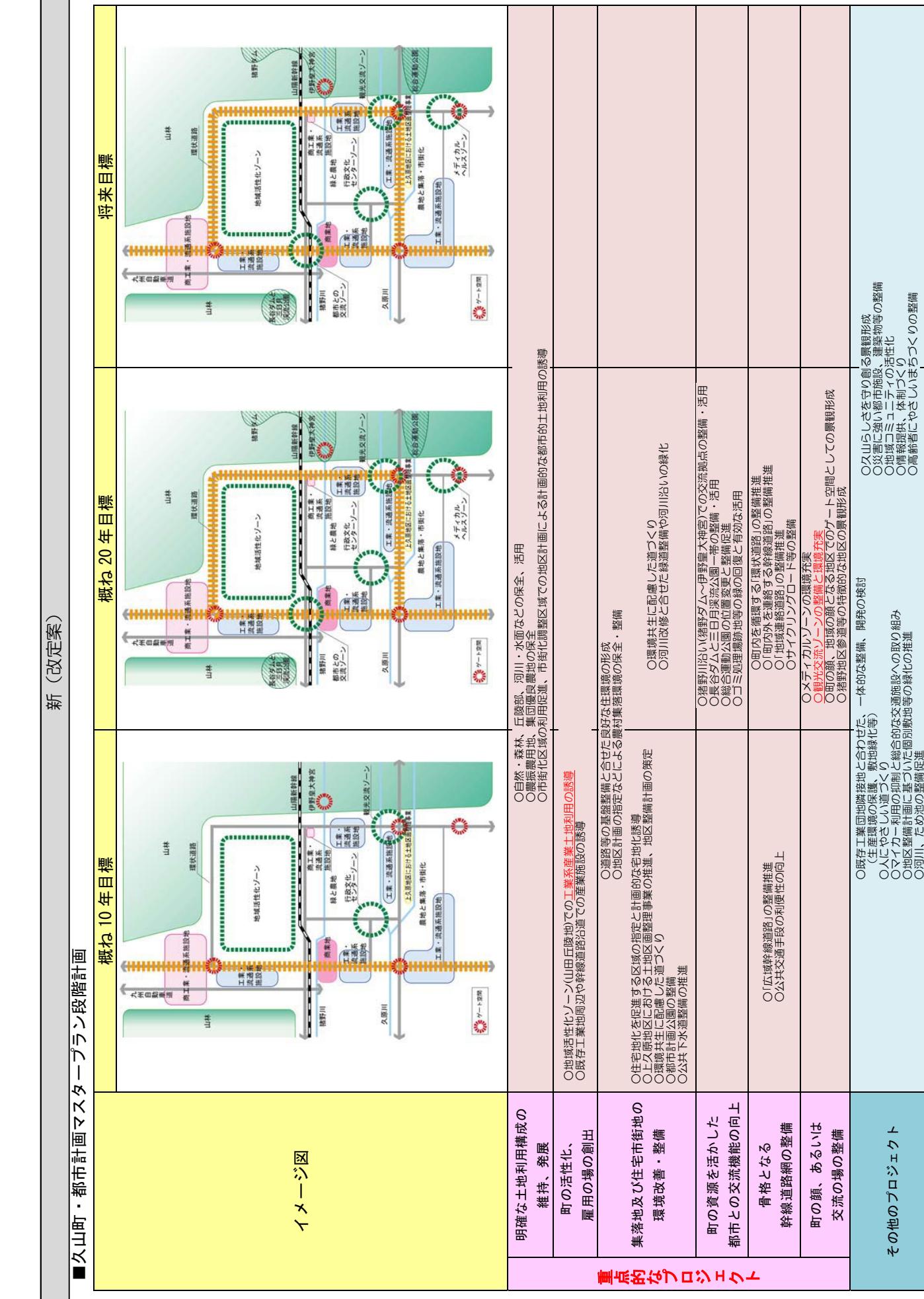
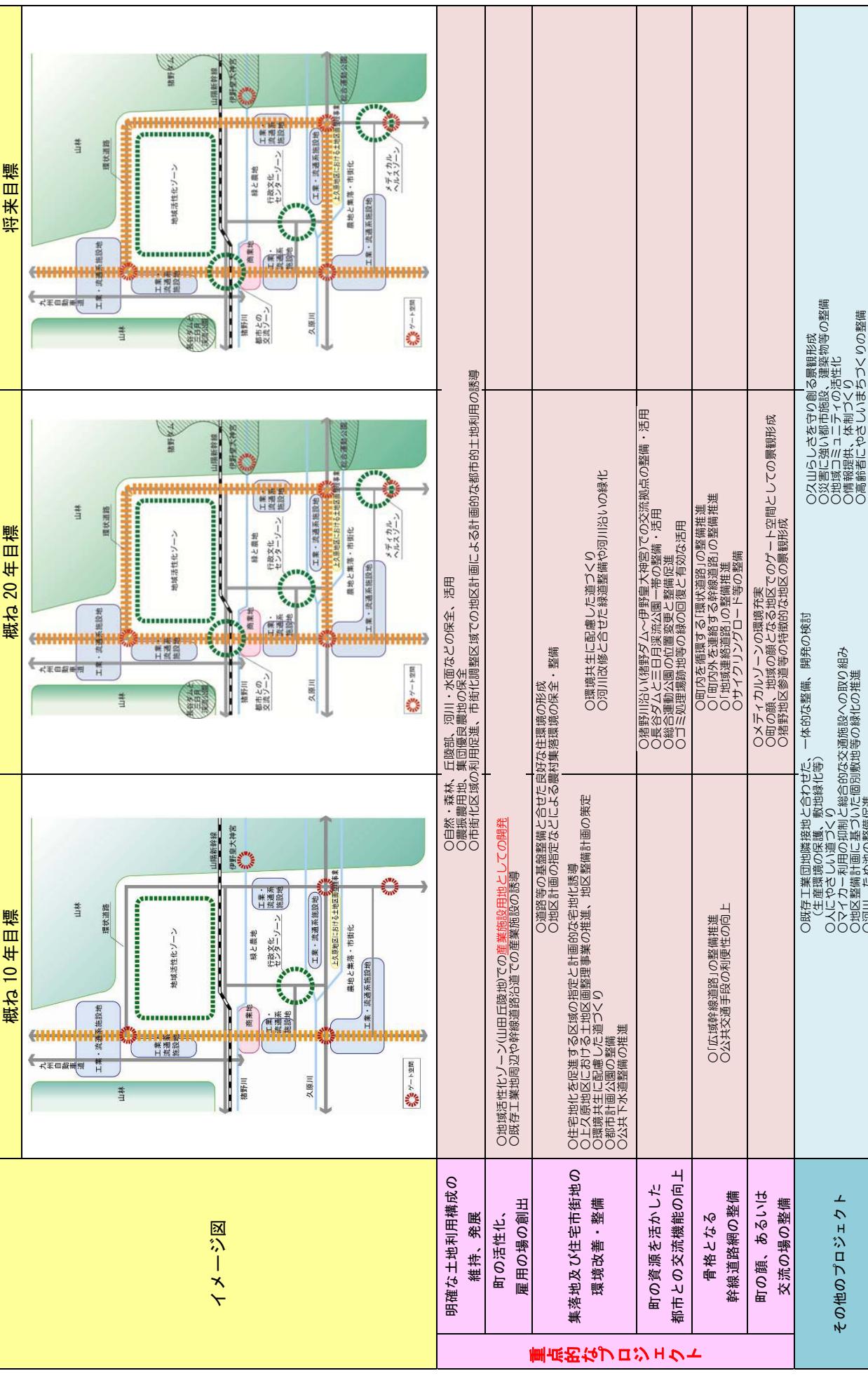
4. 全体まちづくり構想

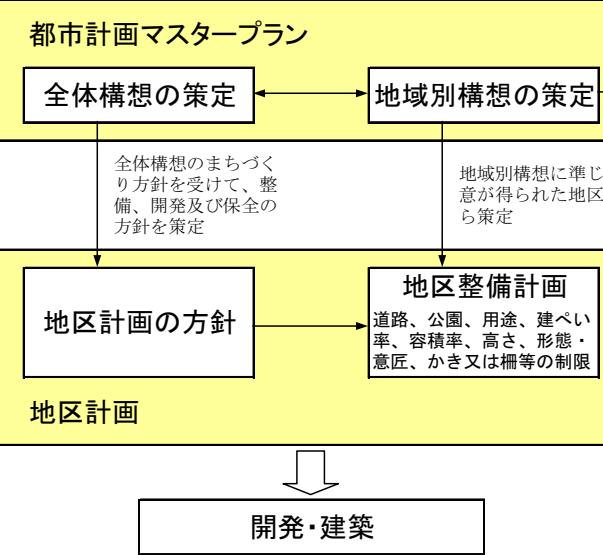
(1) 全体まちづくり方針
「部門別まちづくり方針」を総合化し、図示したものが、次図の「全体まちづくり方針」です。
この全体まちづくり方針をもとに、今後のまちづくりを展開していきます。

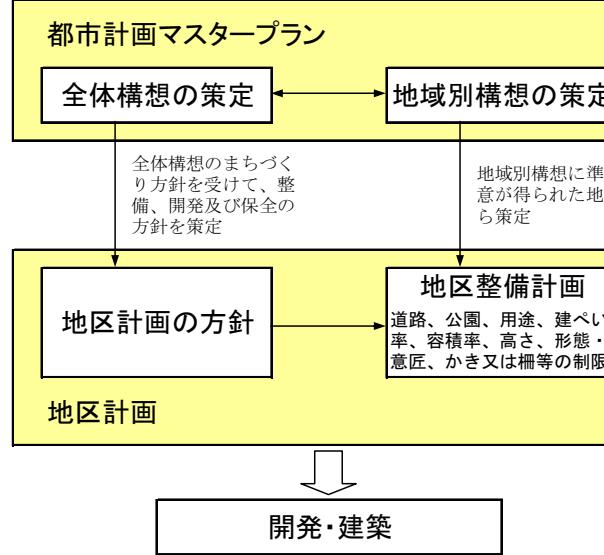
全体まちづくり方針図



■久山町・都市計画マスターplan段階計画



旧（現計画）									
(2) 全体まちづくり方針の推進方策									
○全体まちづくり方針の実現を目指し、住民主体のまちづくりを積極的に展開しています。 このため、都市計画法の改正に伴う新しい地区計画制度を、「2段階の地区計画」として導入し、積極的に活用し、まちづくりを推進しています。									
○本町では、前回の都市計画マスタープランで上げられたように、市街化調整区域を対象に、全体のまちづくり方針を「地区計画の方針」として定め、平成18年に集落型、平成19年に非住居系について都市計画決定を行いました。									
○さらに、集落単位ごとに地域住民の皆さんが、主体的に取りまとめた「地域別のまちづくり方針」をもとに、集落単位あるいは開発単位ごとに、より詳細な「地区整備計画」を策定したところから、地区的指定を行い、現在、32箇所(平成20年3月現在)が指定されています。									
○今後とも、地域において合意が得られた地区から、順次、「地区整備計画」を都市計画決定し、その内容にそって開発、整備を進めています。									
■ 2段階の地区計画の位置づけ									
									
■ 2段階の地区計画の進め方									
【第1段階】「地区計画の方針」決定（ゾーン別の保全、整備）									
市街化調整区域を対象に、まず保全、整備の方針を都市計画決定を行い、計画的な開発の道筋を準備しました。									
【第2段階】「地区整備計画」の決定（合意を得られた地区から順に決定）									
<table border="1" data-bbox="352 1686 1232 2001"> <thead> <tr> <th>土地利用区分</th> <th>対照区域</th> <th>計画主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・農村集落を守り育む区域 ・沿道の魅力を創る区域</td> <td>集落や幹線道路沿道など、地域住民が必要とする範囲</td> <td>地域住民 ただし、町（行政）から地域への働きかけや協力をを行う <田園地区推進委員会で協議></td> </tr> <tr> <td>・丘を活かす区域など</td> <td>丘陵地などの区域で市民の理解が得られる良好な開発に限定</td> <td>開発事業者等 町（行政）と開発事業者で計画内容を協議する <開発保全企画会議で協議></td> </tr> </tbody> </table>	土地利用区分	対照区域	計画主体	・農村集落を守り育む区域 ・沿道の魅力を創る区域	集落や幹線道路沿道など、地域住民が必要とする範囲	地域住民 ただし、町（行政）から地域への働きかけや協力をを行う <田園地区推進委員会で協議>	・丘を活かす区域など	丘陵地などの区域で市民の理解が得られる良好な開発に限定	開発事業者等 町（行政）と開発事業者で計画内容を協議する <開発保全企画会議で協議>
土地利用区分	対照区域	計画主体							
・農村集落を守り育む区域 ・沿道の魅力を創る区域	集落や幹線道路沿道など、地域住民が必要とする範囲	地域住民 ただし、町（行政）から地域への働きかけや協力をを行う <田園地区推進委員会で協議>							
・丘を活かす区域など	丘陵地などの区域で市民の理解が得られる良好な開発に限定	開発事業者等 町（行政）と開発事業者で計画内容を協議する <開発保全企画会議で協議>							

新（改定案）									
(2) 全体まちづくり方針の推進方策									
○全体まちづくり方針の実現を目指し、住民主体のまちづくりを積極的に展開しています。 このため、都市計画法の改正に伴う新しい地区計画制度を、「2段階の地区計画」として導入し、積極的に活用し、まちづくりを推進しています。									
○本町では、前回の都市計画マスタープランで上げられたように、市街化調整区域を対象に、全体のまちづくり方針を「地区計画の方針」として定め、平成18年に集落型、平成19年に非住居系について都市計画決定を行いました。									
○さらに、集落単位ごとに地域住民の皆さんが、主体的に取りまとめた「地域別のまちづくり方針」をもとに、集落単位あるいは開発単位ごとに、より詳細な「地区整備計画」を策定したところから、地区的指定を行い、現在、32箇所(平成20年3月現在)が指定されています。									
○今後とも、地域において合意が得られた地区から、順次、「地区整備計画」を都市計画決定し、その内容にそって開発、整備を進めています。									
■ 2段階の地区計画の位置づけ									
									
■ 2段階の地区計画の進め方									
【第1段階】「地区計画の方針」決定（ゾーン別の保全、整備）									
市街化調整区域を対象に、まず保全、整備の方針を都市計画決定を行い、計画的な開発の道筋を準備しました。									
【第2段階】「地区整備計画」の決定（合意を得られた地区から順に決定）									
<table border="1" data-bbox="1899 1686 2779 2001"> <thead> <tr> <th>土地利用区分</th> <th>対照区域</th> <th>計画主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・農村集落を守り育む区域 ・沿道の魅力を創る区域</td> <td>集落や幹線道路沿道など、地域住民が必要とする範囲</td> <td>地域住民 ただし、町（行政）から地域への働きかけや協力をを行う <田園地区推進委員会で協議></td> </tr> <tr> <td>・丘を活かす区域など</td> <td>丘陵地などの区域で市民の理解が得られる良好な開発に限定</td> <td>開発事業者等 町（行政）と開発事業者で計画内容を協議する <開発保全企画会議で協議></td> </tr> </tbody> </table>	土地利用区分	対照区域	計画主体	・農村集落を守り育む区域 ・沿道の魅力を創る区域	集落や幹線道路沿道など、地域住民が必要とする範囲	地域住民 ただし、町（行政）から地域への働きかけや協力をを行う <田園地区推進委員会で協議>	・丘を活かす区域など	丘陵地などの区域で市民の理解が得られる良好な開発に限定	開発事業者等 町（行政）と開発事業者で計画内容を協議する <開発保全企画会議で協議>
土地利用区分	対照区域	計画主体							
・農村集落を守り育む区域 ・沿道の魅力を創る区域	集落や幹線道路沿道など、地域住民が必要とする範囲	地域住民 ただし、町（行政）から地域への働きかけや協力をを行う <田園地区推進委員会で協議>							
・丘を活かす区域など	丘陵地などの区域で市民の理解が得られる良好な開発に限定	開発事業者等 町（行政）と開発事業者で計画内容を協議する <開発保全企画会議で協議>							

旧（現計画）

（3）住民主体のまちづくり推進体制

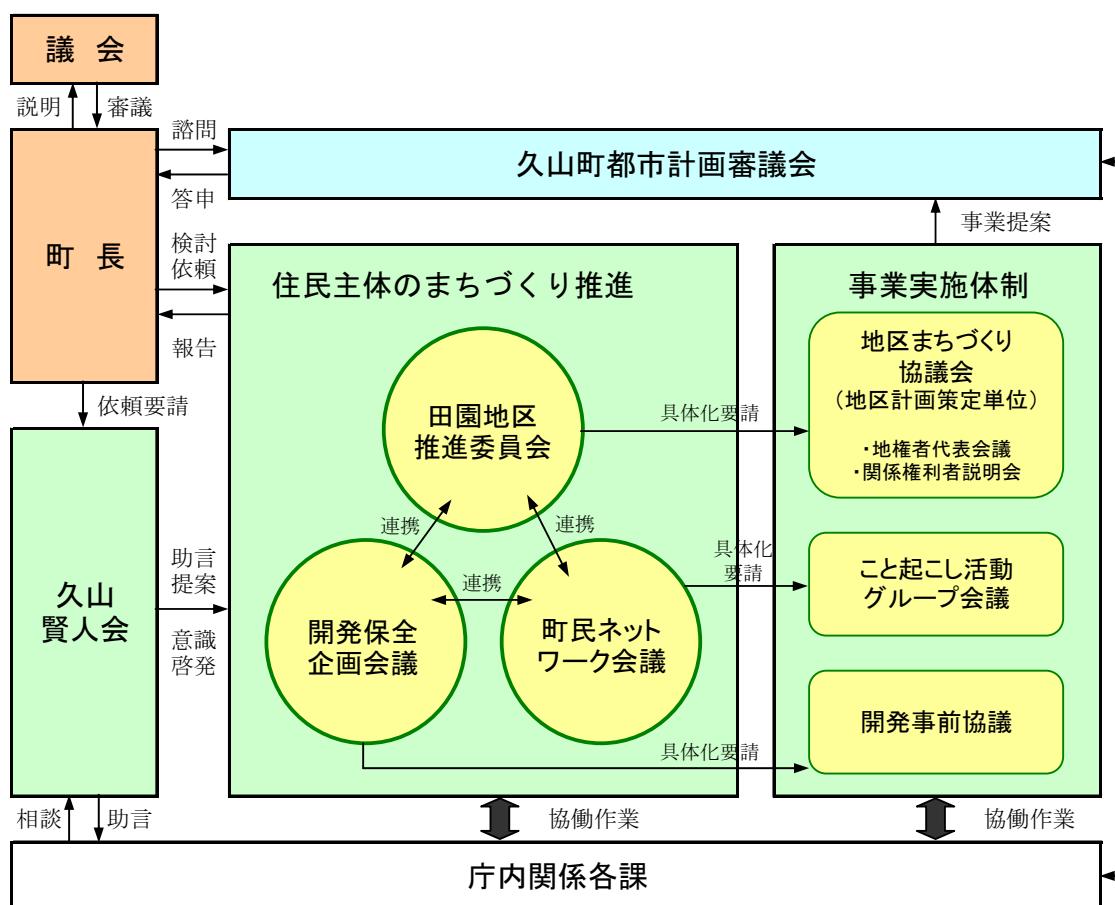
- まちづくり構想の実現を目指し、以下の3つの組織を設置し、相互の連携を図りつつ住民主体のまちづくりを推進しています。
- 地域のまちづくり推進母体として、「田園地区推進委員会」を位置づけ、今後とも、地域に関わる計画の企画・管理や地元住民への事業推進などの働きかけを行っていきます。
- 丘陵部などのプロジェクトの具体化については、「開発保全企画会議」を設置し、民間事業者や地権者、地域住民などの参加のもとで、「健康田園文化都市」にふさわしい事業の具体化、実現を目指します。
- 「町民ネットワーク会議」の設置については、今後とも検討し、地域に閉じることなく、町全体のまちづくりについてテーマ別に協議し、様々な企画提案及び事業実現に向けた働きかけの場としていきます。
- 上記の3つの組織や、事務局となる府内関係各課のアドバイザー組織として、専門家・有識者等で構成される「久山賢人会」の設置について引き続き検討し、本町の理解者、広報者として、町内外の交流の輪を広げていくことを目指します。

新（改定案）

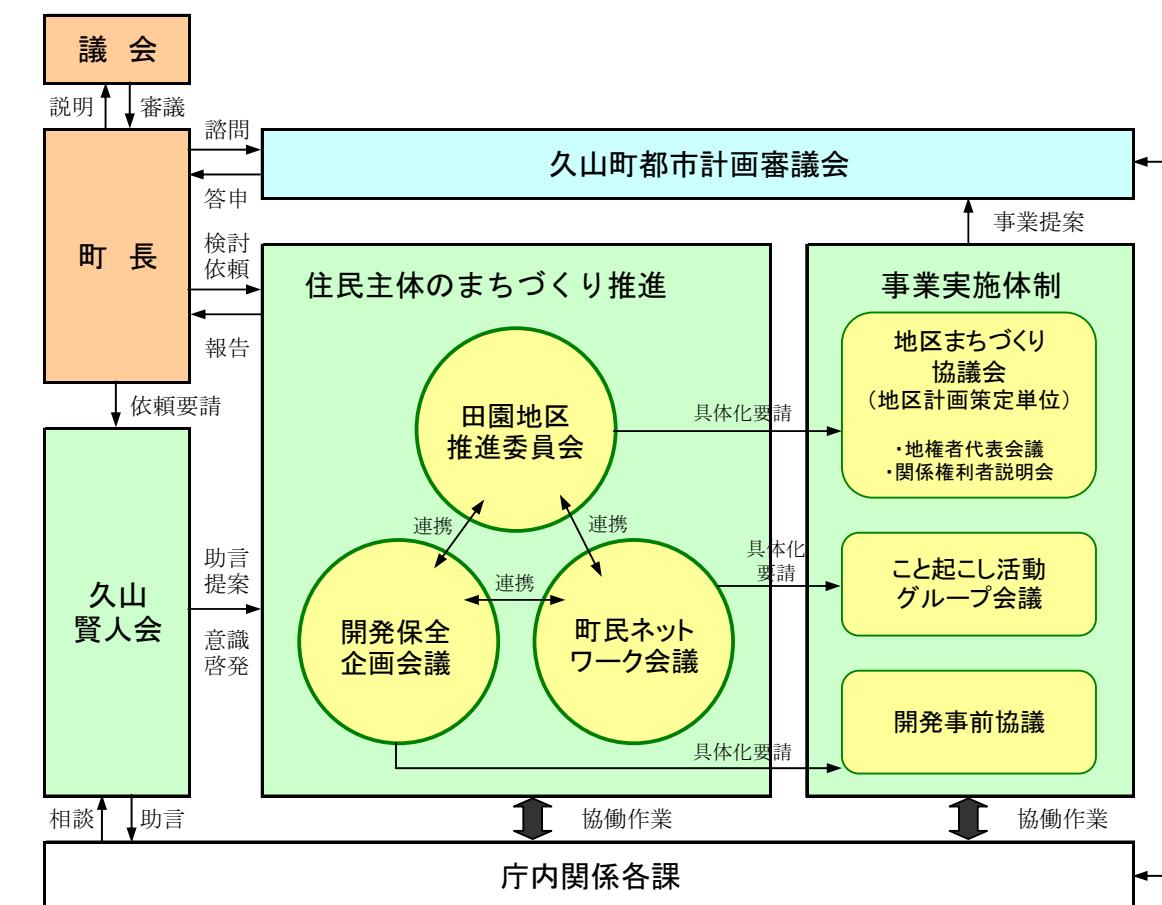
（3）住民主体のまちづくり推進体制

- まちづくり構想の実現を目指し、以下の3つの組織を設置し、相互の連携を図りつつ住民主体のまちづくりを推進しています。
- 地域のまちづくり推進母体として、「田園地区推進委員会」を位置づけ、今後とも、地域に関わる計画の企画・管理や地元住民への事業推進などの働きかけを行っていきます。
- 丘陵部などのプロジェクトの具体化については、「開発保全企画会議」を設置し、民間事業者や地権者、地域住民などの参加のもとで、「健康田園文化都市」にふさわしい事業の具体化、実現を目指します。
- 「町民ネットワーク会議」の設置については、今後とも検討し、地域に閉じることなく、町全体のまちづくりについてテーマ別に協議し、様々な企画提案及び事業実現に向けた働きかけの場としていきます。
- 上記の3つの組織や、事務局となる府内関係各課のアドバイザー組織として、専門家・有識者等で構成される「久山賢人会」の設置について引き続き検討し、本町の理解者、広報者として、町内外の交流の輪を広げていくことを目指します。

■推進体制のイメージ



■推進体制のイメージ



第3章 地域別構想

【地区区分】



第3章 地域別構想

【地区区分】

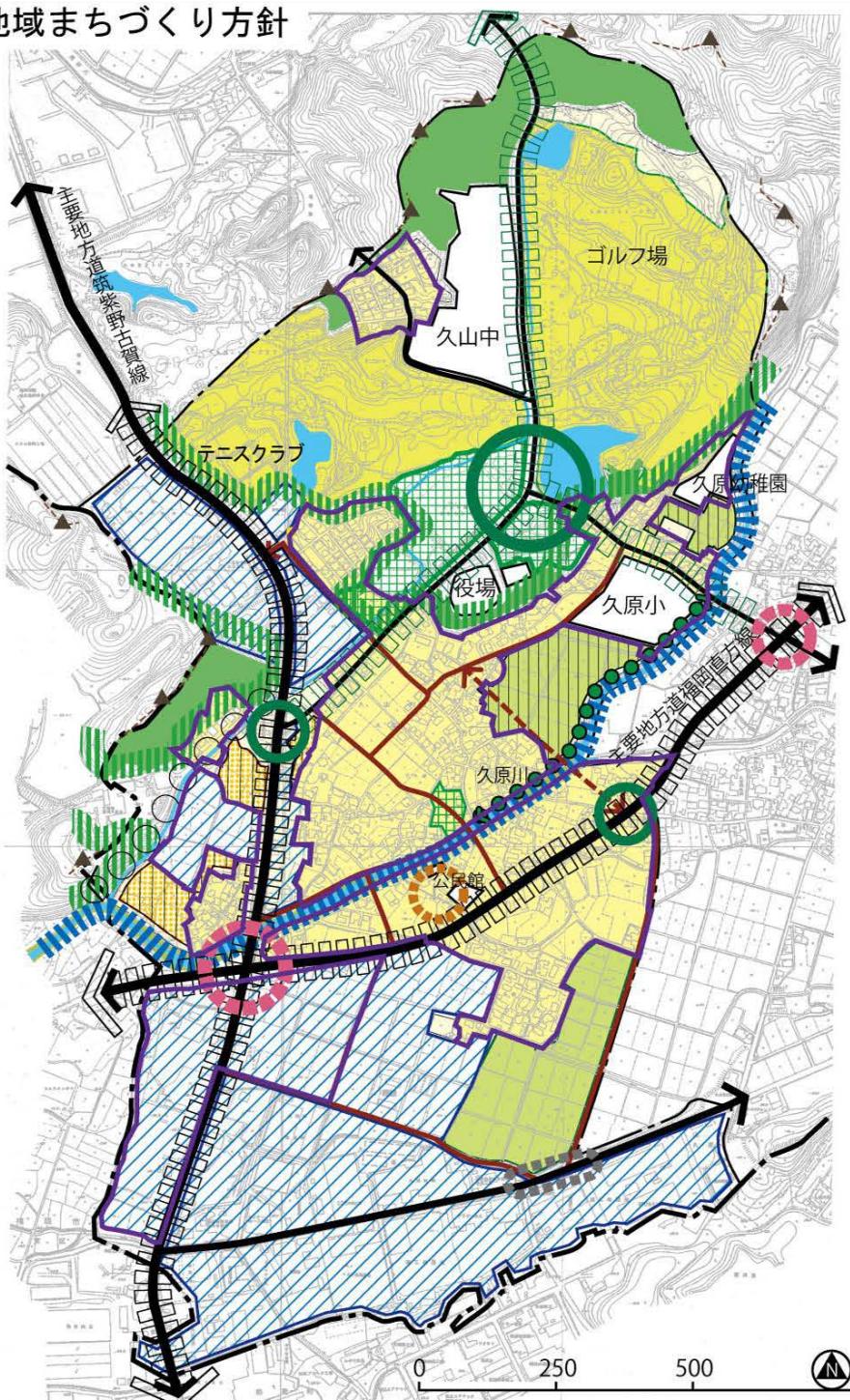


表 下久原地域まちづくり方針の体系			
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
農業と都市が出会う共生のまち	1) 都市との共生に向けた自然、田園環境の維持、増進	①丘陵部の豊かな緑、身近な自然環境の保全と活用 ・山の頂や急傾斜地の緑の保全 ・丘を活かす区域としての緑と調和した施設利用 ②豊かな田園、優良農地の保全 ・集団的優良農地の保全 ・集落地内の身近な自然の保全 ③河川及び河岸を活かした親水空間づくり ・河川の親水護岸整備 ・河岸の散策路整備とその周辺の保全、整備	①丘陵部の豊かな緑、身近な自然環境の保全と活用 ・山の頂や急傾斜地の緑の保全 ・丘を活かす区域としての緑と調和した施設利用 ②豊かな田園、優良農地の保全 ・集団的優良農地の保全 ・集落地内の身近な自然の保全 ③河川及び河岸を活かした親水空間づくり ・河川の親水護岸整備 ・河岸の散策路整備とその周辺の保全、整備
	2) 自然、田園環境と調和した都市的な利便性と魅力の創造	①幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造 ・各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進 ・工業地の緑化推進 ②地域環境を守る体系的な道路づくり ・通過交通から集落環境を守るバイパス道路づくり ・円滑な交通機能を確保する道路改善 ③花と広場の通り景観づくり ・花と広場の出会い交流空間づくり ・主要な交差点のゲート空間づくり ・公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備 ・沿道の土地利用にふさわしい街並み、沿道景観の創造	①幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造 ・各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進 ・工業地の緑化推進 ②地域環境を守る体系的な道路づくり ・通過交通から集落環境を守るバイパス道路づくり ・円滑な交通機能を確保する道路改善 ③花と広場の通り景観づくり ・花と広場の出会い交流空間づくり ・主要な交差点のゲート空間づくり ・公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備 ・沿道の土地利用にふさわしい街並み、沿道景観の創造
	3) 美しい集落環境をのこす住まい、道づくり	①農振白地区域の土地利用調整 ・保全する農地と宅地転用する農地の仕分け ②各集落を結ぶ道づくり ・既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備 ③集落、既存住宅地、地区計画区域の住まいとまちづくり ・既存集落環境の保全整備 ・田園景観と調和し集落環境と共に可能な住まいづくり ・地区計画区域での計画的な宅地化	①農振白地区域の土地利用調整 ・保全する農地と宅地転用する農地の仕分け ②各集落を結ぶ道づくり ・既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備 ③集落、既存住宅地、地区計画区域の住まいとまちづくり ・既存集落環境の保全整備 ・田園景観と調和し集落環境と共に可能な住まいづくり ・地区計画区域での計画的な宅地化

新（改定案）			
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
農業と都市が出会う共生のまち	1) 都市との共生に向けた自然、田園環境の維持、増進	①丘陵部の豊かな緑、身近な自然環境の保全と活用 ・山の頂や急傾斜地の緑の保全 ・丘を活かす区域としての緑と調和した施設利用 ②豊かな田園、優良農地の保全 ・集団的優良農地の保全 ・集落地内の身近な自然の保全 ③河川及び河岸を活かした親水空間づくり ・河川の親水護岸整備 ・河岸の散策路整備とその周辺の保全、整備	①丘陵部の豊かな緑、身近な自然環境の保全と活用 ・山の頂や急傾斜地の緑の保全 ・丘を活かす区域としての緑と調和した施設利用 ②豊かな田園、優良農地の保全 ・集団的優良農地の保全 ・集落地内の身近な自然の保全 ③河川及び河岸を活かした親水空間づくり ・河川の親水護岸整備 ・河岸の散策路整備とその周辺の保全、整備
	2) 自然、田園環境と調和した都市的な利便性と魅力の創造	①幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造 ・各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進 ・工業地の緑化推進 ②地域環境を守る体系的な道路づくり ・通過交通から集落環境を守るバイパス道路づくり ・円滑な交通機能を確保する道路改善 ③花と広場の通り景観づくり ・花と広場の出会い交流空間づくり ・主要な交差点のゲート空間づくり ・公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備 ・沿道の土地利用にふさわしい街並み、沿道景観の創造	①幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造 ・各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進 ・工業地の緑化推進 ②地域環境を守る体系的な道路づくり ・通過交通から集落環境を守るバイパス道路づくり ・円滑な交通機能を確保する道路改善 ③花と広場の通り景観づくり ・花と広場の出会い交流空間づくり ・主要な交差点のゲート空間づくり ・公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備 ・沿道の土地利用にふさわしい街並み、沿道景観の創造
	3) 美しい集落環境をのこす住まい、道づくり	①農振白地区域の土地利用調整 ・保全する農地と宅地転用する農地の仕分け ②各集落を結ぶ道づくり ・既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備 ③集落、既存住宅地、地区計画区域の住まいとまちづくり ・既存集落環境の保全整備 ・田園景観と調和し集落環境と共に可能な住まいづくり ・地区計画区域での計画的な宅地化	①農振白地区域の土地利用調整 ・保全する農地と宅地転用する農地の仕分け ②各集落を結ぶ道づくり ・既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備 ③集落、既存住宅地、地区計画区域の住まいとまちづくり ・既存集落環境の保全整備 ・田園景観と調和し集落環境と共に可能な住まいづくり ・地区計画区域での計画的な宅地化

旧（現計画）

■下久原地域まちづくり方針



- 1) 丘陵部の豊かな緑、
身近な自然環境の保全と活用
 山の頂や急傾斜地の緑の保全
 丘の緑と調和した施設利用

2) 幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造
 各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進
 工業地の緑化推進

3) 農振白地区域の土地利用調整
 保全する農地と宅地転用する農地の仕分け／農地保全
 " " /宅地転用

1) 豊かな田園、優良農地の保全
 集団的優良農地の保全
 集落地内の身近な自然環境の保全

2) 地域環境を守る体系的な道路づくり
 通過交通から集落環境を守るバイパス道路づくり
 円滑な交通機能を確保する道路改善

3) 各集落を結ぶ道づくり
 既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備

1) 河川及び河岸を活かした
親水空間づくり
 河川の親水護岸整備
 河川の散策路整備とその周辺の保全、整備

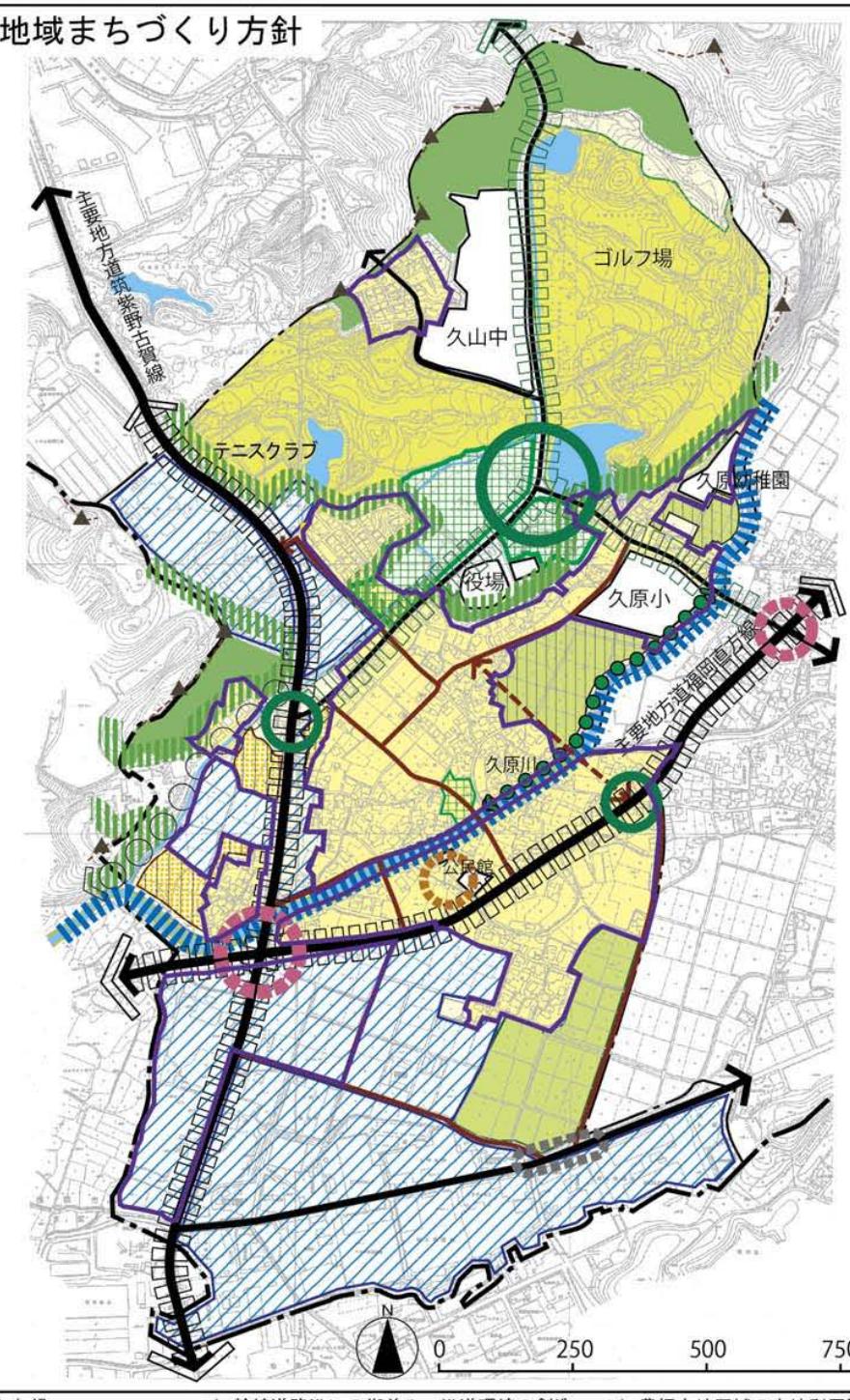
2) 花と広場の通り景観づくり
 花と広場の出会い交流空間づくり
 主要な交差点のゲート空間づくり
 公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備
 沿道の土地利用に相応しい街並み、沿道景観の創造

3) 集落、既存住宅地、地区計画区域の
住まいとまちづくり
 既存集落環境の保全整備
 田園環境と調和し集落環境と共存可能な住まいづくり
 地区計画区域での計画的な宅地化

公共施設	広域幹線道路
都市計画公園	幹線道路（都計路）
その他公園、広場	生活幹線道路
水面	調整区域地区計画区域

新（改定案）

■下久廬地域まちづくり方針



- | | | |
|--|---|--|
| 1) 丘陵部の豊かな緑、
身近な自然環境の保全と活用
山の頂や急傾斜地の緑の保全
丘の緑と調和した施設利用 | 2) 幹線道路沿いの街並み、沿道環境の創造
各沿道の特性に応じた合理的な土地利用の推進
工業地の緑化推進 | 3) 農振白地区域の土地利用調整
保全する農地と宅地転用する農地の仕分け／農地保全
" / 宅地転用 |
| 1) 豊かな田園、優良農地の保全
集団的優良農地の保全
集落地内の身近な自然環境の保全 | 2) 地域環境を守る体系的な道路づくり
通過交通から集落環境を守るバイパス道路づくり
円滑な交通機能を確保する道路改善 | 3) 各集落を結ぶ道づくり
既存集落及び宅地転用区域相互を結ぶ生活道路の整備 |
| 1) 河川及び河岸を活かした
親水空間づくり
河川の親水護岸整備
河川の散策路整備とその周辺の保全、整備 | 2) 花と広場の通り景観づくり
花と広場の出会い交流空間づくり
主要な交差点のゲート空間づくり
公共施設の機能充実と利用しやすい施設整備 | 3) 集落、既存住宅地、地区計画区域の
住まいとまちづくり
既存集落環境の保全整備
田園環境と調和し集落環境と共存可能な住まいづくり
地区計画区域での計画的な宅地化 |
| | | 公共施設
都市計画公園
その他公園、広場
水面
広域幹線道路
幹線道路（都計路）
生活幹線道路
調整区域地区計画区域 |

旧（現計画）

表 中久原地域まちづくり方針の体系

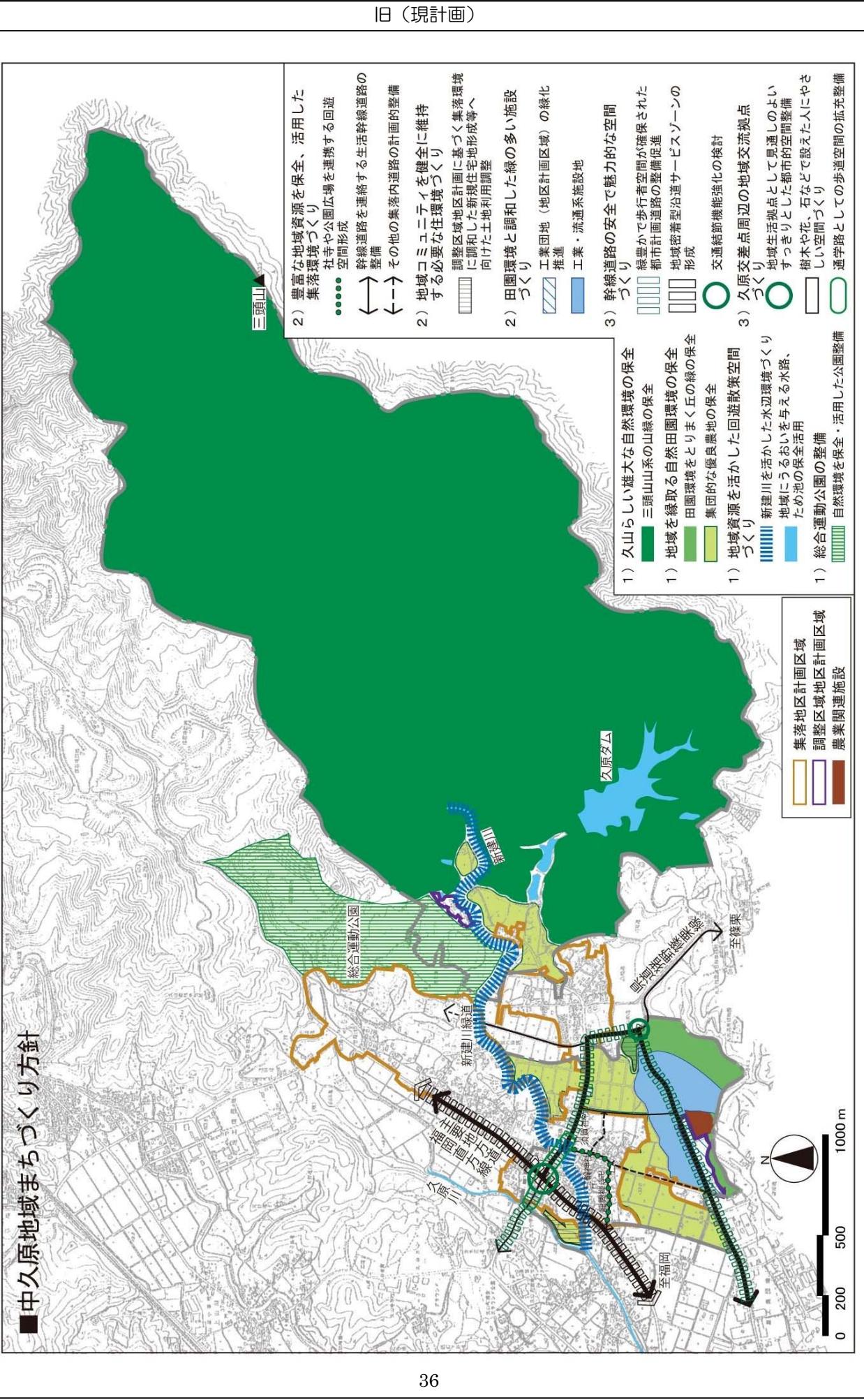
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・南側に地域の領域を感じさせる斜面緑地が連続する。 ・集落を囲むようにまとまった優良農地がある。 ・新建川や水路が流れている。 		<p>1)</p> <p>自然田園環境に囲まれた健康でうるおいのある地域づくり</p>	<p>①久山らしい雄大な自然環境の保全 ・三頭山山系の山緑の保全</p> <p>②地域を縁取る自然田園環境の保全 ・田園環境をとりまく丘の緑の保全 ・集団的な優良農地の保全</p> <p>③地域資源を活かした回遊散策空間づくり ・新建川を活かした水辺環境づくり ・地域にうるおいを与える水路、ため池の保全活用</p> <p>④総合運動公園の整備 ・自然環境を保全・活用した公園整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・竹林や須賀神社境内など集落らしい緑の空間がある。 ・集落内の道路は狭隘で不整形である。 ・近年、集落内にも通過交通が増加している。 ・集落地区計画内にまとまった農地が介在している。 ・区画整理事業による新規住宅地が未だ充填していない。 ・地域南側に工業団地が連続する。 	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">集落環境を大切にした歩きやすく便利なまち</p>	<p>2)</p> <p>集落環境を大切にした安全でゆとりのある生活環境づくり</p>	<p>①豊富な地域資源を保全、活用した集落環境づくり ・幹線道路を連絡する集落内幹線道路整備 ・その他の集落内道路の計画的整備 ・社寺や公園広場を連携する回遊空間形成 ・地域の風致を維持する集落環境整備</p> <p>②地域コミュニティを健全に維持する必要な住環境づくり ・調整区域地区計画に基づく集落環境に調和した新規住宅地形成等へ向けた土地利用調整</p> <p>③田園環境と調和した緑の多い施設づくり ・工業団地（地区計画区域）の緑化推進 ・工業・流通系施設地</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線である主）福岡直方線沿道に生活サービス施設が立地している。 ・近年、主）福岡直方線沿道での用途混在が見られる。 ・レスボアール久山など公共公益施設が集積する。 ・久原交差点に地下通路がある。 ・原第2工業団地、中久原芳野地区に市街化調整区域地区計画、上久原地区に集落地区計画が指定されている。 		<p>3)</p> <p>便利で賑わいのある街並みと魅力ある中心づくり</p>	<p>①幹線道路の安全で魅力的な空間づくり ・縁豊かで歩行空間が確保された都市計画道路の整備促進 ・地域密着型沿道サービスゾーンの形成 ・交通結節機能強化の検討</p> <p>②久原交差点周辺の地域交通拠点づくり ・地域生活拠点として見通しのよいすっきりとした都市的空间整備 ・樹木や花、石などで設えた人にやさしい空間づくり ・通学路としての歩道空間の拡充整備</p>

2. 中久原地域まちづくり方針の体系

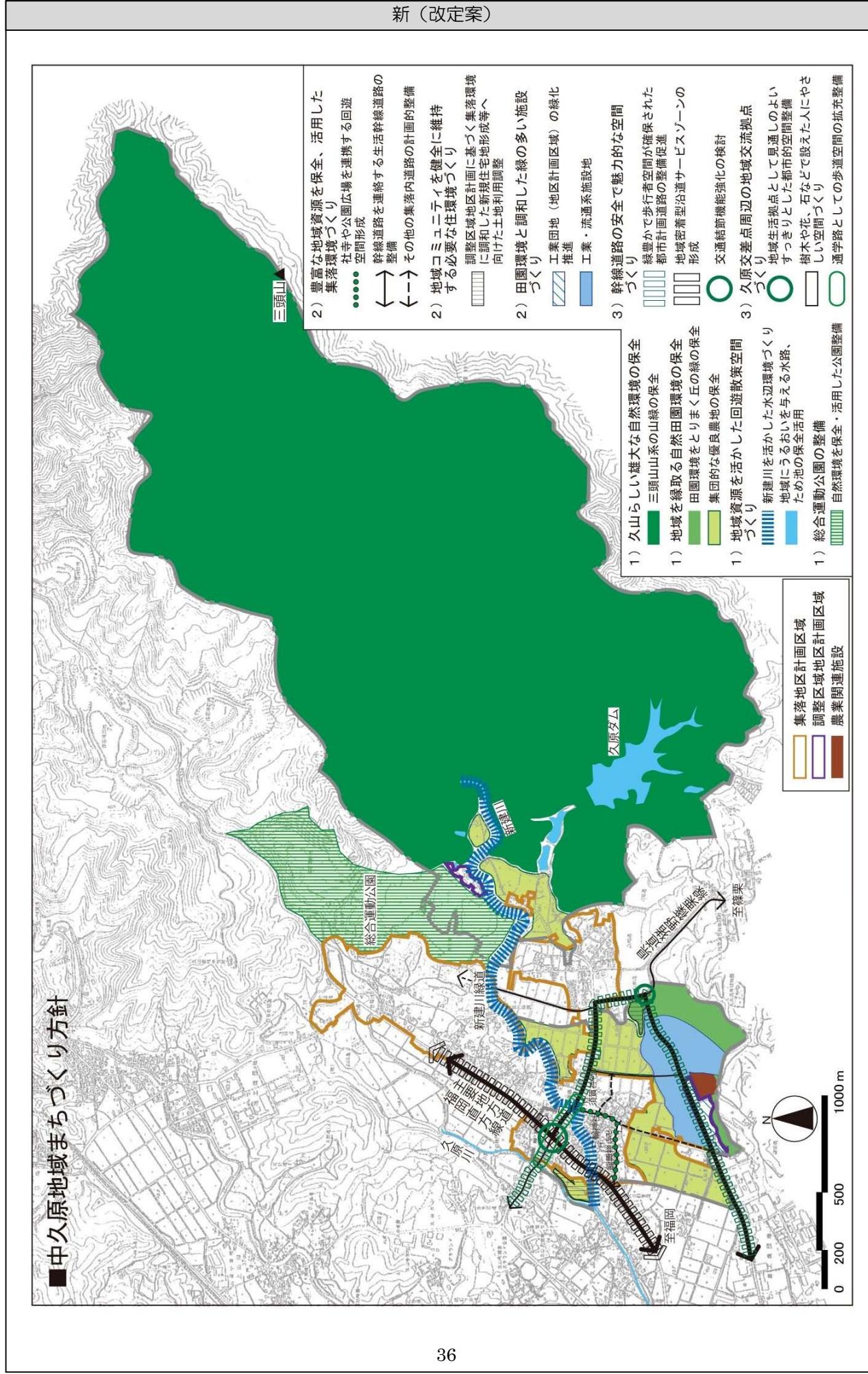
2. 中久原地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・南側に地域の領域を感じさせる斜面緑地が連続する。 ・集落を囲むようにまとまった優良農地がある。 ・新建川や水路が流れている。 		<p>1)</p> <p>自然田園環境に囲まれた健康でうるおいのある地域づくり</p>	<p>①久山らしい雄大な自然環境の保全 ・三頭山山系の山緑の保全</p> <p>②地域を縁取る自然田園環境の保全 ・田園環境をとりまく丘の緑の保全 ・集団的な優良農地の保全</p> <p>③地域資源を活かした回遊散策空間づくり ・新建川を活かした水辺環境づくり ・地域にうるおいを与える水路、ため池の保全活用</p> <p>④総合運動公園の整備 ・自然環境を保全・活用した公園整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・竹林や須賀神社境内など集落らしい緑の空間がある。 ・集落内の道路は狭隘で不整形である。 ・近年、集落内にも通過交通が増加している。 ・集落地区計画内にまとまった農地が介在している。 ・区画整理事業による新規住宅地が未だ充填していない。 ・地域南側に工業団地が連続する。 		<p>2)</p> <p>集落環境を大切にした安全でゆとりのある生活環境づくり</p>	<p>①豊富な地域資源を保全、活用した集落環境づくり ・幹線道路を連絡する集落内幹線道路整備 ・その他の集落内道路の計画的整備 ・社寺や公園広場を連携する回遊空間形成 ・地域の風致を維持する集落環境整備</p> <p>②地域コミュニティを健全に維持する必要な住環境づくり ・調整区域地区計画に基づく集落環境に調和した新規住宅地形成等へ向けた土地利用地調整</p> <p>③田園環境と調和した緑の多い施設づくり ・工業団地（地区計画区域）の緑化推進 ・工業・流通系施設地</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線である主）福岡直方線沿道に生活サービス施設が立地している。 ・近年、主）福岡直方線沿道での用途混在が見られる。 ・レスボアール久山など公共公益施設が集積する。 ・久原交差点に地下通路がある。 ・原第2工業団地、中久原芳野地区に市街化調整区域地区計画、上久原地区に集落地区計画が指定されている。 		<p>3)</p> <p>便利で賑わいのある街などと魅力ある中心づくり</p>	<p>①幹線道路の安全で魅力的な空間づくり ・縁豊かで歩行空間が確保された都市計画道路の整備促進 ・地域密着型沿道サービスゾーンの形成 ・交通結節機能強化の検討</p> <p>②久原交差点周辺の地域交通拠点づくり ・地域生活拠点として見通しのよいすっきりとした都市的空間整備 ・樹木や花、石などで設えた人にやさしい空間づくり ・通学路としての歩道空間の拡充整備</p>

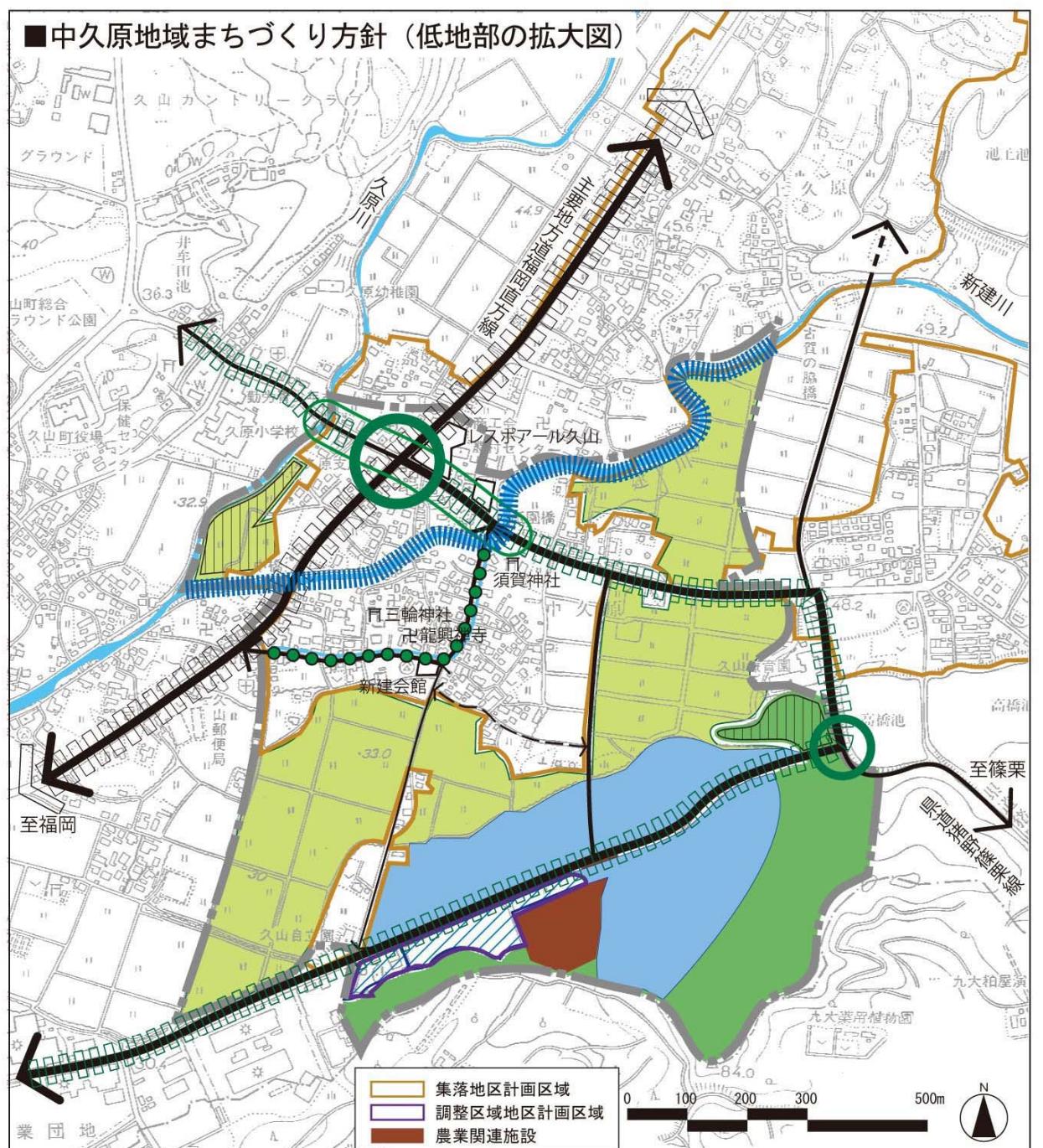
■中久原地域まちづくり方針



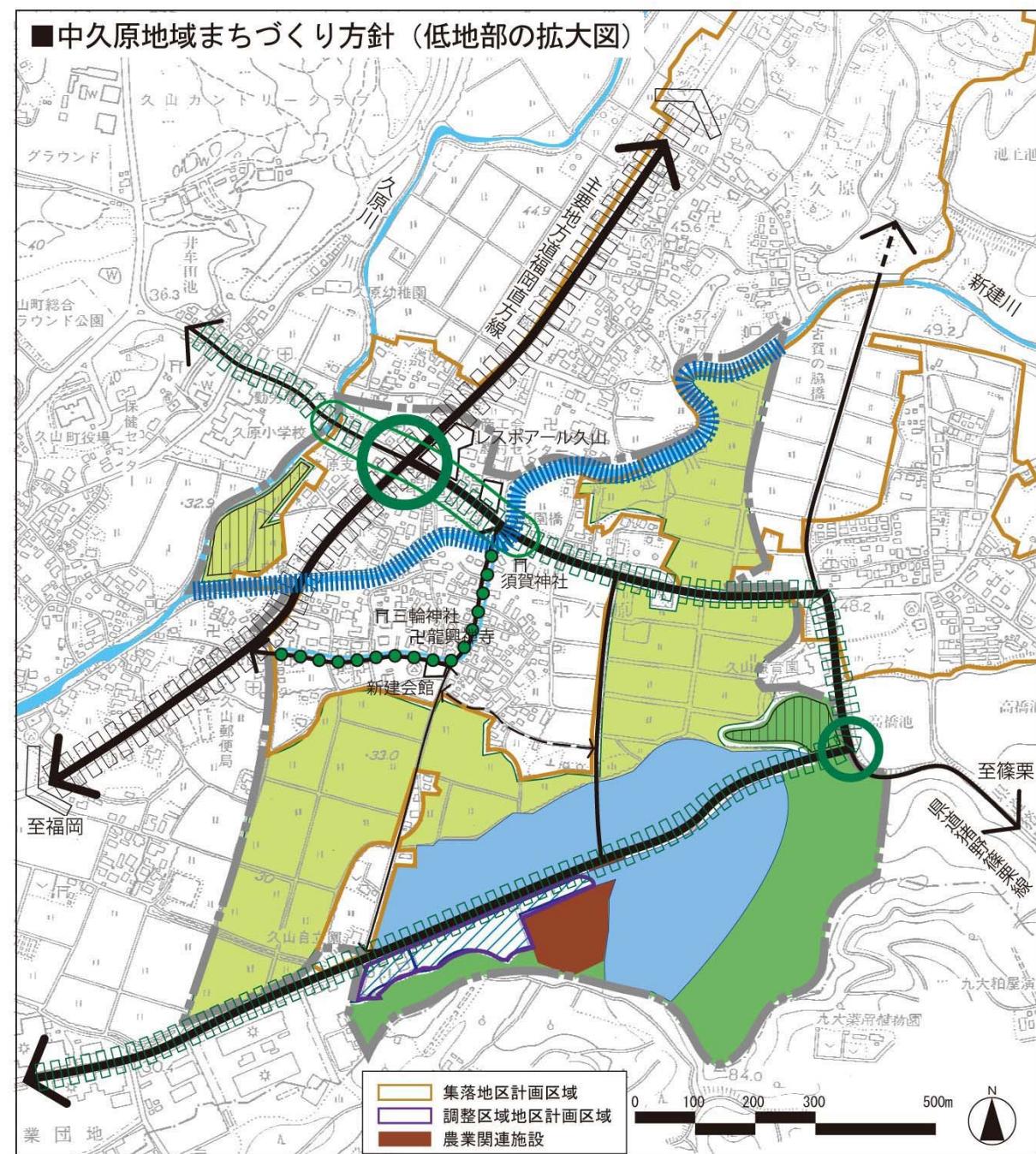
■中久原地域まちづくり方針



旧（現計画）



新（改定案）



旧（現計画）

表 東久原地域まちづくり方針の体系

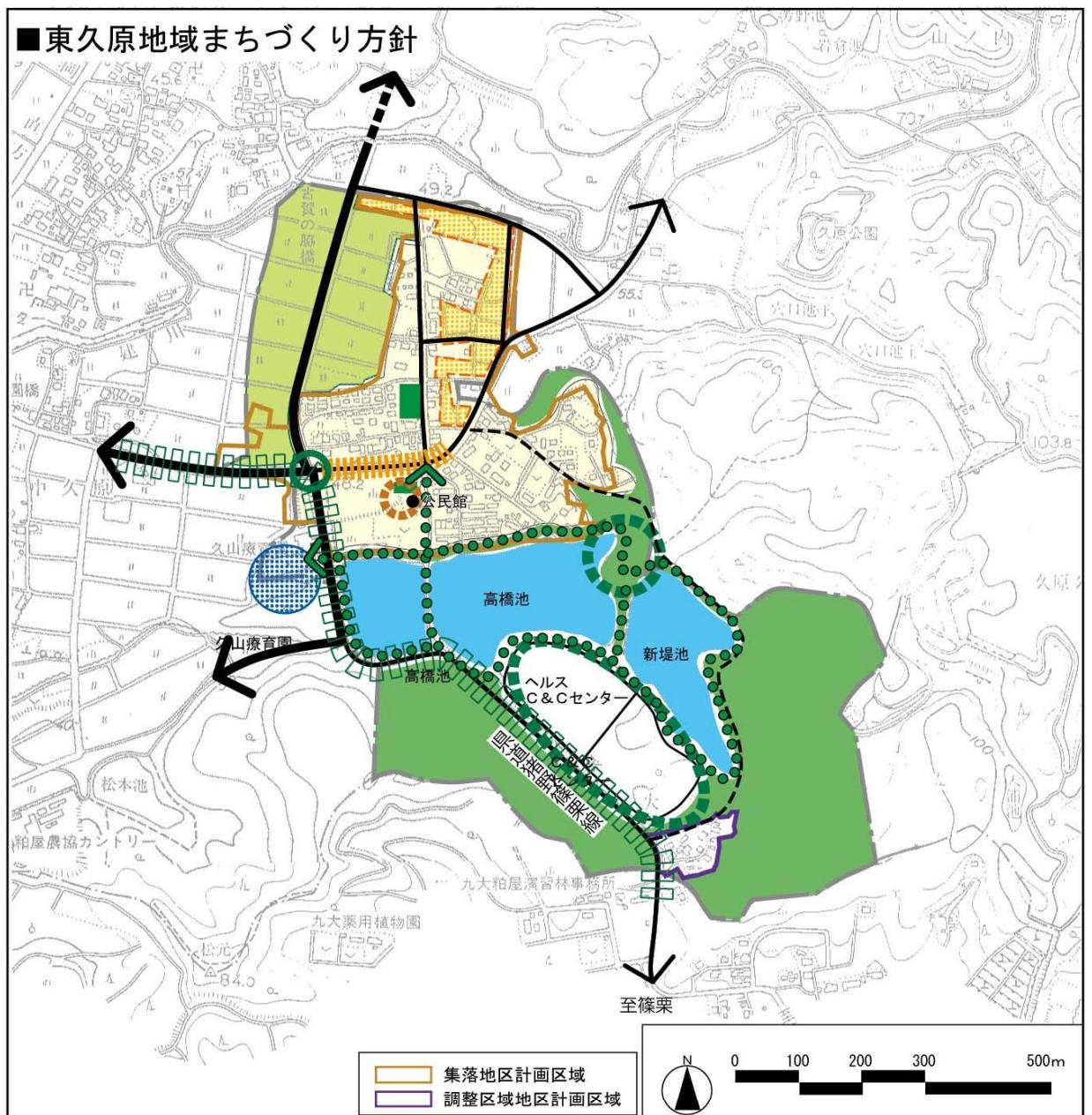
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地に隣し、身近なため池（高橋池等）がある。 ・高橋池周辺は豊かな緑で囲まれている。 ※県）猪野篠栗線の南は保安林 ・池の周辺に公共公益施設が立地している。 C&Cセンター／久山療育園／久山温泉等 ・療育園の駐車場は、県）猪野篠栗線の対面に位置し危険である。 ・住宅地に接して良好な農振農用地が分布している。 ・農振農用地を南北方向に縦断する猪野篠栗バイパスが計画されている。 	豊かな自然環境と魅力ある親水空間に育まれた安心・安全の住まいまち	<p>1) 東久原を取り巻く自然・田園環境の保全と活用</p> <p>①自然田園環境の保全、整備 ●丘陵部の緑とため池の保全、整備 • 丘陵部の緑の保全 • ため池の保全 • 県）猪野篠栗線の沿道環境整備 ●集落環境を育む農地の保全 • 農振農用地の保全</p> <p>②自然環境を活かしたメディカルヘルスゾーンの形成 ●高橋、新堤池周辺の憩いの親水空間づくり • 憩いの広場づくり • 地域をつなぐ親水散策路整備 ●メディカルヘルスゾーンの整備 • C&Cセンター周辺の機能強化 • 利用者に配慮した久山療育園周辺整備</p>	<p>①自然田園環境の保全、整備 ●丘陵部の緑とため池の保全、整備 • 丘陵部の緑の保全 • ため池の保全 • 県）猪野篠栗線の沿道環境整備 ●集落環境を育む農地の保全 • 農振農用地の保全</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の世帯分離、地域の活性化を促すに必要な新規住民の受入を目的として集落整備事業が行われている。 しかし、新規住宅地がまだ不充足である。 ・一方、その他の既存住宅地（集落地区計画区域内）で住宅開発が急速に進展し、旧炭住街の更新も進展している。 ・地区内の街区公園が不足している。 ・災害時に危険な4m未満の狭隘道路、行き止まり道路が存在する。 県）猪野篠栗線の交差点が危険である。 ・上久原地区で集落地区計画、東久原大浦地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 	豊かな自然環境と魅力ある親水空間に育まれた安心・安全の住まいまち	<p>2) 自然田園環境と調和したゆとりある住まいづくり</p> <p>①住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進 • 区画整理事業区域の住宅利用の促進（集落地区整備計画区域内） • 既存住宅地の魅力づくり（集落地区計画内の地区整備計画区域） • 生活利便施設の立地誘導</p> <p>③集落を結ぶ道づくり • 集落をつなぐ道づくり（幹線道路） // (集落内生活道路) // (構想) • 県）猪野篠栗線変則交差点の改善</p>	<p>①住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進 • 区画整理事業区域の住宅利用の促進（集落地区整備計画区域内） • 既存住宅地の魅力づくり（集落地区計画内の地区整備計画区域） • 生活利便施設の立地誘導</p> <p>③集落を結ぶ道づくり • 集落をつなぐ道づくり（幹線道路） // (集落内生活道路) // (構想) • 県）猪野篠栗線変則交差点の改善</p>

新（改定案）

3. 東久原地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地に隣し、身近なため池（高橋池等）がある。 ・高橋池周辺は豊かな緑で囲まれている。 ※県）猪野篠栗線の南は保安林 ・池の周辺に公共公益施設が立地している。 C&Cセンター／久山療育園／久山温泉等 ・療育園の駐車場は、県）猪野篠栗線の対面に位置し危険である。 ・住宅地に接して良好な農振農用地が分布している。 ・農振農用地を南北方向に縦断する猪野篠栗バイパスが計画されている。 	豊かな自然環境と魅力ある親水空間に育まれた安心・安全の住まいまち	<p>1) 東久原を取り巻く自然・田園環境の保全と活用</p> <p>①自然田園環境の保全、整備 ●丘陵部の緑とため池の保全、整備 • 丘陵部の緑の保全 • ため池の保全 • 県）猪野篠栗線の沿道環境整備 ●集落環境を育む農地の保全 • 農振農用地の保全</p>	<p>①自然田園環境の保全、整備 ●丘陵部の緑とため池の保全、整備 • 丘陵部の緑の保全 • ため池の保全 • 県）猪野篠栗線の沿道環境整備 ●集落環境を育む農地の保全 • 農振農用地の保全</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の世帯分離、地域の活性化を促すに必要な新規住民の受入を目的として集落整備事業が行われている。 しかし、新規住宅地がまだ不充足である。 ・一方、その他の既存住宅地（集落地区計画区域内）で住宅開発が急速に進展し、旧炭住街の更新も進展している。 ・地区内の街区公園が不足している。 ・災害時に危険な4m未満の狭隘道路、行き止まり道路が存在する。 県）猪野篠栗線の交差点が危険である。 ・上久原地区で集落地区計画、東久原大浦地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 	豊かな自然環境と魅力ある親水空間に育まれた安心・安全の住まいまち	<p>2) 自然田園環境と調和したゆとりある住まいづくり</p> <p>①住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進 • 区画整理事業区域の住宅利用の促進（集落地区整備計画区域内） • 既存住宅地の魅力づくり（集落地区計画内の地区整備計画区域） • 生活利便施設の立地誘導</p> <p>③集落を結ぶ道づくり • 集落をつなぐ道づくり（幹線道路） // (集落内生活道路) // (構想) • 県）猪野篠栗線変則交差点の改善</p>	<p>①住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進 • 区画整理事業区域の住宅利用の促進（集落地区整備計画区域内） • 既存住宅地の魅力づくり（集落地区計画内の地区整備計画区域） • 生活利便施設の立地誘導</p> <p>③集落を結ぶ道づくり • 集落をつなぐ道づくり（幹線道路） // (集落内生活道路) // (構想) • 県）猪野篠栗線変則交差点の改善</p>

旧(現計画)

**凡例**

1) 自然、田園環境の保全

- 丘陵部の緑の保全
- ため池の保全
- 県) 猪野篠栗線の沿道環境整備
- 農振農用地の保全

自然環境を活かしたメディカルヘルスゾーンの形成

- 憩いの広場づくり
- 地域をつなぐ親水散策路整備
- C&Cセンター周辺の機能強化
- 利用者に配慮した久山寮育園周辺整備

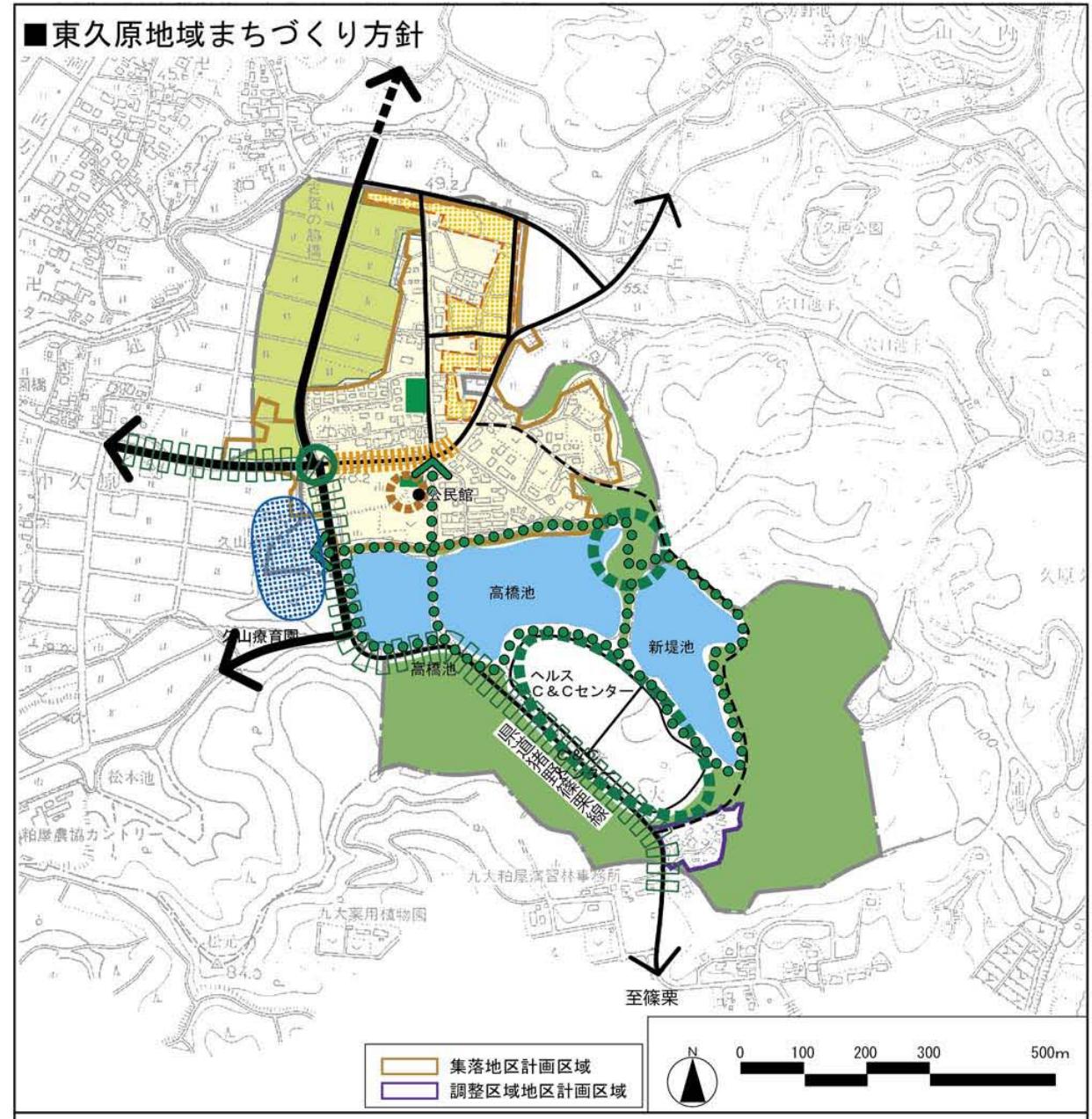
2) 住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進

- 区画整理事業区域の住宅利用の促進
(集落地区整備計画区域内)
- 既存住宅地の魅力づくり
(集落地区計画区域内の地区整備計画区域)
- 生活利便施設の立地誘導

集落を結ぶ道づくり

- 集落をつなぐ道づくり (幹線道路)
(集落内生活道路)
- "
(構想)
- 県) 猪野篠栗線変則交差点の改善

新(改定案)

**凡例**

1) 自然、田園環境の保全

- 丘陵部の緑の保全
- ため池の保全
- 県) 猪野篠栗線の沿道環境整備
- 農振農用地の保全

自然環境を活かしたメディカルヘルスゾーンの形成

- 憩いの広場づくり
- 地域をつなぐ親水散策路整備
- C&Cセンター周辺の機能強化
- 利用者に配慮した久山寮育園周辺整備

2) 住宅利用の促進とゆとりある住環境整備の推進

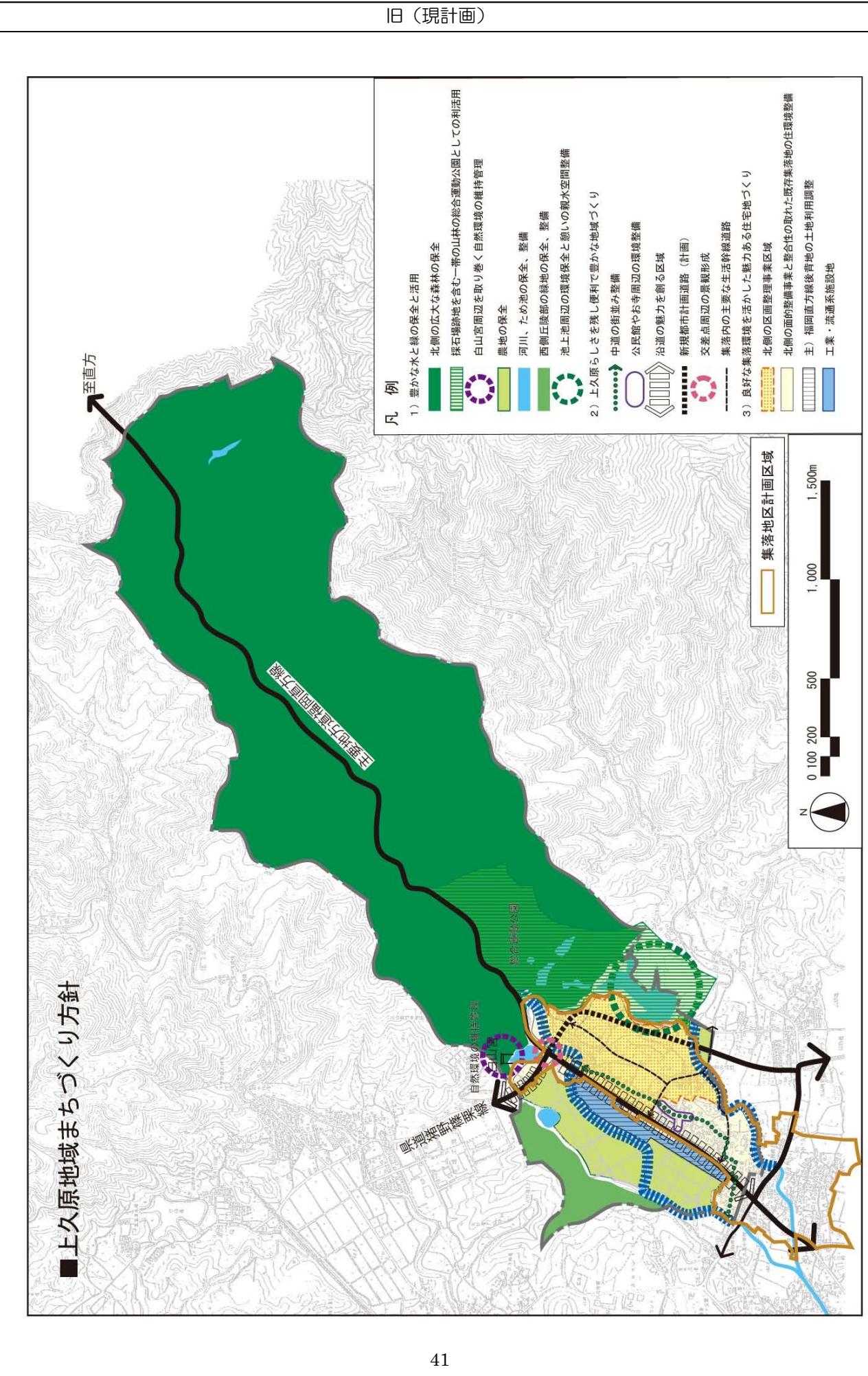
- 区画整理事業区域の住宅利用の促進
(集落地区整備計画区域内)
- 既存住宅地の魅力づくり
(集落地区計画区域内の地区整備計画区域)
- 生活利便施設の立地誘導

集落を結ぶ道づくり

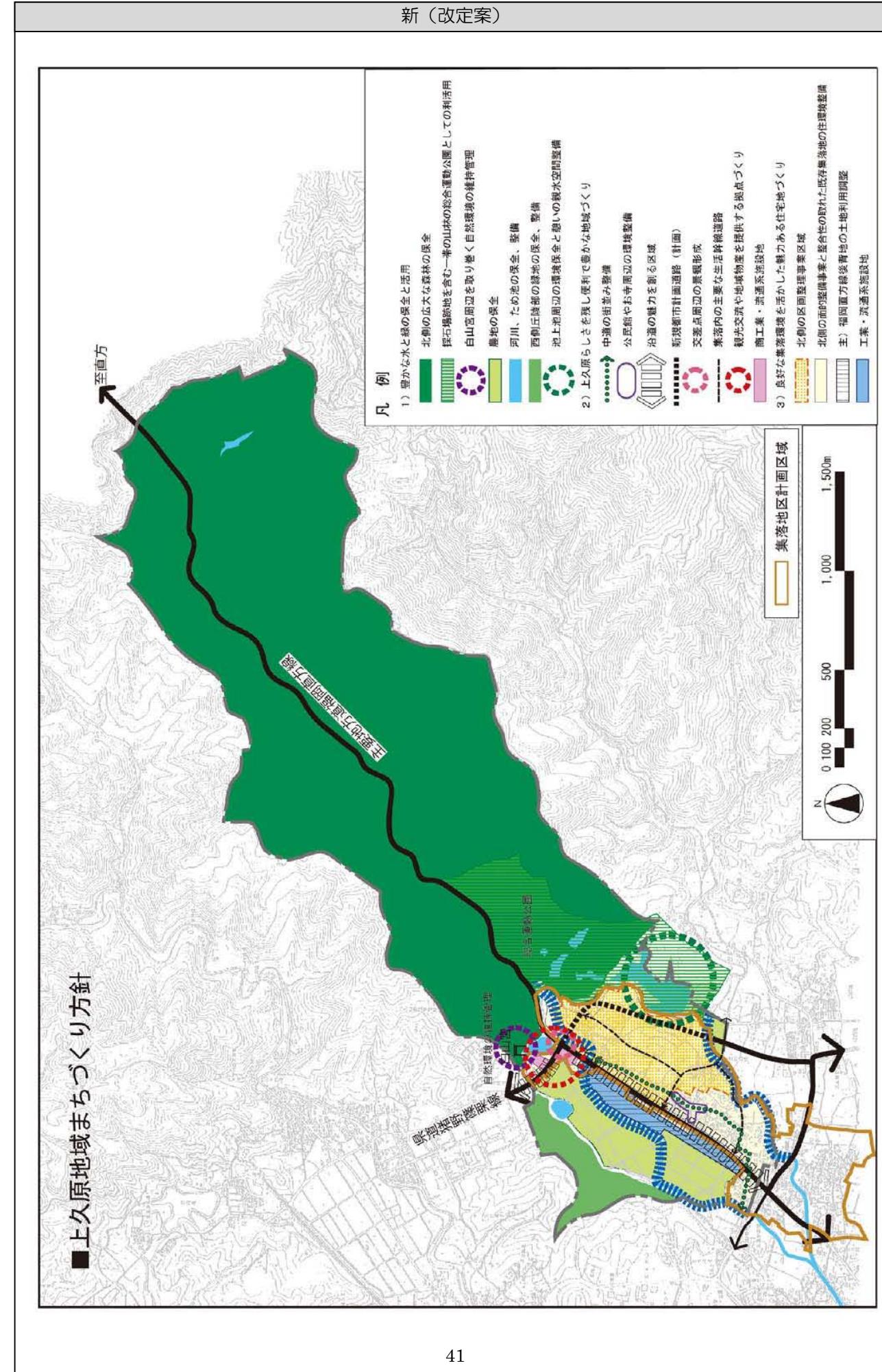
- 集落をつなぐ道づくり (幹線道路)
(集落内生活道路)
- "
(構想)
- 県) 猪野篠栗線変則交差点の改善

表 上久原地域まちづくり方針の体系											
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針								
<ul style="list-style-type: none"> 集落の北側、山手に広がる森林があり、採石場跡地等がある。 県)福岡直方線の沿道に採石場が点在している。 集落を離れ山林のフリンジに白山宮が立地している。 久原川、新建川沿いに農地が広がっている。 地域を久原川、新建川が貫流している。 ため池が山林と集落の間に点在している。 新建川沿いは緑道指定を受け、整備が一応完了している。 田園を縁取り斜面緑地が集落北側に分布している。 斜面緑地は、集落の南側にも集落環境を縁取るように存在している。 池上池周辺は自然環境に恵まれ、魅力ある親水空間、手つかずの自然環境が形成されている。 <p>(主)福岡直方線が都市計画道路として拡幅が計画されている。 東久原から延伸する新規都市計画道路が計画されている。 上記二つの幹線道路が交差予定の交差点は、十分な整備がなされていない。 幹線道路の整備だけではそれらを相互に結ぶ生活幹線道路は不足気味である。 集落の中心となっている中道がある。 中道沿いには水路が流れ身近な親水空間が形成、生垣も連続して分布している。 中道沿道及びその周辺には、寺社、公民館などの建物等が存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中道を中心に集落が形成されている。 潤いあるため池も隣接して分布している。 狭隘な細街路もあり車利用などに不便である。 北側で面整備が行われている。 (主)福岡直方線北側は農振農用地外である。 上久原地区集落に集落地区計画が指定されている。 	誇りをもつて地域の魅力を後世に継承する住みよいまち	<p>①森林の保全 ・北側の広大な森林の保全 ・採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用 ・白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理</p> <p>②農地の保全 ・久原川沿いの集団農地の保全 ・新建川沿いの農地の保全</p> <p>③河川、ため池の保全、整備 ・河川、ため池等の水系、水質の保全 ・河川敷管理の徹底 ・久原川、新建川の緑道整備</p> <p>④集落を取りまく豊かな緑の保全、活用 ・西側丘陵部の保全、整備、活用 ・池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備</p> <p>①幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備 ・(主)福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備 ・新規都市計画道路(計画)の整備促進と沿道環境の整備 ・交差点周辺の景観形成 ・幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進</p> <p>②魅力ある中道を中心とした上久原らしさを感じられるまちづくり ・水路や生垣等を活かした中道の街並み整備 ・公民館やお寺周辺を活かした周辺の環境整備 ・中道と地域を結ぶ散策路整備 ・地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり</p> <p>①面的整備促進による豊かで安全な住環境整備(北側の区画整理事業区域) ・丘陵部の特徴を活かした緑豊かな住宅地形成 ・既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善 ・池上池湖畔の親水性の高い施設整備</p> <p>②北側の面的整備事業と整合性の取れた既存集落地の住環境整備 ・上久原らしい良好な集落環境の保全と整備</p> <p>③幹線道路沿道の土地利用調整 ・(主)福岡直方線後背地の土地利用調整</p>	<p>4. 上久原地域まちづくり方針の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況・問題点</th> <th>将来像</th> <th>地域まちづくりの目標</th> <th>地域まちづくりの方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 集落の北側、山手に広がる森林があり、採石場跡地等がある。 県)福岡直方線の沿道に採石場が点在している。 集落を離れ山林のフリンジに白山宮が立地している。 久原川、新建川沿いに農地が広がっている。 地域を久原川、新建川が貫流している。 ため池が山林と集落の間に点在している。 新建川沿いは緑道指定を受け、整備が一応完了している。 田園を縁取り斜面緑地が集落北側に分布している。 斜面緑地は、集落の南側にも集落環境を縁取るように存在している。 池上池周辺は自然環境に恵まれ、魅力ある親水空間、手つかずの自然環境が形成されている。 <p>(主)福岡直方線が都市計画道路として拡幅が計画されている。 東久原から延伸する新規都市計画道路が計画されている。 上記二つの幹線道路が交差予定の交差点は、十分な整備がなされていない。 幹線道路の整備だけではそれらを相互に結ぶ生活幹線道路は不足気味である。 集落の中心となっている中道がある。 中道沿いには水路が流れ身近な親水空間が形成、生垣も連続して分布している。 中道沿道及びその周辺には、寺社、公民館などの建物等が存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中道を中心に集落が形成されている。 潤いあるため池も隣接して分布している。 狭隘な細街路もあり車利用などに不便である。 北側で面整備が行われている。 (主)福岡直方線北側は農振農用地外である。 上久原地区集落に集落地区計画が指定されている。 </td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 誇りをもつて地域の魅力を後世に継承する住みよいまち </td><td> <p>①森林の保全 ・北側の広大な森林の保全 ・採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用 ・白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理</p> <p>②農地の保全 ・久原川沿いの集団農地の保全 ・新建川沿いの農地の保全</p> <p>③河川、ため池の保全、整備 ・河川、ため池等の水系、水質の保全 ・河川敷管理の徹底 ・久原川、新建川の緑道整備</p> <p>④集落を取りまく豊かな緑の保全、活用 ・西側丘陵部の保全、整備、活用 ・池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備</p> <p>①幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備 ・(主)福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備 ・新規都市計画道路(計画)の整備促進と沿道環境の整備 ・交差点周辺の景観形成 ・幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進</p> <p>②魅力ある中道を中心とした上久原らしさを感じられるまちづくり ・水路や生垣等を活かした中道の街並み整備 ・公民館やお寺周辺を活かした周辺の環境整備 ・中道と地域を結ぶ散策路整備 ・地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり</p> <p>③地場産品を活かした観光交流ゾーンの形成 ・観光交流や地域物産を提供する拠点づくり ・観光交流センターの整備、総合案内板の整備 ・地産地消施設の整備 ・休憩所の整備</p> <p>①面的整備促進による豊かで安全な住環境整備(北側の区画整理事業区域) ・丘陵部の特徴を活かした緑豊かな住宅地形成 ・既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善 ・池上池湖畔の親水性の高い施設整備</p> <p>②北側の面的整備事業と整合性の取れた既存集落地の住環境整備 ・上久原らしい良好な集落環境の保全と整備</p> <p>③幹線道路沿道の土地利用調整 ・(主)福岡直方線後背地の土地利用調整</p> </td><td> <p>40</p> </td></tr> </tbody> </table>	現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> 集落の北側、山手に広がる森林があり、採石場跡地等がある。 県)福岡直方線の沿道に採石場が点在している。 集落を離れ山林のフリンジに白山宮が立地している。 久原川、新建川沿いに農地が広がっている。 地域を久原川、新建川が貫流している。 ため池が山林と集落の間に点在している。 新建川沿いは緑道指定を受け、整備が一応完了している。 田園を縁取り斜面緑地が集落北側に分布している。 斜面緑地は、集落の南側にも集落環境を縁取るように存在している。 池上池周辺は自然環境に恵まれ、魅力ある親水空間、手つかずの自然環境が形成されている。 <p>(主)福岡直方線が都市計画道路として拡幅が計画されている。 東久原から延伸する新規都市計画道路が計画されている。 上記二つの幹線道路が交差予定の交差点は、十分な整備がなされていない。 幹線道路の整備だけではそれらを相互に結ぶ生活幹線道路は不足気味である。 集落の中心となっている中道がある。 中道沿いには水路が流れ身近な親水空間が形成、生垣も連続して分布している。 中道沿道及びその周辺には、寺社、公民館などの建物等が存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中道を中心に集落が形成されている。 潤いあるため池も隣接して分布している。 狭隘な細街路もあり車利用などに不便である。 北側で面整備が行われている。 (主)福岡直方線北側は農振農用地外である。 上久原地区集落に集落地区計画が指定されている。 	誇りをもつて地域の魅力を後世に継承する住みよいまち	<p>①森林の保全 ・北側の広大な森林の保全 ・採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用 ・白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理</p> <p>②農地の保全 ・久原川沿いの集団農地の保全 ・新建川沿いの農地の保全</p> <p>③河川、ため池の保全、整備 ・河川、ため池等の水系、水質の保全 ・河川敷管理の徹底 ・久原川、新建川の緑道整備</p> <p>④集落を取りまく豊かな緑の保全、活用 ・西側丘陵部の保全、整備、活用 ・池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備</p> <p>①幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備 ・(主)福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備 ・新規都市計画道路(計画)の整備促進と沿道環境の整備 ・交差点周辺の景観形成 ・幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進</p> <p>②魅力ある中道を中心とした上久原らしさを感じられるまちづくり ・水路や生垣等を活かした中道の街並み整備 ・公民館やお寺周辺を活かした周辺の環境整備 ・中道と地域を結ぶ散策路整備 ・地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり</p> <p>③地場産品を活かした観光交流ゾーンの形成 ・観光交流や地域物産を提供する拠点づくり ・観光交流センターの整備、総合案内板の整備 ・地産地消施設の整備 ・休憩所の整備</p> <p>①面的整備促進による豊かで安全な住環境整備(北側の区画整理事業区域) ・丘陵部の特徴を活かした緑豊かな住宅地形成 ・既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善 ・池上池湖畔の親水性の高い施設整備</p> <p>②北側の面的整備事業と整合性の取れた既存集落地の住環境整備 ・上久原らしい良好な集落環境の保全と整備</p> <p>③幹線道路沿道の土地利用調整 ・(主)福岡直方線後背地の土地利用調整</p>	<p>40</p>
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針								
<ul style="list-style-type: none"> 集落の北側、山手に広がる森林があり、採石場跡地等がある。 県)福岡直方線の沿道に採石場が点在している。 集落を離れ山林のフリンジに白山宮が立地している。 久原川、新建川沿いに農地が広がっている。 地域を久原川、新建川が貫流している。 ため池が山林と集落の間に点在している。 新建川沿いは緑道指定を受け、整備が一応完了している。 田園を縁取り斜面緑地が集落北側に分布している。 斜面緑地は、集落の南側にも集落環境を縁取るように存在している。 池上池周辺は自然環境に恵まれ、魅力ある親水空間、手つかずの自然環境が形成されている。 <p>(主)福岡直方線が都市計画道路として拡幅が計画されている。 東久原から延伸する新規都市計画道路が計画されている。 上記二つの幹線道路が交差予定の交差点は、十分な整備がなされていない。 幹線道路の整備だけではそれらを相互に結ぶ生活幹線道路は不足気味である。 集落の中心となっている中道がある。 中道沿いには水路が流れ身近な親水空間が形成、生垣も連続して分布している。 中道沿道及びその周辺には、寺社、公民館などの建物等が存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中道を中心に集落が形成されている。 潤いあるため池も隣接して分布している。 狭隘な細街路もあり車利用などに不便である。 北側で面整備が行われている。 (主)福岡直方線北側は農振農用地外である。 上久原地区集落に集落地区計画が指定されている。 	誇りをもつて地域の魅力を後世に継承する住みよいまち	<p>①森林の保全 ・北側の広大な森林の保全 ・採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用 ・白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理</p> <p>②農地の保全 ・久原川沿いの集団農地の保全 ・新建川沿いの農地の保全</p> <p>③河川、ため池の保全、整備 ・河川、ため池等の水系、水質の保全 ・河川敷管理の徹底 ・久原川、新建川の緑道整備</p> <p>④集落を取りまく豊かな緑の保全、活用 ・西側丘陵部の保全、整備、活用 ・池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備</p> <p>①幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備 ・(主)福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備 ・新規都市計画道路(計画)の整備促進と沿道環境の整備 ・交差点周辺の景観形成 ・幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進</p> <p>②魅力ある中道を中心とした上久原らしさを感じられるまちづくり ・水路や生垣等を活かした中道の街並み整備 ・公民館やお寺周辺を活かした周辺の環境整備 ・中道と地域を結ぶ散策路整備 ・地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり</p> <p>③地場産品を活かした観光交流ゾーンの形成 ・観光交流や地域物産を提供する拠点づくり ・観光交流センターの整備、総合案内板の整備 ・地産地消施設の整備 ・休憩所の整備</p> <p>①面的整備促進による豊かで安全な住環境整備(北側の区画整理事業区域) ・丘陵部の特徴を活かした緑豊かな住宅地形成 ・既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善 ・池上池湖畔の親水性の高い施設整備</p> <p>②北側の面的整備事業と整合性の取れた既存集落地の住環境整備 ・上久原らしい良好な集落環境の保全と整備</p> <p>③幹線道路沿道の土地利用調整 ・(主)福岡直方線後背地の土地利用調整</p>	<p>40</p>								

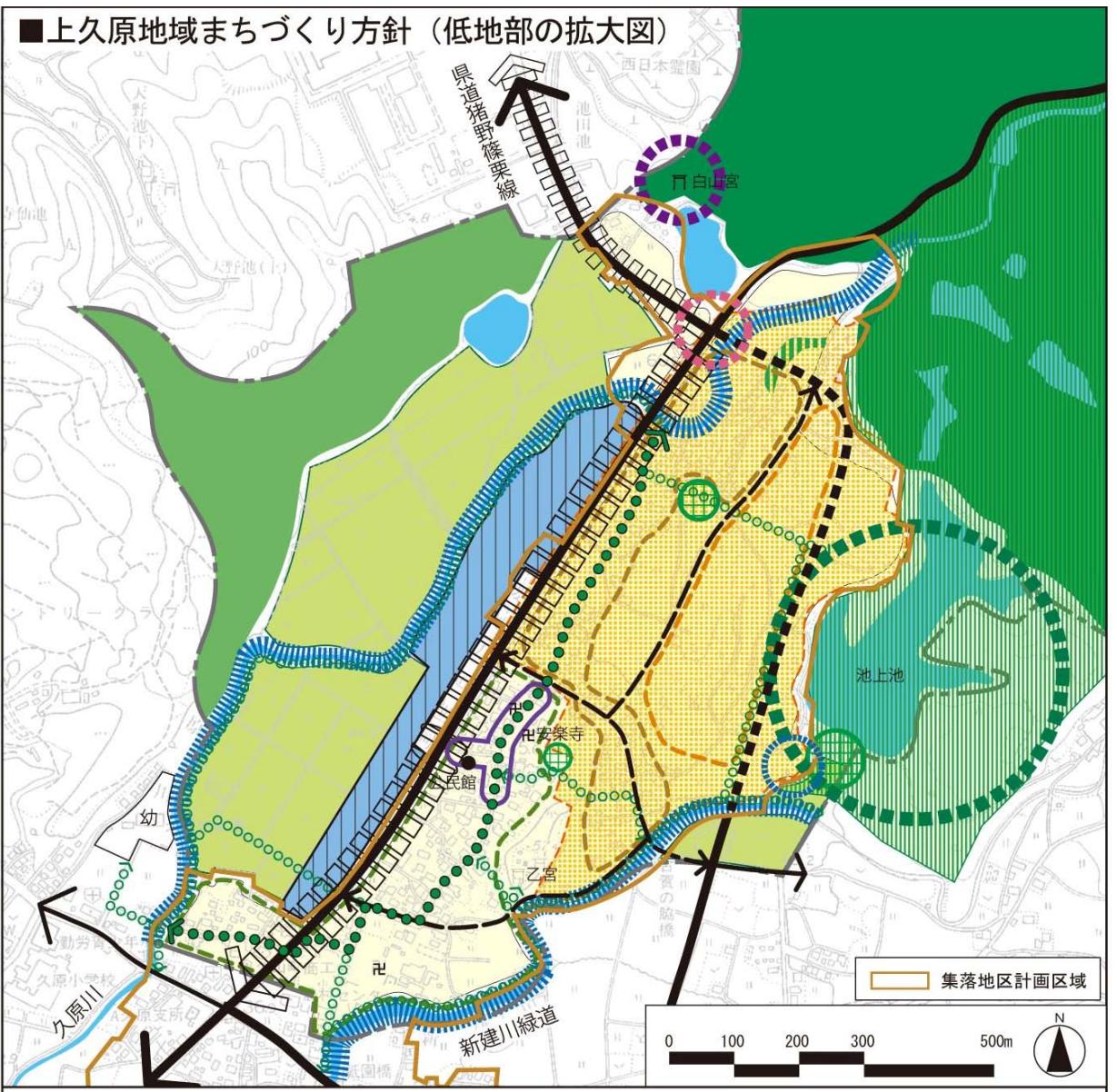
■上久原地域まちづくり方針



■上久原地域まちづくり方針



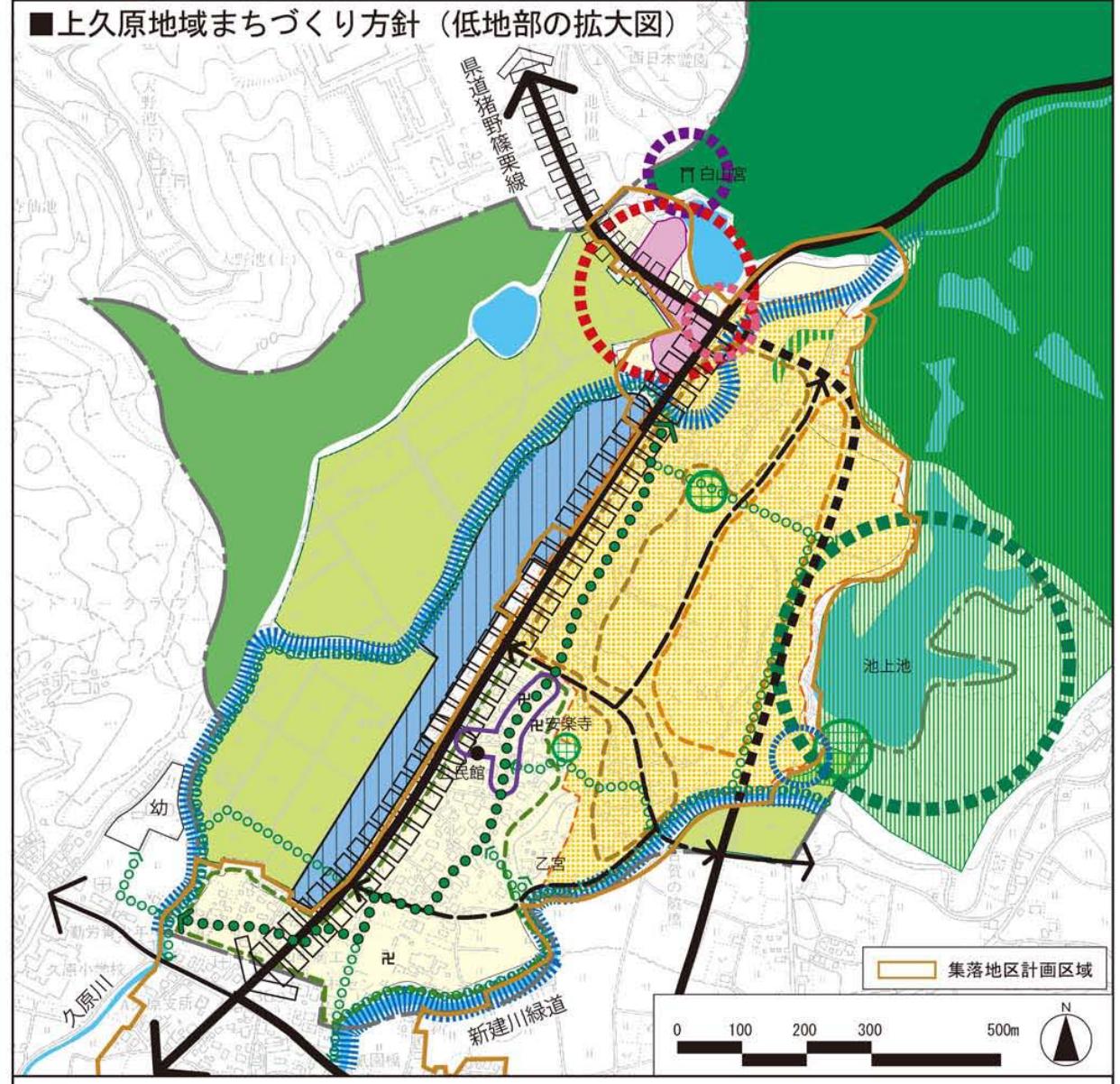
旧（現計画）



凡例

- 1) 森林の保全
- 北側の広大な森林の保全
 - 採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用
 - 白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理
- 農地の保全
- 久原川沿いの集団農地の保全、新建川沿いの農地の保全
- 河川・ため池の保全整備
- 河川、ため池等の水系、水質の保全、河川敷管理の徹底、久原川、新建川の緑道整備
- 集落取りまく豊かな緑の保全・活用
- 西側丘陵部の緑地の保全、整備
 - 池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備
- 2) 幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備
- 主）福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備
 - 幹線道路沿道の土地利用調整
 - 新規都市計画道路（計画）の整備促進と沿道環境の整備
 - 工業・物流系施設地

新（改定案）



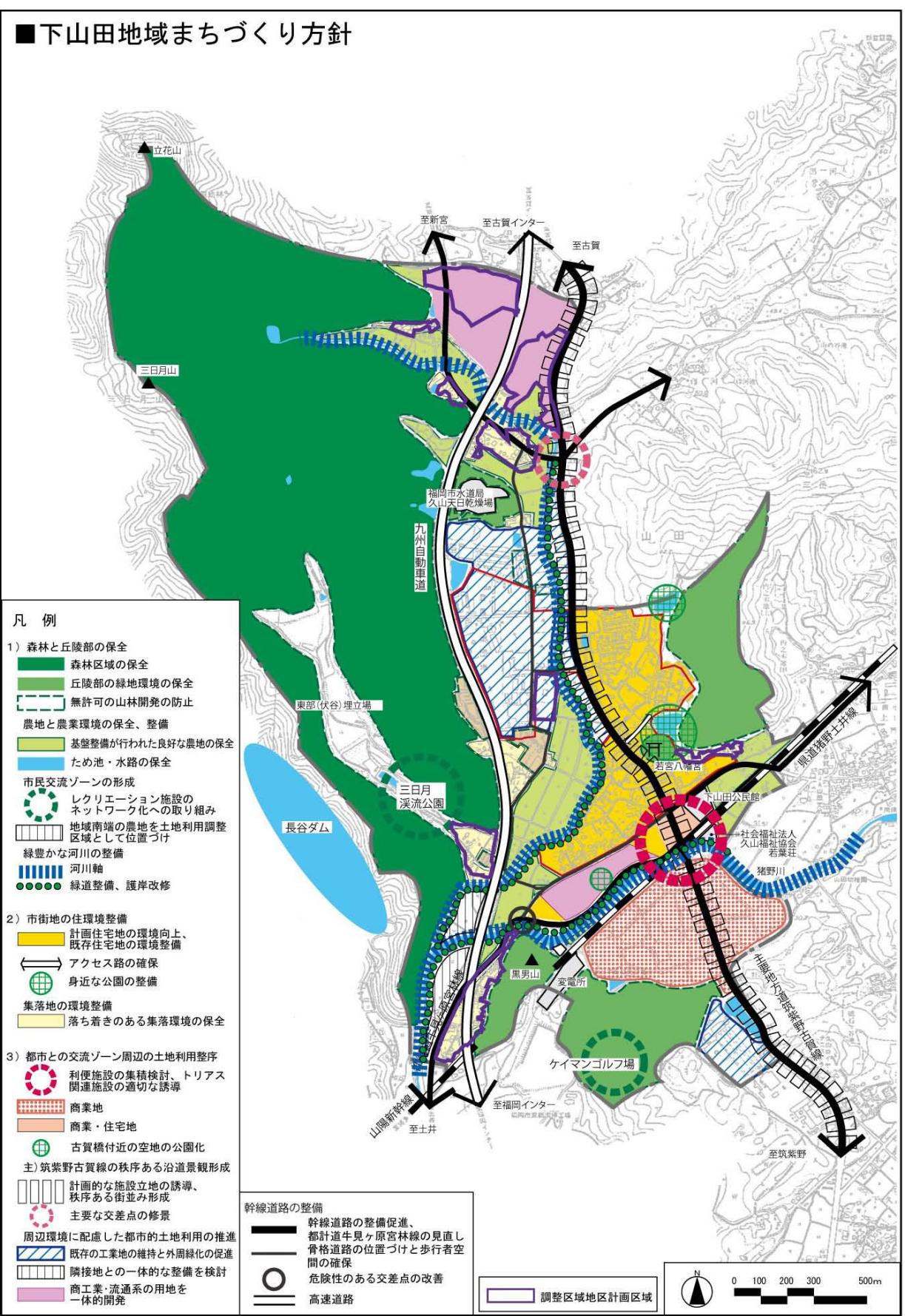
凡例

- 1) 森林の保全
- 北側の広大な森林の保全
 - 採石場跡地等を含む一帯の山林の総合運動公園としての利活用
 - 白山宮周辺を取り巻く自然環境の維持管理
- 農地の保全
- 久原川沿いの集団農地の保全、新建川沿いの農地の保全
- 河川・ため池の保全整備
- 河川、ため池等の水系、水質の保全、河川敷管理の徹底、久原川、新建川の緑道整備
- 集落を取りまく豊かな緑の保全・活用
- 西側丘陵部の緑地の保全、整備
 - 池上池周辺の環境保全と憩いの親水空間整備
- 2) 幹線道路網の整備と魅力ある沿道環境整備
- 主）福岡直方線等の拡幅整備と魅力ある沿道環境整備
 - 新規都市計画道路（計画）の整備促進と沿道環境の整備
 - 交差点周辺の景観形成
 - 幹線道路相互を連絡する集落内の主要な生活幹線道路の整備促進
- 魅力ある中道を中心とした上久原らしさを感じられるまちづくり
- 水路や生垣等を活かした中道の街並み整備
 - 公民館やお寺周辺を活かした周辺の環境整備
 - 中道と地域を結ぶ散策路整備
 - 地域住民の憩いの場となる広場・公園づくり
 - 観光交流や地域物産を提供する拠点づくり
 - 観光交流センター、地産地消施設、総合案内板、休憩所の整備等
- 3) 面的整備による豊かで安全な住環境整備（北側の区画整理事業区域）
- 丘陵部の特徴を活かした緑豊かな住宅地形成
 - 既存集落の良好な環境を守りつつ基盤改善
 - 池上池湖畔の親水性の高い施設整備
- 北側の面的整備事業と整合性のとれた既存集落地の住環境整備
- 上久原らしい良好な集落環境の保全と整備
 - 幹線道路沿道の土地利用調整
 - 主）福岡直方線後背地の土地利用調整
 - 工業・物流系施設地

表 下山田地域まちづくり方針の体系			
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 西側一帯は山林で占められているが、立花山周辺は玄海国定公園に指定されている。東側には丘陵部が広がっている。 北側から南に小河内川、南東部から猪野川が流れている。川沿いに農地と集落が形成されている。 南側に三日月渓流公園やケイマンゴルフ場といったレクリエーション施設が立地している。三日月渓流公園は利用が少ない。 		<p>1) 地域を縁取る水・緑環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林と丘陵部の保全 <ul style="list-style-type: none"> 森林区域の保全 丘陵地の緑地環境の保全、整備、活用 山林開発の防止 ②農地と農業環境の保全、整備 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備が行われた良好な農地の保全 安心して農業が営める環境の維持、整備(水路等) ③市民交流ゾーンの形成 <ul style="list-style-type: none"> 三日月渓流公園の活用 ケイマンゴルフ場の活用 レクリエーション施設のネットワーク化への取り組み ④緑豊かな河川の整備 <ul style="list-style-type: none"> 猪野川沿いの緑道整備 小河内川沿いの緑道整備、護岸改修 	
<ul style="list-style-type: none"> 人口は、微増傾向にあり世帯数はかなり増加している。他地域に比べると若い世代の割合が多い。 市街化区域に宅地化が進んでいない未利用地がみられる。 住環境について、道路が狭い、アクセス路がわかりにくい、身近な公園が少ない、下水道の整備が遅れている。 市街化区域に隣接した調整区域で山林開発が起こっている。 		<p>2) 安全でうるおいのある住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市街地の住環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ●計画住宅地の環境向上 ・宅地化の促進 ・二方向避難が可能なアクセス路の確保 ・主要な連絡道路の拡幅整備 ②既存住宅地の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地化の促進 ・主要な連絡道路の整備 ・川に親しめる住宅地形成 ③身近な公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・若宮八幡宮を中心に隣接した空地や藤六池を活かした公園整備 ・小浦池の周りに遊歩道を設け、公園化 ④集落地の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きのある集落環境の保全 ・主要な連絡道路の拡幅整備 ・集落内の基盤整備に合わせ、土地利用の整序等を検討 ⑤下水・排水施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> 広域的な交通網（九州自動車道、山陽新幹線）が集まっており、町外からの様々な影響を受けている。 主要地方道筑紫野古賀線、県道山田新宮線、県道猪野土井線の整備が行われている。 福岡市の施設として、東部（伏谷）埋立場、水道局の天日乾燥場、揚水場が立地している。 登尾工業団地があり、大型商業施設のトリアスが立地している。 商業施設等の立地により、土地利用の混乱や交通問題などが顕在化しつつある。 前城谷地区、荒河原地区、狭浦地区、名子山地区、大谷地区、国貞地区、原田地区、法立地区、伏谷地区、牛見ヶ原地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 計画的な開発誘導と都市的な魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市との交流ゾーン周辺の土地利用整序 <ul style="list-style-type: none"> 利便施設の集積を検討 トリアス関連施設の適切な誘導 古賀橋付近の空地の公園化 ②主要地方道筑紫野古賀線の秩序ある沿道景観形成 <ul style="list-style-type: none"> 計画的な施設立地の誘導、秩序ある街並み形成 主要な交差点の修景 ③周辺環境に配慮した都市的土地区画整理事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 既存の工業地の維持と外周緑化の促進 隣接地との一体的な整備を検討 商工業・流通系の用地を一体的開発 ④幹線道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> （主）筑紫野古賀線の整備促進 県道猪野土井線の整備促進 都市計画道路牛見ヶ原宮林線の整備促進 県道山田新宮線の整備促進 骨格道路の位置づけと歩行者空間の確保 危険性のある交差点の改善 	

5. 下山田地域まちづくり方針の体系			
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 西側一帯は山林で占められているが、立花山周辺は玄海国定公園に指定されている。東側には丘陵部が広がっている。 北側から南に小河内川、南東部から猪野川が流れている。川沿いに農地と集落が形成されている。 南側に三日月渓流公園やケイマンゴルフ場といったレクリエーション施設が立地している。三日月渓流公園は利用が少ない。 		<p>1) 地域を縁取る水・緑環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林と丘陵部の保全 <ul style="list-style-type: none"> 森林区域の保全 丘陵地の緑地環境の保全、整備、活用 山林開発の防止 ②農地と農業環境の保全、整備 <ul style="list-style-type: none"> 基盤整備が行われた良好な農地の保全 安心して農業が営める環境の維持、整備(水路等) ③市民交流ゾーンの形成 <ul style="list-style-type: none"> 三日月渓流公園の活用 ケイマンゴルフ場の活用 レクリエーション施設のネットワーク化への取り組み ④緑豊かな河川の整備 <ul style="list-style-type: none"> 猪野川沿いの緑道整備 小河内川沿いの緑道整備、護岸改修 	
<ul style="list-style-type: none"> 人口は、微増傾向にあり世帯数はかなり増加している。他地域に比べると若い世代の割合が多い。 市街化区域に宅地化が進んでいない未利用地がみられる。 住環境について、道路が狭い、アクセス路がわかりにくい、身近な公園が少ない、下水道の整備が遅れている。 市街化区域に隣接した調整区域で山林開発が起こっている。 		<p>2) 安全でうるおいのある住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市街地の住環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ●計画住宅地の環境向上 ・宅地化の促進 ・二方向避難が可能なアクセス路の確保 ・主要な連絡道路の拡幅整備 ②既存住宅地の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地化の促進 ・主要な連絡道路の整備 ・川に親しめる住宅地形成 ③身近な公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・若宮八幡宮を中心に隣接した空地や藤六池を活かした公園整備 ・小浦池の周りに遊歩道を設け、公園化 ④集落地の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きのある集落環境の保全 ・主要な連絡道路の拡幅整備 ・集落内の基盤整備に合わせ、土地利用の整序等を検討 ⑤下水・排水施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> 広域的な交通網（九州自動車道、山陽新幹線）が集まっており、町外からの様々な影響を受けている。 主要地方道筑紫野古賀線、県道山田新宮線、県道猪野土井線の整備が行われている。 福岡市の施設として、東部（伏谷）埋立場、水道局の天日乾燥場、揚水場が立地している。 登尾工業団地があり、大型商業施設のトリアスが立地している。 商業施設等の立地により、土地利用の混乱や交通問題などが顕在化しつつある。 前城谷地区、荒河原地区、狭浦地区、名子山地区、大谷地区、国貞地区、原田地区、法立地区、伏谷地区、牛見ヶ原地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 計画的な開発誘導と都市的な魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市との交流ゾーン周辺の土地利用整序 <ul style="list-style-type: none"> 利便施設の集積を検討 トリアス関連施設の適切な誘導 古賀橋付近の空地の公園化 ②主要地方道筑紫野古賀線の秩序ある沿道景観形成 <ul style="list-style-type: none"> 計画的な施設立地の誘導、秩序ある街並み形成 主要な交差点の修景 ③周辺環境に配慮した都市的土地区画整理事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 既存の工業地の維持と外周緑化の促進 隣接地との一体的な整備を検討 商工業・流通系の用地を一体的開発 ④幹線道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> （主）筑紫野古賀線の整備促進 県道猪野土井線の整備促進 都市計画道路牛見ヶ原宮林線の整備促進 県道山田新宮線の整備促進 骨格道路の位置づけと歩行者空間の確保 危険性のある交差点の改善 	

旧(現計画)



新(改定案)

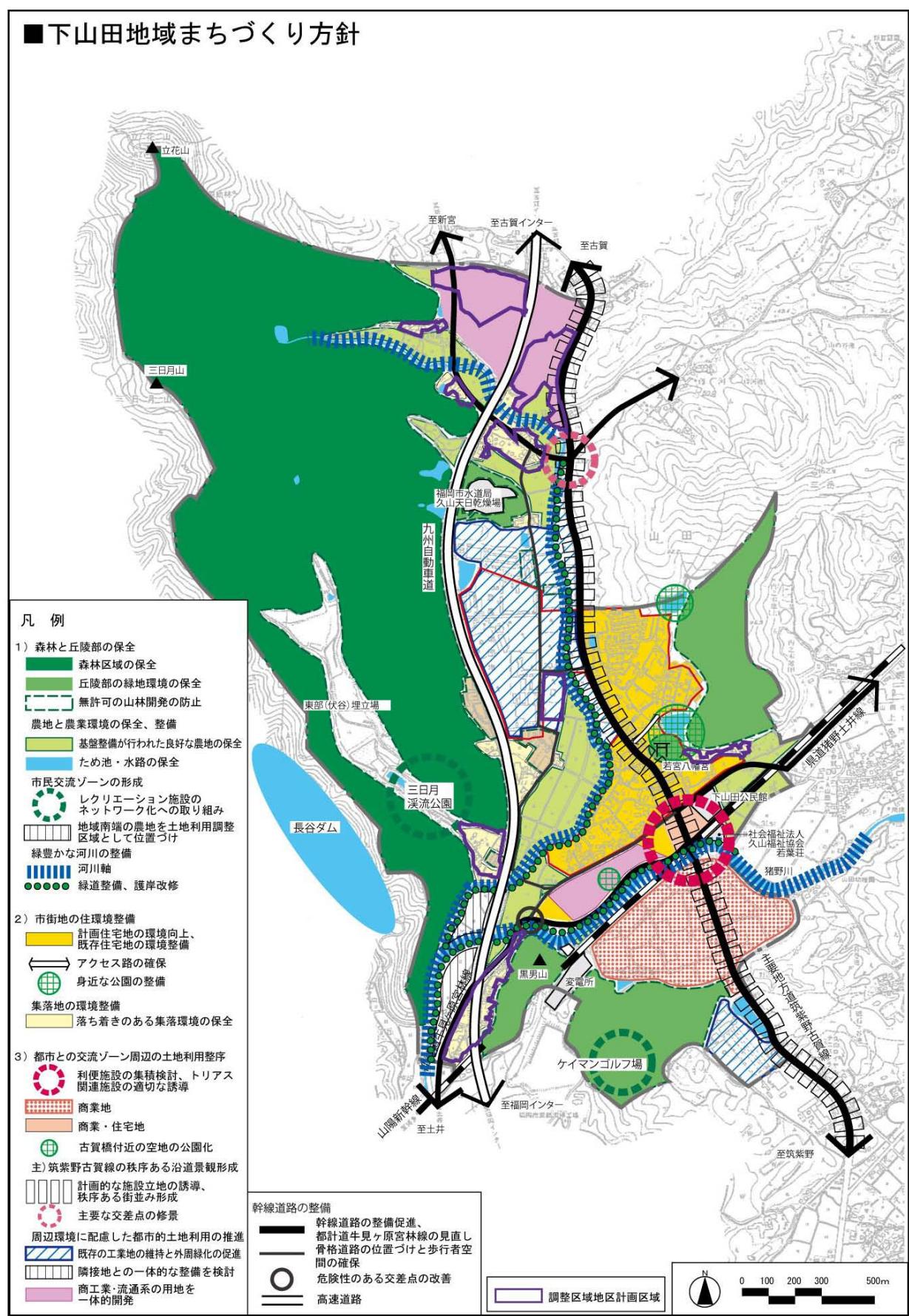
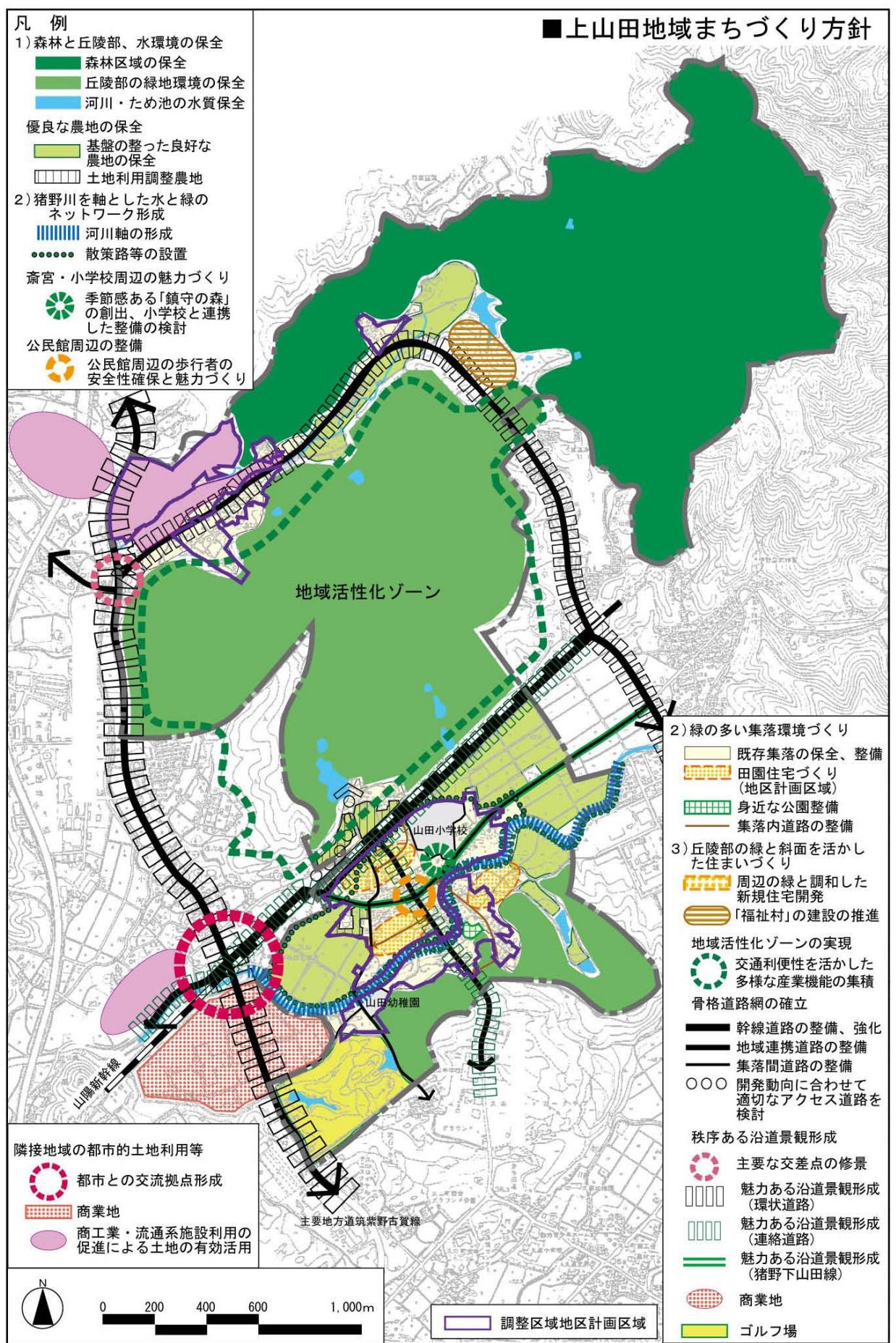


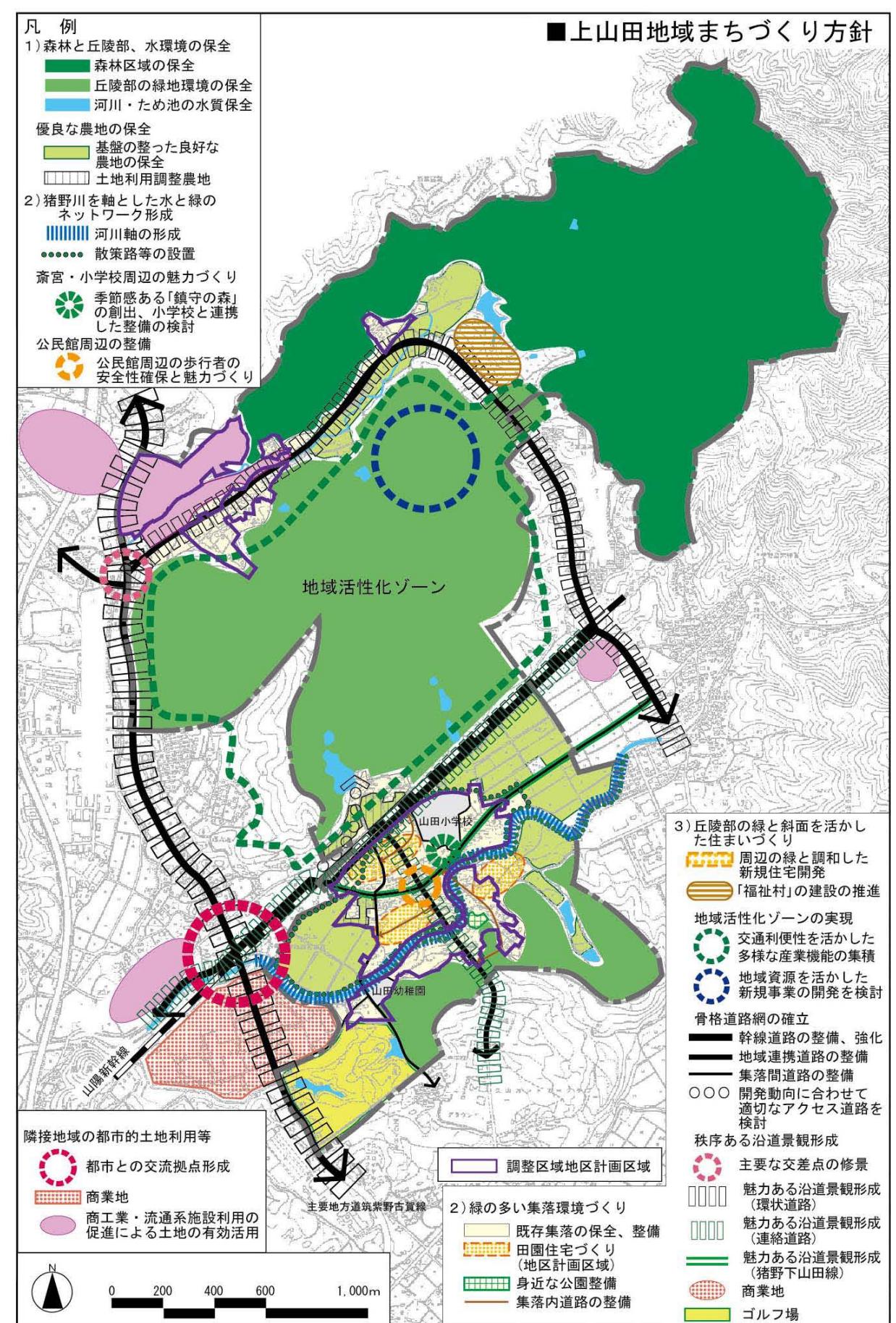
表 上山田地域まちづくり方針の体系			
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 地域の北東部の遠見岳周辺は県立自然公園に位置づけられている。 集落を囲むように丘陵部の緑や基盤の整った優良な農地が広がっている。 ホタルの舞う猪野川、小河内川が流れている。 		<p>1) 豊かな緑・水環境の保全</p> <p>①森林と丘陵部、水環境の保全 ・森林区域の保全 ・丘陵部の緑地環境の保全、整備、活用 ・猪野川、小河内川等、河川・ため池の水質保全</p> <p>②優良な農地の保全 ・基盤の整った良好な農地の保全</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 集落の中心を流れる猪野川と斎宮が地域のシンボルである。 河川改修は済んでおり、遊歩道等を工夫しているが、一部歩道がない区間もある。 斎宮の池を前面の道路と合わせた整備が行われている。 小学校と斎宮の連携を強めるため、境界の垣の除去を検討している。 地域人口はほぼ横ばいで、高齢化と若年層の減少が問題である。 河川沿いの緑地や集落の生垣など、緑が多くゆったりとした良好な集落を形成している。 バスルートである町道猪野下山田線の一部区間の幅員が狭い。 		<p>2) 水と緑に調和した良好な集落環境づくり</p> <p>④緑の多い集落環境づくり ●既存集落の保全、整備 ・既存集落の環境維持と修景整備 ・整備検討区域の土地利用調整と集落環境整備 ●田園住宅づくり(地区計画区域) ・戸建、低層集合住宅等、住居者層に合わせた住宅供給 ●身近な公園整備 ・既存公園の保全、整備 ・住宅地整備に合わせた公園の整備 ●集落内道路の整備 ・集落内の主要な連絡道路の整備 ・新規住宅地整備に合わせた連絡道路の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の北端に住宅地開発、「福祉村」形成、中央部に産業拠点創出のプロジェクトを検討中である。 猪野～黒河を通り、筑紫野古賀線に抜ける循環軸整備に取り組んでいる。 町道山田久原1号線の延伸を検討している。 道路空間や沿道の民有地は個別に施設のデザインや緑化等を工夫しているが、街並みとしての一体感や連続性に欠ける面がある。 公共下水道の整備が行われている。 黒河地区、格井原地区、藤河地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 都市的な利便性と魅力の創造</p> <p>①丘陵部の緑と斜面を活かした住まいづくり ・周辺の緑と調和した新規住宅開発 ・『福祉村(健康・福祉の複合施設整備)』の建設の推進</p> <p>②地域活性化ゾーンの実現 ・交通利便性を活かした多様な産業機能の集積</p> <p>③骨格道路網の確立 ・幹線道路の整備、強化(筑紫野古賀線、藤河猪野線、猪野土井線) ・地域連絡道路の整備(山田久原1号線) ・骨格となる集落間道路の整備(猪野下山田線、山田久原2号線、幼稚園～筑紫野古賀線へのアクセス路) ・開発動向に合わせて適切なアクセス道路を検討</p> <p>④秩序ある沿道景観形成 ・主要な交差点の修景 ・魅力ある沿道景観の形成 ・商業・業務系施設の計画的誘導</p> <p>⑤下水・排水施設の整備 ・下水道整備の推進 ・新規住宅地整備に伴う排水施設の設置</p>	

6. 上山田地域まちづくり方針の体系			
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 地域の北東部の遠見岳周辺は県立自然公園に位置づけられている。 集落を囲むように丘陵部の緑や基盤の整った優良な農地が広がっている。 ホタルの舞う猪野川、小河内川が流れている。 		<p>1) 豊かな緑・水環境の保全</p> <p>①森林と丘陵部、水環境の保全 ・森林区域の保全 ・丘陵部の緑地環境の保全、整備、活用 ・猪野川、小河内川等、河川・ため池の水質保全</p> <p>②優良な農地の保全 ・基盤の整った良好な農地の保全</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 集落の中心を流れる猪野川と斎宮が地域のシンボルである。 河川改修は済んでおり、遊歩道等を工夫しているが、一部歩道がない区間もある。 斎宮の池を前面の道路と合わせた整備が行われている。 小学校と斎宮の連携を強めるため、境界の垣の除去を検討している。 地域人口はほぼ横ばいで、高齢化と若年層の減少が問題である。 河川沿いの緑地や集落の生垣など、緑が多くゆったりとした良好な集落を形成している。 バスルートである町道猪野下山田線の一部区間の幅員が狭い。 		<p>2) 水と緑に調和した良好な集落環境づくり</p> <p>④緑の多い集落環境づくり ●既存集落の保全、整備 ・既存集落の環境維持と修景整備 ・整備検討区域の土地利用調整と集落環境整備 ●田園住宅づくり(地区計画区域) ・戸建、低層集合住宅等、住居者層に合わせた住宅供給 ●身近な公園整備 ・既存公園の保全、整備 ・住宅地整備に合わせた公園の整備 ●集落内道路の整備 ・集落内の主要な連絡道路の整備 ・新規住宅地整備に合わせた連絡道路の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の北端に住宅地開発、「福祉村」形成、中央部に産業拠点創出のプロジェクトを検討中である。 猪野～黒河を通り、筑紫野古賀線に抜ける循環軸整備に取り組んでいる。 町道山田久原1号線の延伸を検討している。 道路空間や沿道の民有地は個別に施設のデザインや緑化等を工夫しているが、街並みとしての一体感や連続性に欠ける面がある。 公共下水道の整備が行われている。 黒河地区、格井原地区、藤河地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3) 都市的な利便性と魅力の創造</p> <p>①丘陵部の緑と斜面を活かした住まいづくり ・周辺の緑と調和した新規住宅開発 ・『福祉村(健康・福祉の複合施設整備)』の建設の推進</p> <p>②地域活性化ゾーンの実現 ・交通利便性を活かした多様な産業機能の集積 ・地域の資源を活かした新規事業の開発を検討</p> <p>③骨格道路網の確立 ・幹線道路の整備、強化(筑紫野古賀線、藤河猪野線、猪野土井線) ・地域連絡道路の整備(山田久原1号線) ・骨格となる集落間道路の整備(猪野下山田線、山田久原2号線、幼稚園～筑紫野古賀線へのアクセス路) ・開発動向に合わせて適切なアクセス道路を検討</p> <p>④秩序ある沿道景観形成 ・主要な交差点の修景 ・魅力ある沿道景観の形成 ・商業・業務系施設の計画的誘導</p> <p>⑤下水・排水施設の整備 ・下水道整備の推進 ・新規住宅地整備に伴う排水施設の設置</p>	

旧(現計画)



新(改定案)



旧（現計画）

表 猪野地域まちづくり方針の体系

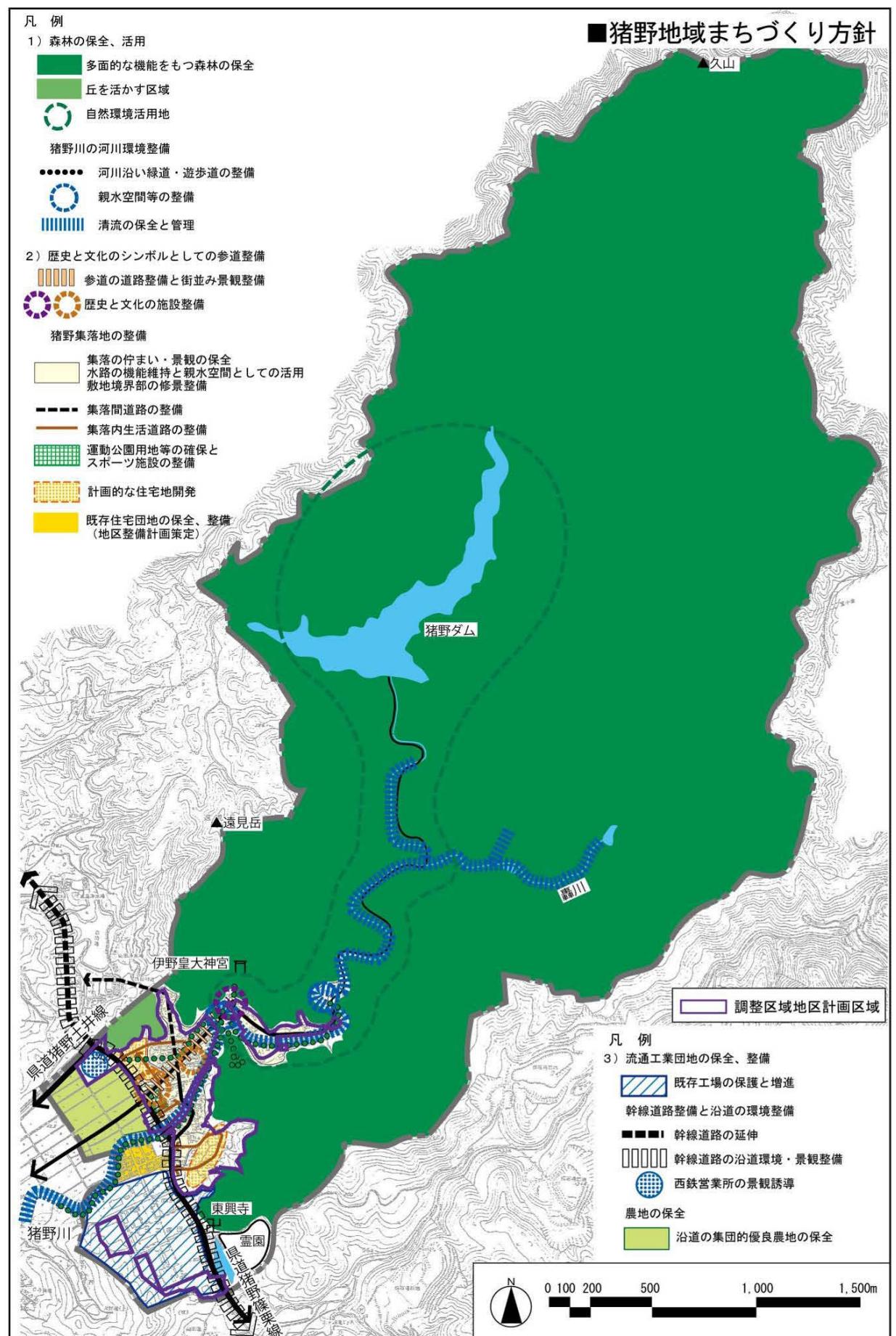
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 犬鳴連峰の山地が広がり、南北を猪野川が流れている。 山地の大半は太宰府県立自然公園で、保安林、自然環境保全地域が指定されている。豊かな自然環境が残っている。 猪野川上流部には猪野ダムがあり、周辺ではレクリエーション・飲食施設等の整備が進められている。 猪野川上流部では河川整備が行われ、小広場も整備されている。 猪野川ではホタル観察、釣り等のレジャー客で夏は賑わう。 			<p>①森林の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的な機能をもつ森林の保全 地域住民が自然に親しめる桜山公園の整備 <p>②猪野川の河川環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な親水空間整備 護岸崩壊危険カ所の護岸改修・整備 河川沿い緑道・遊歩道の整備 猪野山荘・かじか跡地周辺等での親水公園・渓流公園・駐車場・飲食施設等の整備（猪野川河川エリア整備） ●清流の保全と管理 ホタルが棲み続けられる水質の維持 多自然型護岸の整備推進 来訪者へのゴミマナーの徹底と管理 地域住民による自主管理の仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 伊野皇大神宮及び神宮へ向かう参道は地域のシンボルとなっている。 夏季交通渋滞は住民の生活を圧迫している。 参道周辺には、地域の歴史・文化をうかがえる景観・水路等の資源が残っている。 地域南部では一団の農地、民家など田園景観、地域固有の佇まいが残っている。 集落内には、網の目状に水路がある。 古くからある民家には生け垣、庭木等の緑がみられる。 かみじ会館北側はほ場整理されていない昔ながらの田園が広がっている。 平原地区では営農していない農地が点在する。 集落内では道路、公園、下水道等の基盤施設の整備が立ち遅れている。 南部市街化区域内住宅地では未利用宅地が存在する。 		<p>1)</p> <p>猪野川に育まれる豊かな自然環境の保全、整備</p> <p>①歴史と文化のシンボルとしての参道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参道の道路整備と街並み景観整備 風格ある参道整備 伊野皇大神宮前およびバスセンター周辺の修景整備 かみじ会館周辺の核づくりと修景整備 旧公民館周辺の環境整備 駐車場整備及び駐車禁止区域の設定 ●歴史と文化の施設整備 人づくりと郷土の歴史・文化の継承をはかる資料館の整備 旧公民館などの地域資源の活用 <p>②猪野集落地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな田園集落地の整備 集落の佇まい・景観の保全 水路の機能維持と親水空間としての活用 敷地境界部の修景整備 ●地区にふさわしい基盤整備 県道猪野篠栗線の拡幅と歩道施設 生活道路の整備 運動公園用地の確保とスポーツ施設の整備 <p>③計画的な住宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> かみじ会館周辺での田園住宅地の整備 平原地区での良好な斜面住宅地の整備 新規住宅地整備に伴う排水施設の整備 <p>④既存住宅団地の保全、整備(地区整備計画策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地の保全 未利用宅地の利用促進 <p>①流通工業団地の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工場の保護と増進 <p>②幹線道路整備と沿道の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒河地区に向かう広幅員道路の延伸整備 幹線道路の沿道環境・景観整備 西鉄営業所の景観誘導 山田方面へ向かう道路（県道猪野土井線、町道猪野下山田線）の沿道整備 <p>③農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の集団的優良農地の保全 	
<ul style="list-style-type: none"> 南部の赤坂工業団地は計画的に整備されている。 県道猪野土井線、町道猪野下久原線の沿道には、落ち着きのある田園景観が広がっている。 南部の一団の農地は、農業振興地域の農用地に指定されている。 別所地区、猪野北部地区、猪野南部地区、小柳地区、赤坂団地地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>2)</p> <p>伊野皇大神宮を中心とする風格ある集落環境整備</p> <p>3)</p> <p>緑豊かな沿道環境整備</p>	<p>①森林の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的な機能をもつ森林の保全 地域住民が自然に親しめる桜山公園の整備 <p>②猪野川の河川環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な親水空間整備 護岸崩壊危険カ所の護岸改修・整備 河川沿い緑道・遊歩道の整備 猪野山荘・かじか跡地周辺等での親水公園・渓流公園・駐車場・飲食施設等の整備（猪野川河川エリア整備） ●清流の保全と管理 ホタルが棲み続けられる水質の維持 多自然型護岸の整備推進 来訪者へのゴミマナーの徹底と管理 地域住民による自主管理の仕組みづくり <p>①歴史と文化のシンボルとしての参道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参道の道路整備と街並み景観整備 風格ある参道整備 伊野皇大神宮前およびバスセンター周辺の修景整備 かみじ会館周辺の核づくりと修景整備 旧公民館周辺の環境整備 駐車場整備及び駐車禁止区域の設定 ●歴史と文化の施設整備 人づくりと郷土の歴史・文化の継承をはかる資料館の整備 旧公民館などの地域資源の活用 <p>②猪野集落地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな田園集落地の整備 集落の佇まい・景観の保全 水路の機能維持と親水空間としての活用 敷地境界部の修景整備 ●地区にふさわしい基盤整備 県道猪野篠栗線の拡幅と歩道施設 生活道路の整備 運動公園用地の確保とスポーツ施設の整備 <p>③計画的な住宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> かみじ会館周辺での田園住宅地の整備 平原地区での良好な斜面住宅地の整備 新規住宅地整備に伴う排水施設の整備 <p>④既存住宅団地の保全、整備(地区整備計画策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地の保全 未利用宅地の利用促進 <p>①流通工業団地の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工場の保護と増進 <p>②幹線道路整備と沿道の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒河地区に向かう広幅員道路の延伸整備 幹線道路の沿道環境・景観整備 商工業・流通系施設地の整備 山田方面へ向かう道路（県道猪野土井線、町道猪野下山田線）の沿道整備 <p>③農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の集団的優良農地の保全

新（改定案）

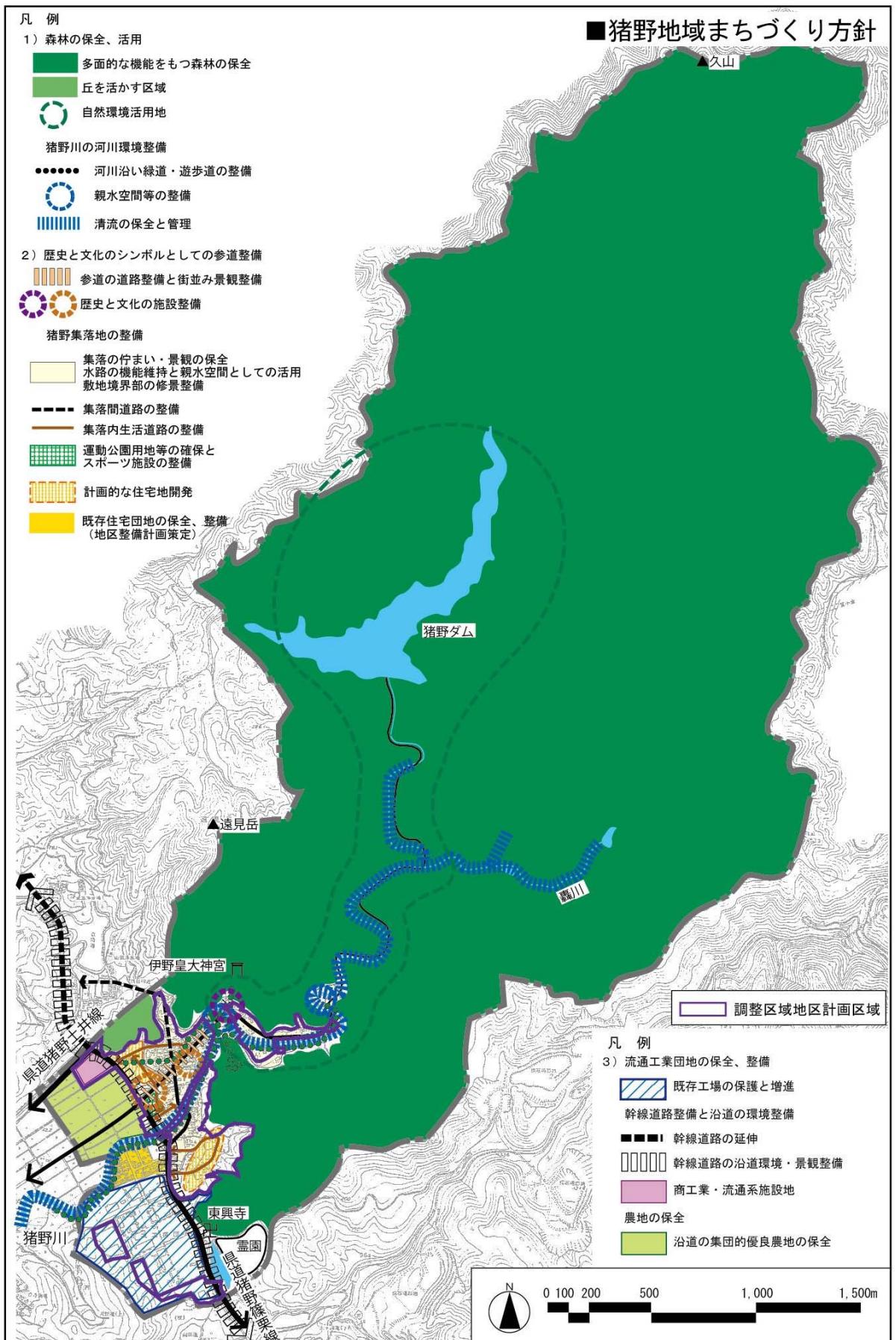
7. 猪野地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> 犬鳴連峰の山地が広がり、南北を猪野川が流れている。 山地の大半は太宰府県立自然公園で、保安林、自然環境保全地域が指定されている。豊かな自然環境が残っている。 猪野川上流部には猪野ダムがあり、周辺ではレクリエーション・飲食施設等の整備が進められている。 猪野川上流部では河川整備が行われ、小広場も整備されている。 猪野川ではホタル観察、釣り等のレジャー客で夏は賑わう。 		<p>1)</p> <p>猪野川に育まれる豊かな自然環境の保全、整備</p>	<p>①森林の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的な機能をもつ森林の保全 地域住民が自然に親しめる桜山公園の整備 <p>②猪野川の河川環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な親水空間整備 護岸崩壊危険カ所の護岸改修・整備 河川沿い緑道・遊歩道の整備 猪野山荘・かじか跡地周辺等での親水公園・渓流公園・駐車場・飲食施設等の整備（猪野川河川エリア整備） ●清流の保全と管理 ホタルが棲み続けられる水質の維持 多自然型護岸の整備推進 来訪者へのゴミマナーの徹底と管理 地域住民による自主管理の仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 伊野皇大神宮及び神宮へ向かう参道は地域のシンボルとなっている。 夏季交通渋滞は住民の生活を圧迫している。 参道周辺には、地域の歴史・文化をうかがえる景観・水路等の資源が残っている。 地域南部では一団の農地、民家など田園景観、地域固有の佇まいが残っている。 集落内には、網の目状に水路がある。 古くからある民家には生け垣、庭木等の緑がみられる。 かみじ会館北側はほ場整理されていない昔ながらの田園が広がっている。 平原地区では営農していない農地が点在する。 集落内では道路、公園、下水道等の基盤施設の整備が立ち遅れている。 南部市街化区域内住宅地では未利用宅地が存在する。 		<p>2)</p> <p>伊野皇大神宮を中心とする風格ある集落環境整備</p>	<p>①歴史と文化のシンボルとしての参道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参道の道路整備と街並み景観整備 風格ある参道整備 伊野皇大神宮前およびバスセンター周辺の修景整備 かみじ会館周辺の核づくりと修景整備 旧公民館周辺の環境整備 駐車場整備及び駐車禁止区域の設定 ●歴史と文化の施設整備 人づくりと郷土の歴史・文化の継承をはかる資料館の整備 旧公民館などの地域資源の活用 <p>②猪野集落地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな田園集落地の整備 集落の佇まい・景観の保全 水路の機能維持と親水空間としての活用 敷地境界部の修景整備 ●地区にふさわしい基盤整備 県道猪野篠栗線の拡幅と歩道施設 生活道路の整備 運動公園用地の確保とスポーツ施設の整備 <p>③計画的な住宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> かみじ会館周辺での田園住宅地の整備 平原地区での良好な斜面住宅地の整備 新規住宅地整備に伴う排水施設の整備 <p>④既存住宅団地の保全、整備(地区整備計画策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地の保全 未利用宅地の利用促進 <p>①流通工業団地の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工場の保護と増進 <p>②幹線道路整備と沿道の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒河地区に向かう広幅員道路の延伸整備 幹線道路の沿道環境・景観整備 商工業・流通系施設地の整備 山田方面へ向かう道路（県道猪野土井線、町道猪野下山田線）の沿道整備 <p>③農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の集団的優良農地の保全
<ul style="list-style-type: none"> 南部の赤坂工業団地は計画的に整備されている。 県道猪野土井線、町道猪野下久原線の沿道には、落ち着きのある田園景観が広がっている。 南部の一団の農地は、農業振興地域の農用地に指定されている。 別所地区、猪野北部地区、猪野南部地区、小柳地区、赤坂団地地区に市街化調整区域地区計画が指定されている。 		<p>3)</p> <p>緑豊かな沿道環境整備</p>	<p>①森林の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的な機能をもつ森林の保全 地域住民が自然に親しめる桜山公園の整備 <p>②猪野川の河川環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な親水空間整備 護岸崩壊危険カ所の護岸改修・整備 河川沿い緑道・遊歩道の整備 猪野山荘・かじか跡地周辺等での親水公園・渓流公園・駐車場・飲食施設等の整備（猪野川河川エリア整備） ●清流の保全と管理 ホタルが棲み続けられる水質の維持 多自然型護岸の整備推進 来訪者へのゴミマナーの徹底と管理 地域住民による自主管理の仕組みづくり <p>①歴史と文化のシンボルとしての参道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参道の道路整備と街並み景観整備 風格ある参道整備 伊野皇大神宮前およびバスセンター周辺の修景整備 かみじ会館周辺の核づくりと修景整備 旧公民館周辺の環境整備 駐車場整備及び駐車禁止区域の設定 ●歴史と文化の施設整備 人づくりと郷土の歴史・文化の継承をはかる資料館の整備 旧公民館などの地域資源の活用 <p>②猪野集落地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな田園集落地の整備 集落の佇まい・景観の保全 水路の機能維持と親水空間としての活用 敷地境界部の修景整備 ●地区にふさわしい基盤整備 県道猪野篠栗線の拡幅と歩道施設 生活道路の整備 運動公園用地の確保とスポーツ施設の整備 <p>③計画的な住宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> かみじ会館周辺での田園住宅地の整備 平原地区での良好な斜面住宅地の整備 新規住宅地整備に伴う排水施設の整備 <p>④既存住宅団地の保全、整備(地区整備計画策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地の保全 未利用宅地の利用促進 <p>①流通工業団地の保全、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工場の保護と増進 <p>②幹線道路整備と沿道の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒河地区に向かう広幅員道路の延伸整備 幹線道路の沿道環境・景観整備 商工業・流通系施設地の整備 山田方面へ向かう道路（県道猪野土井線、町道猪野下山田線）の沿道整備 <p>③農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の集団的優良農地の保全

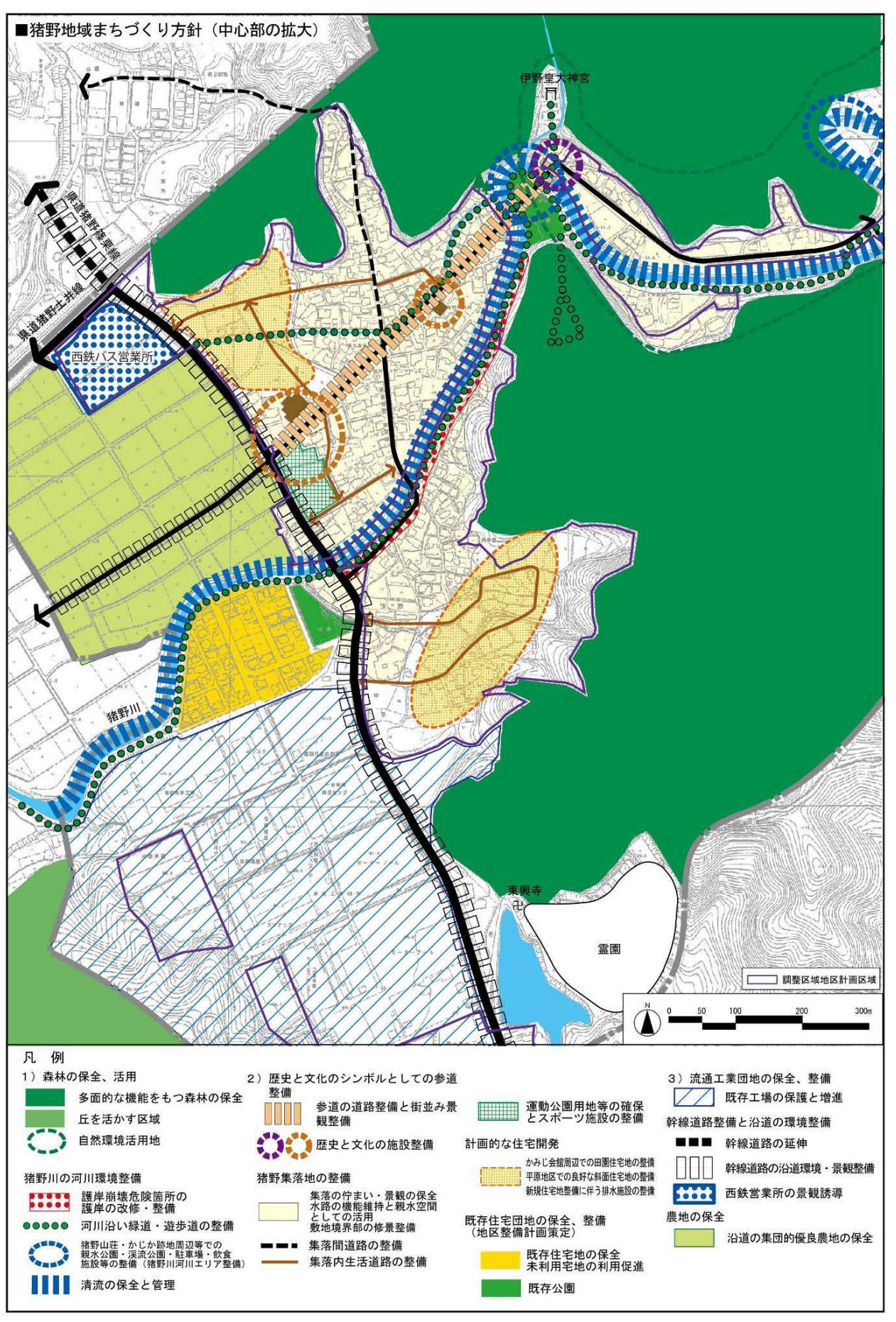
旧（現計画）



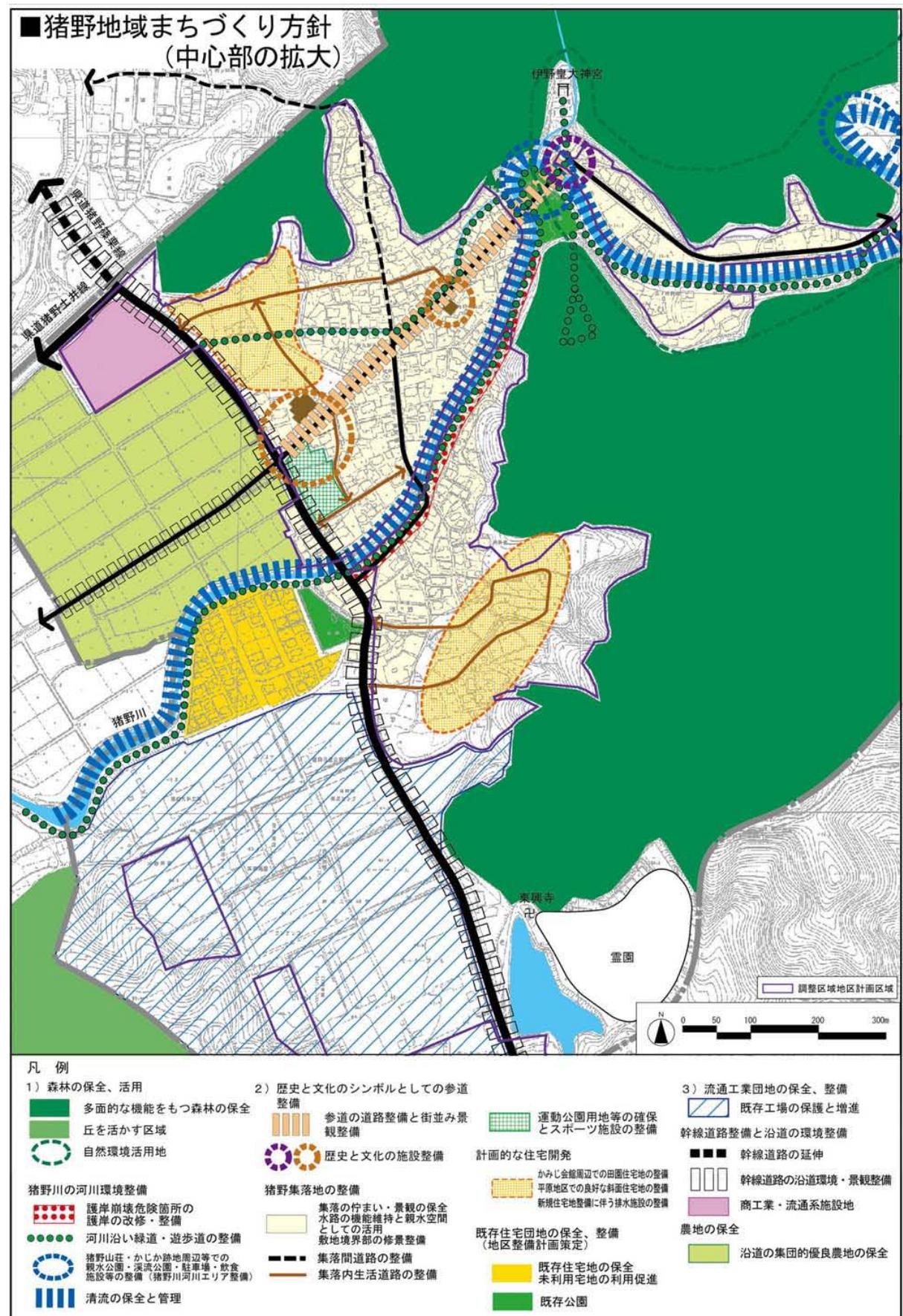
新（改定案）



旧（現計画）



新（改定案）



旧（現計画）

表 草場地域まちづくり方針の体系

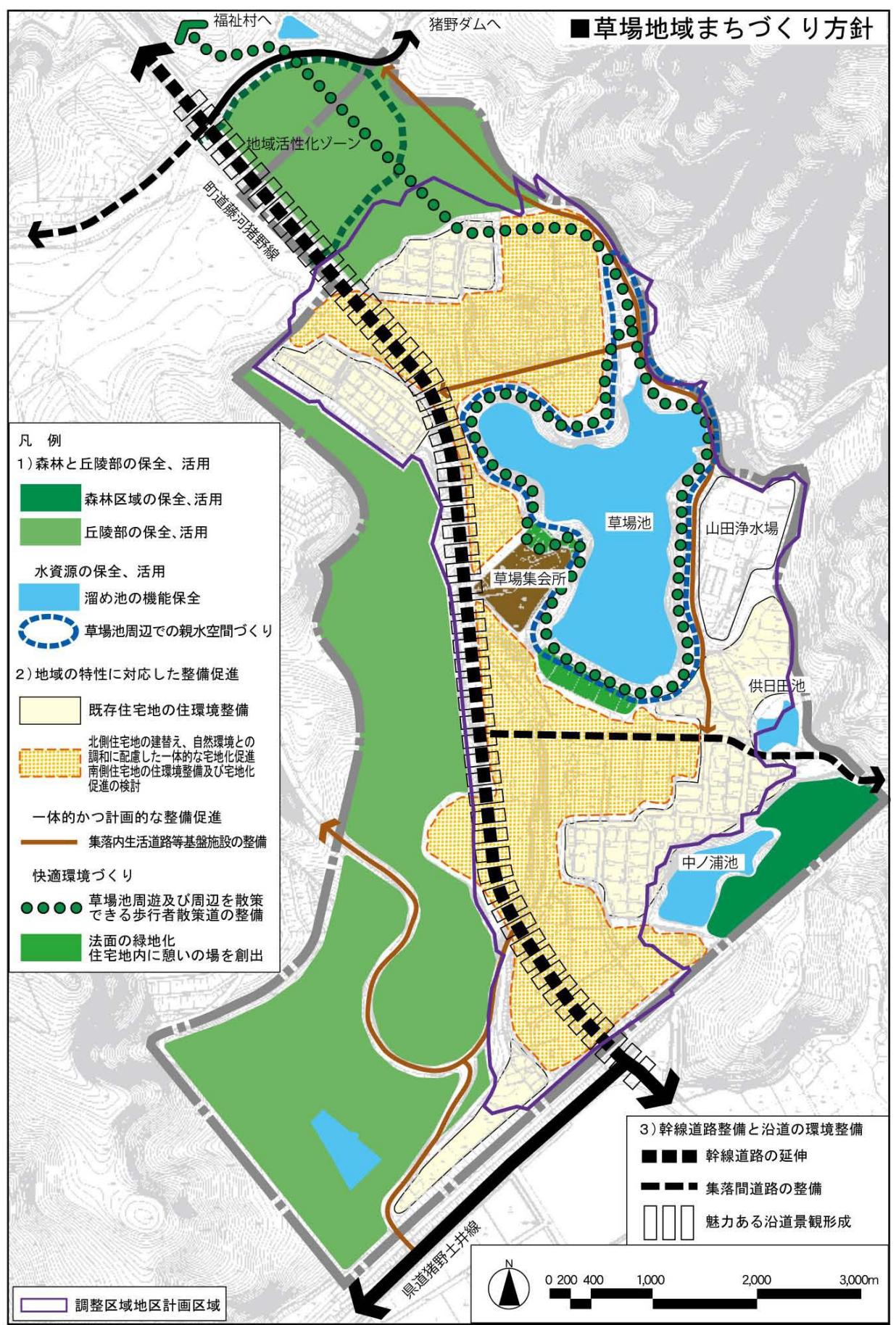
現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
緑に囲まれた安心・快適住宅地		1) 豊かな緑環境・水資源の保全、活用	<p>①森林と丘陵部の保全、活用 ・森林区域及び丘陵部の保全、活用</p> <p>②水資源の保全、活用 ・ため池の機能保全 ・草場池周辺での親水空間づくり</p>
		2) 将来も安心して暮らせる住宅地環境づくり	<p>①地域の特性に対応した整備促進 ・北側住宅地の建替え、自然環境との調和に配慮した一体的な宅地化促進 ・南側住宅地の住環境整備及び宅地化促進の検討 ・県安定型産業廃棄物久山処分場の跡地活用の検討</p> <p>②一體的かつ計画的な整備促進 ・集落内生活道路等基盤施設の整備 ・「健康田園文化都市」にふさわしい住宅、高齢者に配慮した住宅の整備 ・新旧住民が融和するコミュニティの形成</p> <p>③快適環境づくり ・草場池周遊及び周辺を散策できる歩行者散策道の整備 ・法面の緑地化 ・住宅地内に憩いの場を創出</p>
		3) 道路環境の整備、向上	<p>①幹線道路整備と沿道の環境整備 ・町道藤河猪野線の道路空間の高質化、沿道景観整備 ・集落間道路の整備</p>

新（改定案）

8. 草場地域まちづくり方針の体系

現況・問題点	将来像	地域まちづくりの目標	地域まちづくりの方針
緑に囲まれた安心・快適住宅地		1) 豊かな緑環境・水資源の保全、活用	<p>①森林と丘陵部の保全、活用 ・森林区域及び丘陵部の保全、活用</p> <p>②水資源の保全、活用 ・ため池の機能保全 ・草場池周辺での親水空間づくり</p>
		2) 将来も安心して暮らせる住宅地環境づくり	<p>①地域の特性に対応した整備促進 ・北側住宅地の建替え、自然環境との調和に配慮した一体的な宅地化促進 ・南側住宅地の住環境整備及び宅地化促進の検討 ・県安定型産業廃棄物久山処分場の跡地活用の検討</p> <p>②一體的かつ計画的な整備促進 ・集落内生活道路等基盤施設の整備 ・「健康田園文化都市」にふさわしい住宅、高齢者に配慮した住宅の整備 ・新旧住民が融和するコミュニティの形成</p> <p>③快適環境づくり ・草場池周遊及び周辺を散策できる歩行者散策道の整備 ・法面の緑地化 ・住宅地内に憩いの場を創出</p>
		3) 道路環境の整備、向上	<p>①幹線道路整備と沿道の環境整備 ・町道藤河猪野線の道路空間の高質化、沿道景観整備 ・集落間道路の整備</p>

旧(現計画)



新(改定案)

